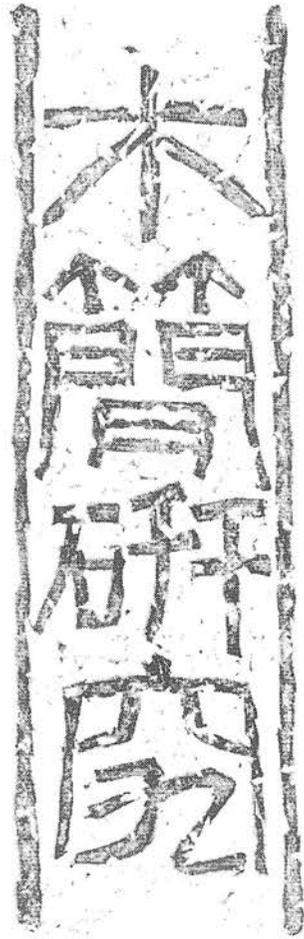


木簡研究

第二九号

木簡研究

第二九号



木
簡
学
会

題字
藤枝
晃刻

目次

巻頭言——考古資料としての木簡……………山中章……………1

目次……………iii

凡例……………vii

二〇〇六年出土の木簡……………1

概要	渡辺晃宏	1	奈良・藤原京跡	竹本晃	34
奈良・平城京跡(1)	武田和哉・原田香織		奈良・石神遺跡	市大樹	38
	宮崎正裕・原田憲二郎	7	奈良・新堂遺跡(角田地区)	平岩欣太	45
奈良・平城京跡(2)	山本崇	13	奈良・八条遺跡	坂靖	48
	岡田憲一・重見泰		奈良・上宮遺跡	平田政彦	49
奈良・平城京跡(3)	鶴見泰寿	14	大阪・大坂城下町跡	黒田慶一	51
			大阪・花屋敷遺跡	岡本圭司	55
奈良・西大寺食堂院跡	中島和彦	16	大阪・茨木遺跡	黒須靖之・黒須亜希子	57
奈良・日笠フシシダ遺跡	渡辺晃宏	19	兵庫・高畑町遺跡	黒須暉臣・西村匡広	59
	清水昭博・鶴見泰寿	29	三重・丁長遺跡	永島暉臣・西村匡広	59
奈良・藤原宮跡	市大樹	32		野嶋美沙子	61

愛知・吉田城址	岩原剛	62	石川・木ノ新保遺跡	三浦純夫	107
静岡・東前遺跡	鈴木敏則	63	石川・大町ゴンジヨガリ遺跡	柿田祐司	113
滋賀・西河原宮ノ内遺跡	畑中 英二・大橋 信弥	65	石川・八幡大皆口遺跡	北林雅康	115
滋賀・長浜城遺跡	池 崙陽 一	69	富山・安吉遺跡	金三津英則	118
長野・松本城下町跡小池町	竹原 学	70	富山・願海寺城跡	古川 知明	120
長野・松本城下町跡伊勢町	竹原 学	71	富山・富山城跡(城下町)	古川 知明	121
長野・東條遺跡	岡村 秀雄	78	新潟・新堀村下遺跡	武田 賢一・田中 一穂	125
宮城・仙台城跡	鹿野 仁子	79	新潟・駒首湯遺跡	渡邊ますみ・相沢 央	127
宮城・山王遺跡(八幡地区)	吉野 武	80	島根・大婦ヶ遺跡	宮田 健一	129
宮城・壇の越遺跡	村田 晃一・斉藤 篤	84	山口・周防国府跡	杉原 和恵	130
岩手・志羅山遺跡	鈴木 江利子	86	山口・史跡萩城跡(外堀)	西川 雄大	132
岩手・西川目遺跡	西澤 正晴	89	徳島・庄・蔵本遺跡	中村 豊・定森 秀夫	135
山形・史跡山形城跡	五十嵐 貴久	91	徳島・勝瑞館跡	重見 高博	137
秋田・根子荒田I遺跡	高橋 和 大	92	香川・高松城跡(寿町二丁目地区)	小川 賢	141
青森・新田(一)遺跡	木村 淳 一	93	福岡・鴻臚館跡	大庭 康 時	143
青森・新城平岡(四)遺跡	木村 淳 一	95	福岡・大宰府条坊跡	山村 信 榮	145
福井・木崎遺跡	坪田 聡 子	104	福岡・椿市廃寺	小川 秀 樹	147
石川・豊穂遺跡	藤田 邦 雄	106	佐賀・千堂遺跡	峯崎 幸 清	149

目次			
英文目次		
編集後記	土橋 誠	252
彙報	鶴見泰寿	247
中原遺跡出土木簡とその周辺	田中史生	237
元岡・桑原遺跡の概要と出土木簡	菅波正人	233
鴻臚館跡出土の木簡・年代・トイレ	大庭康時・松川博一	221
大宰府史跡出土木簡	酒井芳司	211
西海道の古代出土文字資料	柴田博子	199
〈九州特別研究集会の記録〉		198
大宝令施行直後の衛門府木簡群―藤原京跡左京七条一坊出土木簡の基礎的考察―	市 大樹	167
秋田・秋田城跡(第一・八・一二号)	小松正夫	154
石川・中屋サワ遺跡(第二五号)	向井裕知	165
奈良・平城京跡右京一条二坊二坪	山本 崇	151
奈良・本薬師寺跡	市 大樹	152
一九七七年以前出土の木簡(二一九)		151
釈文の訂正と追加(一〇)		154

凡 例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び積文の記載形式などについては、編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

一、報告は「二〇〇六年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「積文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれは奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の積文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。()内は図幅名である。

なお、「積文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に()で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の積文・内容」において最少限の言及を行なった。

一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、()で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、原則として調査ごとの通し番号とした。なお、「積文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、木簡の積文は、木目方向を縦として組むのを原則とした。但し、曲物の底板などについては必ずしもこの限りではない。

一、積文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「寶」「證」「籠」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「苜」「苜」「季」「躰」などについてのみ用いた。

一、積文下段のアラビア数字は木簡の長さ(文字の方向)・幅・厚さを示す(単位はmm)。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。なお、円形の木製品の法量は、径と厚さを示し(単位mm)、欠損している場合は復原径を示した場合がある。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。「積文の訂正と追加」の欄において積文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、積文に加えた符号は次の通りである(ix頁第一図参照)。

・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す(端とは木目方向の上下両端をいう)。

< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

々々

抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。但し、釘孔など別の用途の穿孔は省略した。

■ 抹消により判読困難なもの。

□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□□ 欠損文字のうち字数の数えられないもの。

× 前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

「」 異筆、追筆。

、 合点。

… 木目と直交する方向の刻線を示す。

〔 〕 校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として文字の右傍に付す。

() 右以外の校訂註、及び説明註。

[×] 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所左傍に・を付し原字を上必要領で右傍に示す。

カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。

マ、 文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

… 同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

がらず、中間の文字が不明なもの。

II 組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行頭に付けたもの。

* 巻頭図版に写真の掲載されているもの。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、次の一八型式からなる（ix頁第2図参照）。

011型式 短冊型。

015型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

019型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式 小形矩形のもの。

022型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

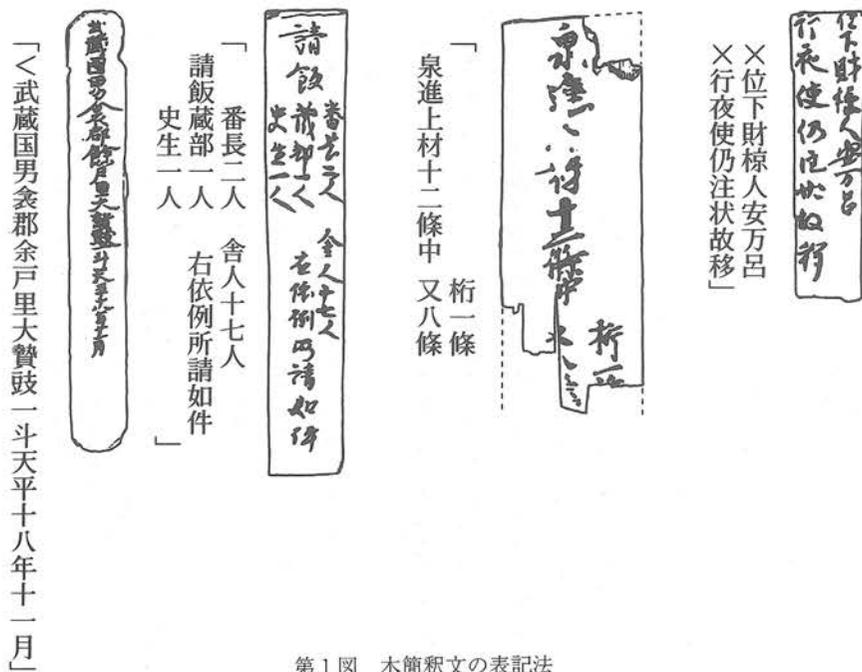
033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を失

らせたもの。

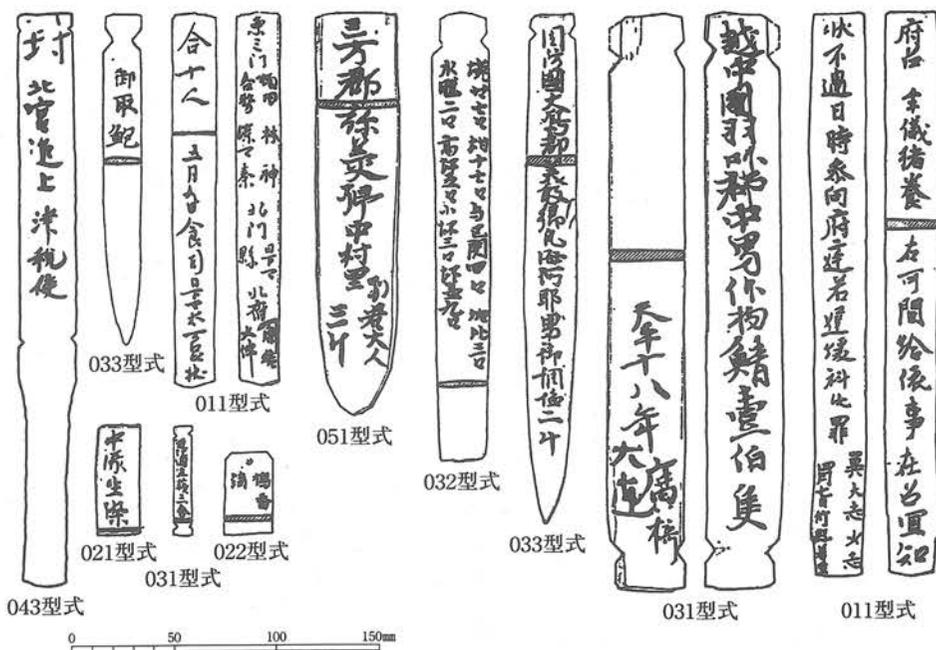
039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

041型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

053型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分



第1図 木簡積文の表記法



第2図 木簡の形態分類

の左右に切り込みを入れたもの。

049型式

長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

051型式

長方形の材の一端を尖らせたもの。

059型式

長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

061型式

用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

065型式

用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081型式

折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

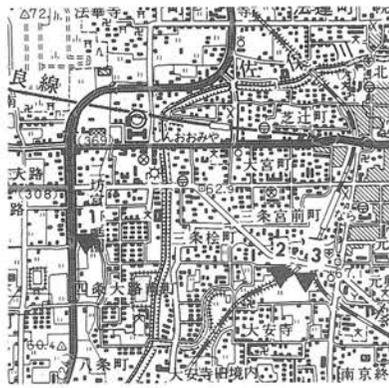
091型式

削屑。

なお、中世・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。

一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文目次は天理大学のW・エドワーズ氏にお願いした。



(奈良)

奈良・平城京跡^{へいじょうきょう} (1)

- 1 所在地 一 奈良市四条大路二丁目、二・三 同大森町
- 2 調査期間 一 二〇〇六年(平18)五月～六月、二二〇〇五年一月～二〇〇六年三月、三二〇〇七年一月～三月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 一 武田和哉、二 宮崎正裕・山前智敬
三 原田憲二郎・久保清子
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 一 奈良時代、二 弥生時代・奈良時代・平安時代、三 縄文時代・弥生時代・奈良時代・江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

奈良市教育委員会が二〇〇五・〇六年度に平城京跡において実施し、木簡が出土した調査について一括して報告する。

一 左京四条二坊三坪(市五五〇次調査)

調査地は、平城京の条坊復元では左京四条二坊三坪南辺の中央よりやや東寄りの場所に位置する。調査地の西隣では一九九五年度に発掘調査を実施しており、弥生時代の溝、古墳時代・奈良時代の掘立柱建物、掘立柱堀、井戸などを検出している。

発掘区内の基本層序は、発掘区西側では、造成土以下、黒褐色土、暗灰色土と続き、地表下約〇・七～〇・八mで黄褐色粘細砂または粘土の地山へと至る。古墳時代及び奈良時代の遺構は地山上面で検出した。一方、発掘区中央から東側では、造成土以下、黒褐色土、暗灰色土などの堆積が数層続き、地表下約一・〇～一・一mで灰褐色粘土の整地層へと至る。奈良時代から平安時代前半の遺構面は、この層の上面である。その灰褐色粘土の下には暗灰褐色粘土(整地層)があり、その下が黄灰色粘土の地山となる。

検出遺構には、古墳時代の溝、奈良時代の河川、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物・堀、鎌倉時代の井戸などがある。木簡は、奈良時代の河川〇三から一六号出土した。ここでは、それらのうち釈読できない削屑を除く一〇点を紹介する。

河川〇三は、発掘区の中央から東側の部分で検出した。西肩を確認したのみで、東側・北側と南側は発掘区外へと続く。深さは発掘区北辺付近で約二mである。埋土は概ね三層に大別される。下層は砂礫が主体であり、中層は自然に堆積した粘土、上層は人為的に埋

めたとみられる堆積となっている。木簡は、下層から奈良時代前半の須恵器・土師器・瓦の破片とともに出土した。堆積層の様相や遺物の時期などからみて、奈良時代前半から中頃にかけての時期までに、一部が埋没した後に、人為的に埋め立てを行ない宅地造成した可能性が高い。埋土の上から、奈良時代から平安時代の掘立柱建物二棟と掘立柱塀一条の柱穴が掘り込まれている。

河川〇三は、古墳時代以降、奈良時代のある時期まで、本調査区の北または北北西方向から南または南南東方向へと流れていたと想定される。河川を人為的に埋め立てて造成した後に建物などを建築している様相は、平城京内の宅地利用の実態を考える上では興味深い事例と言えるであろう。

二 左京五条四坊九・十六坪（市五四一次調査）

調査地は、平城京の条坊復元で左京五条四坊十六坪の北西から同九坪の東端中央にあたる。遺構検出は、発掘区東端では弥生時代後期頃に埋没する流路の灰茶色砂・粗砂上面で、それ以外の箇所は黄灰色粘砂上面で行なった。

主な検出遺構には、弥生時代後期の土坑、奈良時代の九坪・十六坪間の東四坊坊間東小路とその両側溝、九坪の東と十六坪の西を限る築地の雨落溝、九坪の坪内を区画する奈良時代の溝、掘立柱建物・塀、井戸、土坑がある。

木簡は、十六坪内の井戸SE〇一の枠内から一点出土した。SE

〇一は、掘形が南北一・六m東西一・七mの隅丸方形で、深さが一・四mである。井戸側は一本を半截して刳り貫いたもので、底には曲物を据えている。井戸側の内法は、南北〇・六五m東西〇・五五mで、高さ〇・九m分が遺存する。曲物の内法は、直径〇・一八m高さ〇・二六mである。井戸の廃絶時期は、共存する土器からみて、奈良時代末ないしは八世紀末頃と考えられる。

三 左京五条四坊十六坪（市五六八次調査）

調査地は、平城京の条坊復元では左京五条四坊十六坪の南端中央、及び十五坪と十六坪とを画する五条条間北小路にあたる。

検出した遺構は、弥生時代の土坑を除きすべて奈良時代以降のものである。奈良時代以降のものには五条条間北小路とその南北両側溝、十五坪の北面を限る築地塀とその雨落溝、十六坪南限となる溝、坪内を区画する道路・掘立柱塀・溝、十六坪南面に開く門、溝、土坑、木橋がある。なお、発掘区北端では東から西へ流れる縄文時代の河川を検出した。

木簡は、五条条間北小路北側溝の埋土から一点、この北側溝埋没後に重複する位置で掘削された土坑SK〇八から一点、計二点が出土した。後者は江戸時代初頭の土器とともに出土している。

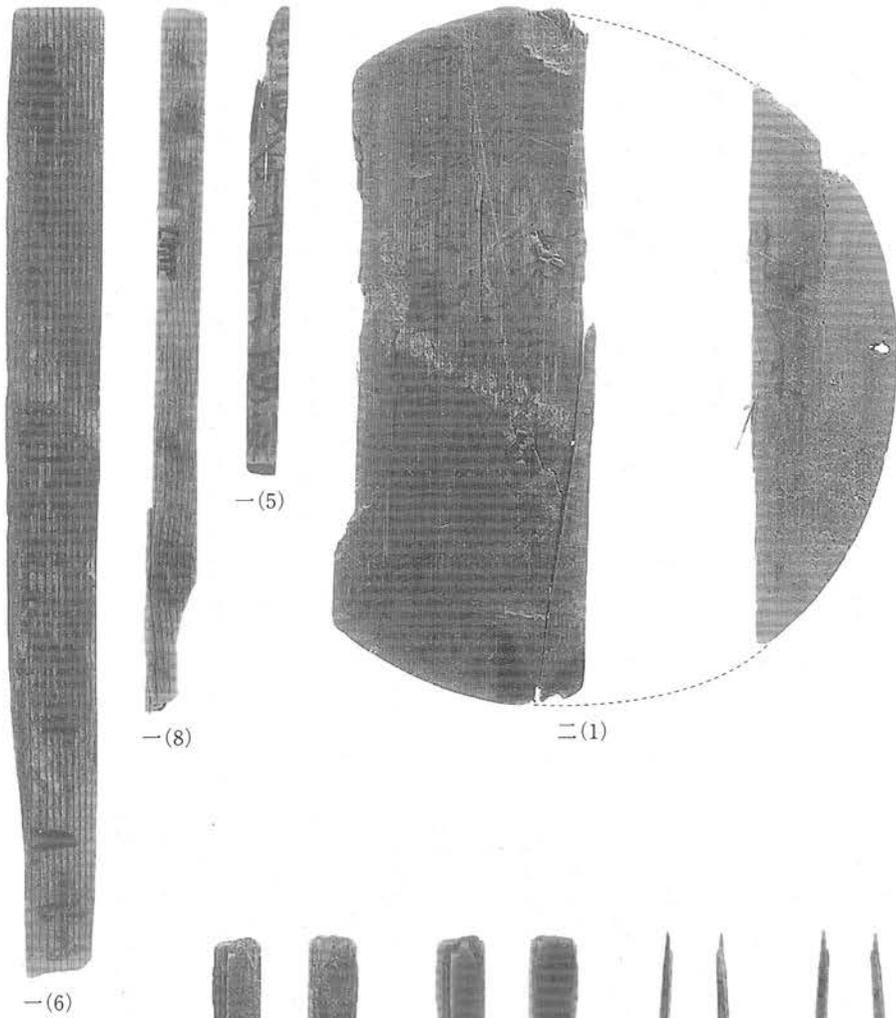
8 木簡の釈文・内容

一 左京四条二坊三坪（市五五〇次調査）

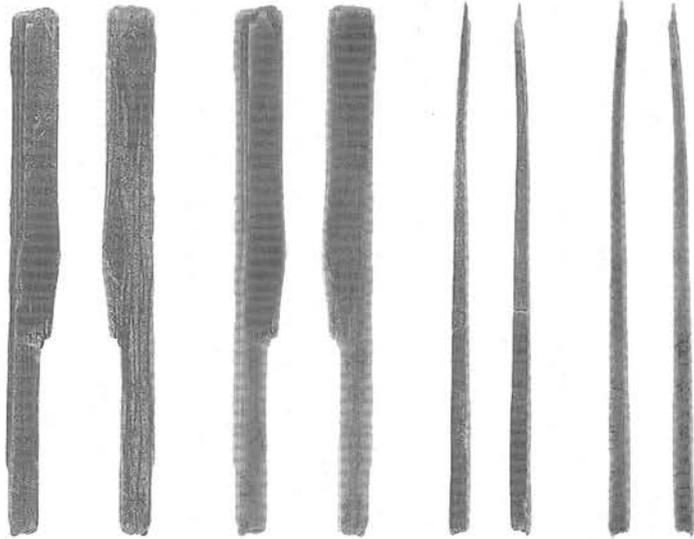
- (1) ・衛士十七人
 □□五升
 (141)×(13)×6 081
- (2) ・ □ 従六位上守左大史
 □□ 従□位下□□
 (145)×(5)×5 081
- (3) 「郡状」(木口)
 長(160)×幅10 061*
- (4) ・「<安芸国高田郡三田里<西マ首>」
 ・「<生石五斗 >」 209×22×5 031*
- (5) □□命者□受□□
 (124)×(10)×3 081
- (6) □□□□□□□□坐
 (258)×(26)×8 081
- (7) ・櫃石□ 拾拾□ □□□□四石二斗
 櫃 (薄い墨痕多数アリ)
 □□九人廿六
 (256)×41×3 019

- (8) □□ (187)×(13)×5 081
- (9) □米一石一 091
- (10) 伊 091
- (1)は上下両端折れ、左右両辺割れ。衛士への食料支給に関わる木簡か。(2)は上下両端折れ、左右両辺割れ。端正な文字で書かれた断片。左大史は太政官の官人で正六位上相当。(3)は棒軸の断片で、木口に墨書がある。他端は折れて欠損。某郡の書状の軸か。現存しないもう一方の木口に郡名の二文字が書かれていた可能性が考えられ、その場合国名を省略して郡名から書き出していることになる。(4)は四周削り。左辺は、上部の切り込みより上の部分と中央下寄りの一部を欠く。里制下(七〇一〜七二七)の安芸国の白米の荷札であろう。「三田里」は『和名抄』に見える安芸国高田郡三田郷にあたる。(5)は文書木簡の断片か。(6)は上端折れ、下端削り。左右両辺割れ。二文字目は「使」または「便」、五文字目は「預」または「頂」の可能性がある。(6)は上端と右辺削り。下端折れ、左辺割れ。一文字目の旁は「青」で、「請」などの可能性がある。(7)は上端折れ、下端と左右両辺は削り。三片接続。右辺は大きく欠損する。(8)は上端と右辺は削り。下端は右辺から削って羽子板の柄状に削り出す。左辺割れ。(9)は米の数量を記す帳簿木簡の削層か。(10)は一文字のみが

2006年出土の木簡



一(3)木口
(赤外線画像)



一(1)

一(1)
(赤外線画像)

一(2)

一(2)
(赤外線画像)



(奈良)

奈良・平城京跡(2)

へいじょうきょう

- 1 所在地 奈良市山陵町
- 2 調査期間 第一〇三十一六次調査 一九七八年(昭53)二月
～四月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 狩野 久
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 古代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
調査地は、平城京の条坊復元では右京北辺二坊二・三坪、一条北

大路にあたる。駐車場建設に伴い、約一三〇〇m²を調査した。長らく本誌未掲載であったものである。

検出した遺構は、大きく三時期に区分される。一期(奈良時代前半)は二坪・三坪が一体として利用される段階で、調査区の南辺で

検出した一条北大路北側溝SD二八二(旧一六〇)と掘立柱塀に画される区画内に、桁行七間梁行三間の南廂付東西棟掘立柱建物SB一六五(旧二五〇)、南北棟掘立柱建物二棟などが配置される。二期(奈良時代後半から末まで)には、二坪と三坪は南北道路で区画されて分割される。この道路は、西二坊坊間東小路にあたりと推測され、右京北辺における坪境小路の確かな検出例として注目される。三期(奈良時代末以降)の遺構は、掘立柱建物・東西柵・斜行溝などである。木簡は、一期の掘立柱建物SB一六五の廃絶後に設けられた、井戸SE一七七(旧二四五)の埋土から一点出土した。井戸は内法一・三mの方形で、深さは約二・六m、井籠組の井戸枠が八段残存する。共存遺物には、奈良時代末の土器がある。なお、遺物包含層からは、多量の円筒埴輪とともに、形象埴輪(家・盾)が出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) □丈七尺□□

191

9 関係文献

- 奈良国立文化財研究所『昭和五二年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九七八年)
- 同『奈良国立文化財研究所年報一九七八』(一九七八年)
- 同『平城宮発掘調査出土木簡概報』一二(一九七八年)

(山本 崇)

奈良・平城京跡・奈良町遺跡

へいじょうきょう
ならまち

- 1 所在地 一 奈良市今小路町、二 同高天町・高天市町・中筋町
- 2 調査期間 一 二〇〇五年(平17)五月～七月、二 二〇〇六年八月～二〇〇七年一月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 一 中島和彦・武田和哉
二 中島和彦・池田裕英
- 5 遺跡の種類 都城跡・中近世都市跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～近代



(奈良)

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 - 一 左京二条七坊十五坪(市五三二次調査)
 調査地は、平城京跡左京二条七坊十五坪東半部のほぼ南北中央部にあたり、東京極大路である東七坊大路の西側に隣接する。平安時

代以降は「東大寺七郷」の一つ「今小路郷」として発展してきた。今小路の地名は、天仁三年(一一一〇)の「僧勝俊家地売券」(「平安遺文」一七二二号)に「今小路北辺」として初めて現われる。また安永二年(一七七三)の今小路町を描いた絵図「今小路町北南両町大絵図券文」(天保四年(一八三三)写)には、現在と同じ町割りが見られる。この絵図によると、調査地は北から「小泉屋 赤兵衛」「菱屋 忠兵衛」「粕屋 又六」の三軒の宅地にあたる。

検出した遺構には、井戸・土坑・石組遺構・埋甕遺構・土器埋納遺構・柱穴などが約四〇〇基あり、奈良時代から江戸時代までの各時代にわたる。

木簡は、土坑SK〇三・SK〇七・SK三三四、溝SD二二から各一点、計四点が出土した。これらはいずれも江戸時代の遺構で、遺構番号は、発掘調査時の遺物取り上げの仮番号である。

SK〇三は、東西約三・五m南北約四・五m深さ約〇・二mの平面隅丸方形の土坑で、土坑の壁際の底には約〇・四～〇・六m間隔の杭列がある。一九世紀中頃の土器と瓦が出土している。塵芥処理用の土坑と考えられる。SK〇七は、東西約一・三m南北約〇・七m深さ約〇・一mの平面楕円形の土坑で、重複関係からSK〇三より古く、一七世紀中頃から一九世紀中頃のものと考えられる。出土遺物は少ない。SK三三四は、東西約〇・三m以上、南北約〇・五m以上、深さ約〇・六mの平面方形の土坑で、西側と北側の肩が

別の遺構により破壊されている。重複関係から、一八世紀前半の土坑より古い。出土遺物は少量の土器と瓦で、一三世紀以降のものである。SD二二は敷地西側奥を南北に横断する溝で、敷地中央寄り、幅約〇・六〜〇・八m、深さ約〇・二〜〇・三mあり、中央部の西岸を長さ約五・五mにわたって石組みで護岸する。宅地裏側の排水溝とみられる。

二 左京三条六坊十坪（市五五九次調査）

調査地は、平城京跡左京三条六坊十坪の南西部にあたり、中世以降は興福寺を中心として発達した奈良町遺跡の中央に位置する。

検出した遺構は、井戸・土坑・柱穴・溝・石組遺構など約一二〇〇基あり、奈良時代から近代までにわたる。発掘区は高天町・高天市町・中筋町の三町にまたがり、町境の溝を検出するなど、町割りの変化が窺え、奈良町の変遷を知る上で良好な資料が得られた。

木簡は、一辺約二m深さ約〇・八mの隅丸方形の土坑から、陶磁器・鉄・ゴムなどとともに一点出土した。また顔料入れと推定される白磁の製品が三〇〇点以上出土している。縦横約五・四cm×二・七cm、厚さ約一・〇cmで、底面を除き施釉する。時期は昭和二〇〜三〇年頃と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

一 左京二条七坊十五坪（市五三二次調査）

土坑SK〇三

(1)

・「川口組」
 ○今小路町
 木綿屋佐兵衛
 ・「菱太組」
 ○人

72×32×6 011*

土坑SK〇七

(2)

・□□三斗□升
 ・□□

(106)×(37)×9 081

土坑SK三二四

(3)

□□□□□□□□

179×97×7 061

溝SD二二

(4)

（墨線）
 □ □ □ □ □ □ □ □
 右三
 北八

62×45×16 081

(1)は木札状の製品でほぼ完存する。上端から一・〇cm下の中央部に径二mmほどの孔があり、表裏に墨書がある。「木綿屋佐兵衛」は、先述の江戸時代の絵図に、調査地の二軒北側の住人として見える。



一(1)
(赤外線画像)



一(2)



一(4)



二(1)

完存しており、周囲は削って仕上げる。表裏両面に墨書する。

(中島和彦)

- 二 左京三条六坊十坪(市五五九次調査)
- (1) ・「五十本」
- ・「百本」

99×34×8 011

(2)は、歪な短冊型で、下半を欠損する。表裏に墨書があるが、用途は不明。(3)は完存する刷毛の柄のほぼ中央に、柄の先から刷毛方向に墨書する。(4)は用途不明の材で、四周りずれも欠損する。



(奈良)

奈良・西大寺食堂院跡
さいだいじきどういん

- 1 所在地 奈良市西大寺本町
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18) 四月～一〇月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所都城発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 川越俊一
- 5 遺跡の種類 都城跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代・中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は、近鉄大和西大寺駅の北西、近鉄京都線の線路敷き東側の南北に細長い敷地で、北西から南東に下る緩斜面に立地する。平

城京の条坊では、右京一条三坊八坪・一条北大路・北辺三坊三坪にあたる。このうち、右京一条三坊八坪は、西大寺の寺域東北隅にあつたとされる食堂院の推定地である。奈良市教育委員会による南側の敷地の調査(西大寺一二次)では巨大

な礎石建物の東北隅が、また同じく東側に隣接する敷地の調査(西大寺一五次)では埋甕列が検出されており、今回も食堂院に関わる遺構の存在が期待された。調査はマンション建設に伴うもので、調査面積は計一八二六㎡である。

その結果、一条三坊八坪では、南北に並びかつ廊で結ばれた東西棟礎石建物二棟、その北に東西棟掘立柱建物一棟を検出した。これらのうち礎石建物二棟は、宝亀十一年(七八〇)成立の『西大寺資財流記帳』(以下、『資財帳』)から知られる西大寺食堂院の建物のうち、「殿」「大炊殿」と規模が一致し、南側の敷地で確認していた建物が食堂本体であったことが明らかになった。掘立柱建物は、「資財帳」にみえる「甲双倉」にあたりとみられるが、東の柱位置と倉本体の柱位置がずれるためか、「資財帳」にみえる規模とは一致しない。坪の北端には、一条北大路に面して食堂院の北門と思われる棟門が開く。これらの建物の中軸は、八坪の中軸より約一五m東に位置し、食堂院の南に位置する四王院の中軸に近い位置にある。

一方、東に隣接する敷地の調査で確認していた埋甕列は、「殿」相当建物の北入側柱筋の位置まで続き、一列に四基ずつ計二〇列以上連続することが明らかになった。これに伴う建物は確認できなかったが、埋甕列は西側に凝灰岩の化粧をもつ基壇状の場所に位置し、「資財帳」の「東檜皮厨」に関わる可能性が考えられる。

一条北大路は南側溝を確認した。北側溝は現水路下の未調査部分

に想定され、その場合両側溝の心々間距離は約一六mとなる。北辺三坊三坪では、柱列と溝を検出しただけで、利用実態はなお明らかでない。中世の絵画では西大寺の「修理所」とされる場合もあるが、遺構や遺物からここを西大寺域とする確証は得られなかった。

木簡は、「殿」と「大炊殿」を結ぶ軒廊の東側に、これと柱筋を揃えて建つ井戸屋形を備えた井戸SE九五〇の井戸枠内の埋土から出土した。この井戸は内法が一辺約二・三m、方形横棧組の井戸枠は全てヒノキ材で、厚さは一二cmに及ぶものもある。高さは下三段が約六〇cm、その上の二段が約三〇cmで、これとは別に枠内に井戸枠の部材と思われる部材が落下しており、本来少なくとも六段はあったとみられる。井戸枠外面は丸太から板状に割り裂いたあと、丸刃の斬で加工した痕跡を残す。一方内面は槍鉋で表面を丁寧仕上げている。なお、下から一段目から三段目までの井戸枠の外面には打刻印が認められ、「西」「寺」などの文字を刻印したものと、〇の中に「大」「下」「十一」などの文字を刻むものがある。

井戸底には直径三cm前後の円礫を敷き、さらに浄水用に木炭を敷き詰める。井戸は廃絶に伴って上部構造を抜き取った後、下部を木屑の間層を伴う遺物を多量に含むゴミで埋め、上部は土器の細片を多量に含む土で丁寧埋めている。木簡出土層位は木屑層が主体であるが、上部の埋土にも及んでいる。なお整理中のため確定はできないが、総数は千点以上に及ぶとみられ、「西大寺食堂院木簡」と

呼称している。

SE九五〇からは多種多様の遺物が出土した。金属製品には、銅火箸、木製の柄のついた鉄槍鉋や鉄刀子、鉄釘など、木製品には曲物・連菌下駄・挽物皿・剝物匙・杓子・箸・塔（相輪）形小型木製品・斎串などがある。食道具・服飾具・容器・祭祀具・部材など種類は多岐にわたるが、点数は箸を除いて多くない。この他削片が多数含まれるが、建築部材などの大型加工品の削片は僅かで、箸などの小型品の加工に伴う削片が多い。土器は、奈良時代末から長岡京期の土師器・須恵器とともに、製塩土器が多量に出土した。消費地から出土した古代の製塩土器の出土量としては他に例を見ない。墨書土器も多数含まれ、「西大寺」「西寺」「西大寺弥」「葉□」「網□」「厨□」のほか、曲物墨書にも見える「同法」があり、その省略



SE950出土墨書土器 [師カ]
左「西大寺」「西寺」「網」、右「西大寺弥」「葉□」「衆」

形と思われる「同」が多数ある。

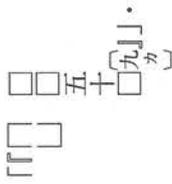
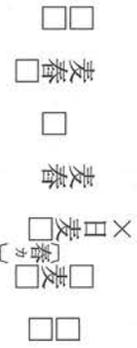
井戸SE九五〇以外出土の遺物として、奈良三彩、白釉・緑釉陶器の出土が多いことも特筆に値する。出土が特に多いのは、井戸からその北側の大炊殿に比定される建物にかけての包含層である。この層は一〇世紀に降る土師器・黒色土器、灰釉陶器を含み、応和二年（九六二）の大風による食堂倒壊（『日本紀略』同年八月卅日乙卯条）後に形成されたものとみられる。再建された食堂は、一二世紀初頭には弥勒金堂の仏像を安置し金堂として機能していたことが知られる（『七大寺日記』）から、その際の整地に伴う可能性がある。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「東蘭進上瓜伍拾壹果 又木瓜拾丸 大角豆十把 七月廿四日 別□□□□」
〔当カ〕
299×37×4 011*
- (2) 「東蘭進上大根三升 知佐二升 (232)×(9+1)×3 081
- (3) 「□□八□ 付浄女 進上七月廿三日□□□」
176×25×2 011
- (4) ×五拾把 七月十日僧信梵判収目代安豊」
〔245〕×22×3 019
- (5) 「一車十一村 〔合カ〕 又進四車二車別十村 □冊村 十月十九日蔵冊惠智 一車九村 282×32×4 011*
- (6) 「飯老升 伊賀栗拾使間食料 八月廿七日目代□□□□」
〔倉人カ〕
□□□□□□□□ 八月四日□□□□」
〔目カ〕
上座 寺主 可信 □ □ □ □ □ □ □ □
〔裏面左行ハ墨線デ囲ンデ抹消〕 395×25×6 011*
- (7) 「飯式升 客房侍倉人一人鑑取一人合二人間食料 寺主□□□□都□□聞圓」少都□□□□」
〔那カ〕三月五日
- (8) 「錢□貫文 少寺主 而□□□□□□□□」
291×42×2 011*
- (9) 「飯老斗老升 蔓菁洗漬並× 上座 寺主 〔信如〕可信 〔180〕×41×3 019
- ・「十日朝參深口 頭一人 多守師 多表師 慈舜師 慈師 保忠師 别当守泰」
・「飯老升 雜□□常料 十一月四日 □□□□□□□□」
寺主□□□□□□□□ 〔可信カ〕 226×26×1 011

- (23) 「○西南□殿鑑」
112×31×6 061
- (24) ・「羽郡野田郷戸主□□私人戸口生江伊加万呂」
「延曆五年十月廿七日」
142×18×3 051
- (25) ・「西大赤江南庄黒米五斗吉万呂」
「延」
「正曆十一年六月十五日吉万呂」
156×21×4 051
- (26) ・「西大赤江カ」
「□□□南庄黒米五斗」
「延曆□□□十二月廿日□□□□□」
「十年カ」
「万呂カ」
175×16×4 051
- (27) ・「穴太加比万呂黒米五斗」
「西大寺カ」
「□□□赤江北庄延曆十一年地子」
108×14×2 051
- (28) ・「□万呂黒米五斗西大寺」
「赤江北庄延曆十一年地子」
147×16×6 051
- (29) ・「西大□」
「延曆□」
(44)×17×5 019
- (30) 「少戸主波太郎直万呂大豆五斗」
162×13×5 051
- (31) 「<少戸主□□□紀須大豆五斗」
(195)×16×3 033
- (32) 「<少戸主波太郎直万呂□豆」
(111)×22×4 039
- (33) 「少波太郎直万呂」
154×12×4 051
- (34) 「少□□部廣□大□」
97×16×5 051
- (35) 「<美作国勝田郡吉野郷□米五斗」
「搗カ」
171×29×6 032
- (36) 「川合郷茜庭刀自女」
144×18×3 051
- (37) ・「佐々貴山公時守戸白米」
「□成乎智廣□□」
(127)×24×3 019
- (38) ・「矢田部廣人米五斗」
「上二月十八日」
199×27×3 051
- (39) 「楳田部由万呂□五斗」
「赤カ」
94×11×4 011
- (40) 「繩万呂□五斗」
117×24×3 051
- (41) ・「角豆二百五十二枝」
「夾カ」
「三中取」
134×10×4 051

- (42) 「<醬漬瓜六斗」 132×18×2 033
- (43) 「五斗八×」 147×31×5 051
- (44) 「五斗一升六合」 96×20×3 051
- (45) 「五斗一升六合」 97×17×2 051
- (46) 「五斗一升六合」 108×16×4 051
- (47) 「五斗一升六合」 110×14×2 051
- (48) 「五斗一升四合」 125×16×2 051
- (49) 「五斗一升三合」 123×19×5 051
- (50) 「五斗一升」
 ・「」
 84×18×3 051
- (51) 「五斗一升」 153×17×4 051
- (52) 「五斗一升」 153×25×3 051
- (53) 「四斗八升」 166×19×6 051
- (54) 「四斗六升」 110×13×3 051

- (55) 「四斗六升」 134×15×4 051
- (56) 「四斗六升」
 ・「」
 176×25×5 051
- (57) 「四斗六升」
 ・「」
 146×21×4 051
- (58) 「」
 ×斛 春料 甲代 麦伍斛
 (40)×(187)×6 081
- (59) 「」
 成 成 式 式 式 式 商 商 式 朝 堂 成 成 成 式 式
 「海力」
 足
 312×21×4 011
- (60) 「同法」
 徑140×厚6 061

(6) 「西南角」^{〔楼カ〕} 西大寺 名(井戸枠北二段目外側)

2665×265×65 061

(1)～(5)は進上状。(1)(2)は「東園」からの蔬菜の進上を示す。東園は西大寺独自のものではなく、園池司などの園か。平城宮・京跡出土木簡に東園(園)がみえる(『平城宮発掘調査出土木簡概報』八一三頁上段、「同」一一一〇頁下段・一六頁上段)。また、正倉院文書には宝亀年間(七七〇～七八〇)に「西園」からの蔬菜の進上がみえる。(2)は縦に割いて廃棄されており、上端と右辺が原形をとどめる。右辺上部の断片と、その左下に位置する断片からなるが、直接は接続しない。(3)の上端は二次的切断。これも進上状か。日下の署名は二字で、僧名の可能性がある。(4)は上端折れ。これも蔬菜の進上に関わるが、「判収」とあるから、受け取り状かも知れない。「信梵」「安豊」の二名の僧名がみえる。(5)は四台の車に乗せた物品の進上木簡。「蔵冊」は不詳。「恵智」は僧であろう。

(6)～(12)は飯の支給に関わる木簡。基本的には、A支給品目・数量、B被支給者・用途、C支給日付、D支給責任者、E三綱ほかの決済署名(署判)、の五項目が記され、長屋王家木簡の伝票木簡とよく似た構成要素からなる。(6)の表面は、「伊賀栗拾使」に対する間食としての飯の支給記録。裏面には別の支給に関する記録が残る。裏面の文字は左右に展開するので、三片以上に分割されたものの中央部分にあたるか。表面も署判部分を欠くので、表面の記載としても

(少なくとも左辺は)二次的に割截されているとみられる。(7)の表面は「客房侍倉人」と「鑑取」に対する間食支給の記録。裏面には銭に関わる別の記載が残る。(8)は上端切り折り、下端折れ。「蔓菁」の漬け込み作業に従事した者への飯の支給記録。(9)は「雑□□常料」としての飯の支給記録を、朝参僧の歴名に二次利用したもの。「守泰」は「資財帳」末尾に衆僧の一人としてみえる守泰にあたるか。(10)の表面には、全体の一分の一にあたる損分(正税帳にみえる振入の割合が合致する)を加えた量の返却記録がみえるが、裏面には署判がみえるので、これも食料の支給に関わる記録であろう。このように食料支給記録は片面で完結する。反対面を同種の食料支給の木簡や、別の内容の木簡に二次利用することが多いが、その場合元の木簡の記載を削らずに、(8)(11)のように署判部分を抹消して済ます例がある。但し、この種の木簡の物と思しい削屑(12)もある。(13)は複数の僧(僧)と特記していることからすれば、俗人にもか)に物品を均等に配分することがみえる。(14)は上端削り、下端切断。但し、いずれも二次的か。食料支給に関わる木簡の断片か。なお、署判部分には、上座、寺主、大都(維)那、少都(維)那の三綱の役職のほか、九世紀中頃を史料的下限とする可信がみえる。自署を加える例は多くないが、寺主には信如(8)(11)、大都那には聞圓(7)(10)、少都那には安豊(10)、可信には基懐(11)が著す事例がある。

(15)(16)は茄子や瓜に関する帳簿状の木簡。(16)の裏面には天地逆で一

次利用の飯支給の記載が残る。(17)は上端折れ。大豆の数量の記載がある。形態からみると、荷札ではなく文書・記録の類か。(18)(19)は酒(20)は塩の見える木簡。(18)には政所での酒の支給がみえる。今回の調査では井戸SE九五〇だけでなく、八坪内からは多数の製塩土器が出土したが、塩に関する木簡はほとんどない。塩の荷札がみられないのは塩の梱包形態と関わると思われるが、支給・使用記録がないのをどう解するか課題が残る。(21)は右辺と下端は削り。上端折れ、左辺割れ。ここにみえる「中院」「西院」「西倉」は西大寺内の施設か。施設ごとに「浄主」「□守」「道長」らの人を配置した記録。いずれも僧ではなく俗人であろうか。なお、(18)～(20)の左右両辺は、二次的な削りまたは割りの可能性もある。(22)の「僧房作所」も西大寺内の施設ないし機構名とみられ、僧房の造営がなお進行中の時期の木簡群であることを示している。(23)は上端を円形に加工したキーホルダー木簡。「□殿」の「□」は「葉」または「菓」。いずれにしても「西南□殿」は『資財帳』では確認できない。

(24)～(57)は荷札・付札木簡。税目を記す荷札は皆無で、通常の書式の荷札もほとんどない。(35)はその例外的な一点で、美作国の搗(春)米の荷札だが、貢進者名を記さない。(24)は越前国足羽郡の荷札。欠損はなく、「羽郡」は足羽郡の省略とみられる。生江氏がみえるのも興味深い。貢進者を記すが、品目を書かない。越前国の〇五二型式であることや、(25)～(34)の事例の存在からみて、米または大

豆か。延暦五年(七八六)は、西大寺の紀年銘木簡では最古。(25)～(29)は『資財帳』にみえる越前国丹生郡所在の西大寺領莊園赤江庄からの貢進物の荷札。『資財帳』にはみえないが、これらの木簡によると赤江庄は北庄と南庄に分けて運営されていた。(25)(26)は赤江南庄(27)(28)は赤江北庄のいずれも地子の黒米の荷札で、両庄で書式が異なる。南庄は、表面に「西大赤江南庄黒米五斗」、裏面に年月日と貢進者名を記す。一方北庄は、貢進者名+「黒米五斗」で書き出し、「西大寺赤江北庄某年地子」と続け、月日は記さない。書式からみると、(29)は赤江南庄の荷札であろう。なお、(25)(26)は六月と二月の日付で、地子が年二回以上に分けて貢進されていたことを示唆する。これらは延暦一〇年(七九二)から一一年にかけての集中した時期の遺物とみられる。(29)の年紀は当初「正暦二年」(九九二)と釈読したものである。延続の省かれた、あるいは延続を「正」の第四・五画と共有する字形の「延」の事例は他に見いだしたが、井戸埋土の土器が八世紀に収まることもあわせ、「延」を意図して書いたと解さざるを得なくなった。字形は異なるが、(26)の「延」も第一画を左から右に向けて起筆する。また、年号の数字部分については、縦画が木目と重なって判読しづらいが、他の赤江庄の木簡の年紀が延暦一〇・一一年に集中することから、縦画を積極的に拾って「十一」に改め、全体として「延暦十一年」と解釈を訂正した。

(30)～(34)は大豆の荷札。「少」+貢進者名+「大豆五斗」を基本の

書式とする。越前国との強い結びつきや大豆の貢進荷札の事例（越前国坂井郡。「平城宮木簡」二二、二七四一号）からみて、「少」は越前国足羽郡少名郷を示すか。郷名の一字を略記する荷札としては、島根県青木遺跡の「美」（美談郷）や「伊」（伊努郷）などの事例があり（本誌第二五、二六号）、西大寺との直接的な結びつきの中で取られた略式の表記とみられよう。

(37)は近江国の荷札か。習書のある面が本来の表面であろう。(38)は、「人名十五斗」の記載のみの荷札。これらも米の荷札の可能性が高く、越前国や近江国の荷札との関わりが考えられる。(41)はササゲの若莢（Ⅱ夾）を食用とするサヤササゲの付札か。

(42)～(57)は食材の保管に関わるとみられる木簡。(42)は醬漬の瓜の容器の付札。(43)～(57)は斗量のみを記す〇五一型式の木簡で、形状からみて米の付札の可能性が高い。その場合、西大寺への進上の際の荷札の可能性もあるが、量目のヴァリエーションが豊富であることや、(56)～(57)のように横材の帳簿木簡を転用した事例があることから、食堂院における保管の際に、俵ないし容器に付けた付札とみられる。

(58)は麦の管理に関わる横材木簡。(59)は習書木簡で、「朝堂」の語句がみえる。(60)は曲物の蓋板に墨書したものの。これと同じ「同法」ないし「同」と記す墨書土器が、井戸の埋土から多数出土した。西大寺内のある僧侶集団の什物であることを示す墨書か。東に隣接する一坪（喪儀寮推定地）において財元興寺文化財研究所が行なった

発掘調査でも「同法所」「同法」と書かれた墨書土器が出土している。一～四坪は通常西大寺の寺域外とされるが、一坪が西大寺と密接な関連を有する坪である可能性が高くなってきたといえよう。

(61)は井戸SE九五〇の井戸枠のうち、上から二段目北側の井戸枠の外側に墨書したものの。墨書部分を丁寧削って記す。井戸枠には七六七年に伐採された材が含まれており、他材の二次的な転用は考えにくい。西大寺にあった、あるいは建立予定のあった「西南角楼」の部材用の材を井戸枠に転用したのかも知れない。

以上のように、西大寺食堂院の木簡は、食堂院の運営や事務処理だけでなく、西大寺そのものの寺院経営の実態や経済基盤を如実に示す豊かな内容をもつ。年代的にも八世紀末の平安遷都直前という、平城京跡ではこれまでに類を見ない時期のものである。内容的にも年代的にもユニークな木簡群として、今後その全貌の解明が大いに期待される。

9 関係文献

- 奈良文化財研究所「西大寺食堂院・右京北辺発掘調査報告」(二〇〇七年)
- 同「奈良文化財研究所紀要二〇〇七」(二〇〇七年)
- 同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三八(二〇〇七年)

(渡辺晃宏)

木簡研究 第二八号

巻頭言―木簡よみの歴史―

今泉隆雄

二〇〇五年出土の木簡

概要 平城京跡(1) 平城京跡(2) 平城京跡(3) 旧大乗院庭園 藤原宮跡 石神遺跡 山田道跡 飛鳥京跡 下田東遺跡 長岡宮跡 長岡京跡 戌亥遺跡 平安京跡 伏見城跡 大坂城跡 大坂城下町跡 長原遺跡 萱振遺跡 湊遺跡 明石城下町屋跡本町第一一次地点 雲晴寺近世墓群 坂元遺跡 英賀保駅周辺遺跡第三地点 山野里四ツ日遺跡 田村西瀬古遺跡 中屋遺跡 米町遺跡(第一〇地点) 由比ヶ浜南遺跡 高徳院周辺遺跡 外神田四丁目遺跡 日本橋一丁目遺跡 日本橋二丁目遺跡 新宿六丁目遺跡 向柳原町遺跡 葛西城址 栗島遺跡 関津遺跡 榊崎寺跡 下古館遺跡 壇の越遺跡 柳之御所跡 毛越寺跡 向中野館遺跡 高島町尻遺跡 小田島城跡 鶴ヶ岡城跡(二)の丸 南辺地点) 横山遺跡 弘田柵跡 本堂城跡 高間(一)遺跡 十三湊遺跡 下堤・青草町遺跡 昭和町遺跡 木ノ新保遺跡 久昌寺遺跡 千木ヤシキダ遺跡 加茂遺跡(1) 加茂遺跡(2) 小出城跡 春日山城跡 米子城跡 御所遺跡 沈没船(推定いろは丸) 埋没地点遺跡 安芸国分寺跡 萩城跡(外堀地区) 二刀遺跡 観音寺遺跡 徳島惣構跡 高松城跡(既跡) 大宰府跡 観世音寺 延岡城跡
一九七七年以前出土の木簡(二八)
胡桃館遺跡
釈文の訂正と追加(九)
伏見城跡(第八号) 脇本城跡(第二七号) 辻井遺跡(第五・八号)
中原遺跡(第二二・二四号)
出土木簡籌木論
井上和人
森 公章
七世紀の荷札木簡と税制

頒価 五〇〇〇円 送料六〇〇円

奈良・藤原宮跡

ふじわらきゅう

- 1 所在地 奈良県橿原市高殿町
 - 2 調査期間 第一四二次調査 二〇〇六年(平18) 四月～七月
 - 3 発掘機関 奈良文化財研究所都城発掘調査部
 - 4 調査担当者 代表 巽淳一郎
 - 5 遺跡の種類 宮殿跡
 - 6 遺跡の年代 飛鳥時代
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 今回報告する調査は、藤原宮大極殿院・朝堂院地区の再調査の九回目にあたる。対象地は朝堂院東第四堂と東面回廊で、南区(二四二次)と北区(一四四次)の二つに分けて、計二〇二四㎡を調査した。検出した主な遺構は、藤原宮以前の古墳周濠・落ち込み・溝、藤原宮期の朝堂院東第四堂・東面回廊とその関連遺構、平安時代の土坑である。以下、木簡の出土した南区(二四二次)の東面回廊の調査概要にしばって述べる。
- 東面回廊の基壇は完全に削平され、西雨落溝SD九〇〇二、東雨落溝に先行する下層の造営時の溝SD九〇四〇、足場穴四基を検出するにとどまった。また回廊よりも東方で、造営時の整地土によって完全に覆われた南北大溝SD九八一五と、その西側に接する土坑

SK一〇五〇五を検出した。

木簡は、南北溝SD九八一五から削屑一点が出土した。SD九八一五は幅約二m深さ〇・四mで、造営時に生じた廢材(瓦片・木屑など)を含む。この溝はすぐ南の第二二八次調査でも検出しており、木簡五〇〇点以上が出土している(本誌第二七号)。それによれば、大宝年間(七〇一～七〇四)の木簡が主体を占め、大宝三年(七〇三)の紀年銘木簡も含まれていることから、東面回廊の完成は大宝三年以後まで遅れる可能性が高まっている。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□

160

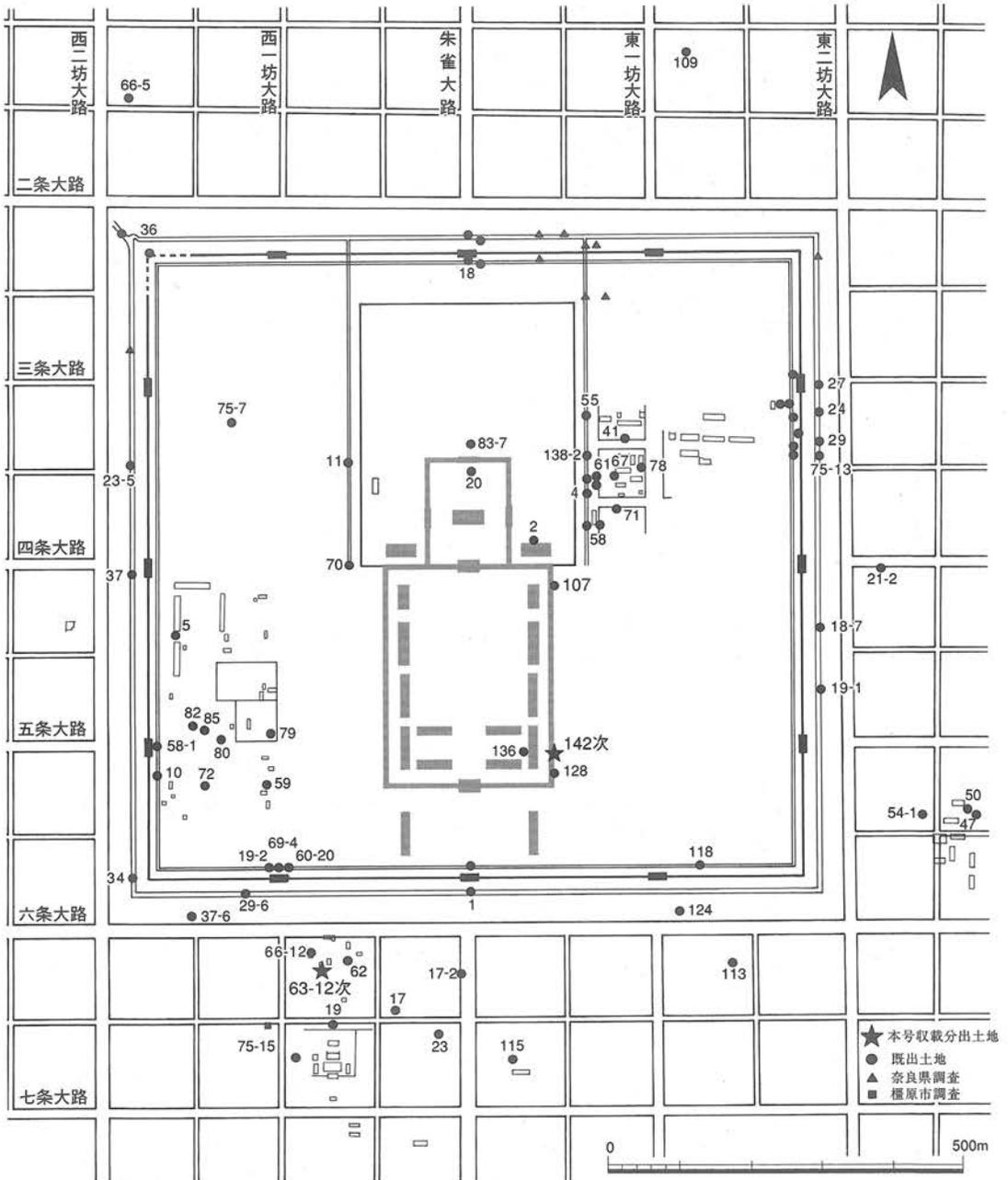
9 関係文献

奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』(二〇〇七年)

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』二二(二〇〇七年)

(市 大樹)

2006年出土の木簡



藤原宮跡及び周辺木簡出土地

2006年出土の木簡

(13)	□□ 子首□□ □	091	(25)	戸主□□□□ □ ^[上カ]	091
(12)	□ 金万呂	091	(24)	□ ^[山カ] 戸主□□□□ □□□□	091
(11)	□□ ^[佐カ] □□	091	(23)	大初位	091
(10)	二田造□□ ^[塩カ] □□	091	(22)	□□長十五□ ^[丈カ]	091
(9)	進正七	091	(21)	卅八	(115)×14×4 019
(8)	正八位上羽昨□	091	(20)	□ ^[高向]	(65)×(20)×3 081
(7)	家地□ ^[鳥カ]	091	(19)	赤末呂	091
(6)	□地損破板屋一間	091	(18)	連族□□	091
(5)	四坊刀祢□	091	(17)	□ ^[伴マ]	110×14×5 051
(4)	• □□奉出] • □□]	(64)×(8)×2 081	(16)	□□ ^[兵] □□	091
(3)	• [大藏カ] 殿□□□□□□ 殿□□□□□□ □ ^[司カ]	(159)×(7)×2 081	(15)	□□疾三	091
			(14)	畝火□	091
				土坑SK七〇七二	

(26)	□戸廿四	191
(27)	□五十三	191
(28)	少女□	191
(29)	□ ^{〔疵カ〕} □□□	191
(30)	自□ ^{〔者カ〕} 百力□	191

紀年銘木簡はないが、(8)(9)(23)から八世紀初頭の木簡群とみられ、内容は出土地点でもある右京に関わるものや、籍帳類など官衙で使用される用語が目立ち、右京職関係の木簡の可能性がある。

(1)の表面は「符す。零の物持つ」と読み下せる。七世紀末から八世紀初頭にかけての正史には、ほぼ毎年雨乞いの記事がみられ、そのいずれかの行事に関連しよう。裏面の「冊人」は、雨乞いの儀式に要する物を運ぶための人数を記したもののか。(2)は右京職の上申木簡。二文字目の字体は「京」。(3)(4)は直接接続しないが、同一簡の可能性はある。上部官司へ物品を搬出する際の記録であろう。

藤原京の坊名は、これまで「林坊」「軽坊」「小治町」などの固有名で知られていたが、(5)は坊を数詞で表す貴重な事例である。他に「坊」と書かれた削屑二点も出土している。また藤原京に「刀柝」が存在していたことを示す点でも重要。五文字目は「五」の可能性

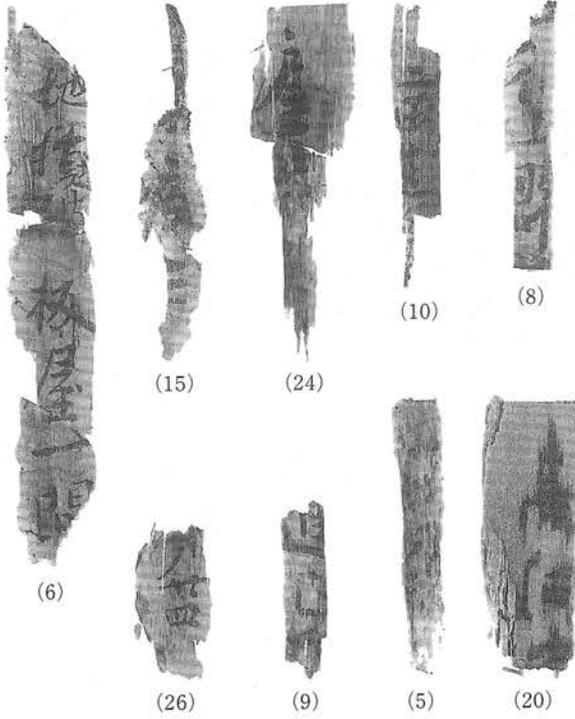
があり、「刀柝」が坊の中に複数いた可能性もある。

(6)(7)(22)は家屋などに関係し、他に「長」「高」など、大きさを記したとみられる削屑もある。(6)は破損した家屋を書き上げたものか。大倭国では、慶雲二年(七〇五)に大風で廬舎が損壊したという記事がある(『続日本紀』同年七月丙午条)。(8)の七文字目は縦画のみしかみえず、「臣」にはならない。(9)は正七位とみられ、おそらく「進」は「少進」の「進」であり、(2)と関連させれば京職の四等官と考えて差し支えない。

(10)～(13)(19)は人名を記したものの。このうち(10)は、大化五年(六四九)三月に蘇我倉山田石川麻呂の頭を斬った物部二田造塩と同名か。時期はやや離れているが、同一人物の可能性もある。(20)は比較的大きな字体で文頭から書き始めているので、高向某への上申文書かもしれない。上半部のみ残る三文字目は、「中」などの字。(14)の「畝火」は、右京に位置する畝傍山の畝傍、あるいは人名なら、天平勝宝七歳(七五五)に右京班田司の算師畝火豊足(『大日本古文書』編年文書四、八一頁)などがある。

(16)は横材木簡。横材の出土は計六七点にも及び、「衛」「宮」「田」「八」などの文字が認められる。(15)(21)(24)～(28)は戸籍などに関係し、(21)(26)(27)は年齢を記載したものである。

また本調査区周辺の同坪内からも、「年六十三」「下戸」「雑戸」「百濟手人」などの戸籍関係や、官人などを召喚する召文木簡が出



(竹本 晃)

(二〇〇七年)

奈良文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」二二
九二年

9 関係文献
奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」二二(一九
九二年)
土しており(本誌第二二・一四号)、当地に右京職関係の官衙が置か
れていた可能性が考えられる。

木簡研究 第二七号

巻頭言―書くことと削ること―

榎山 明

二〇〇四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条二坊一坪 平城京跡左京三条五坊十坪 東大寺旧境内 西大寺旧境内 旧大乘院庭園 下永東方遺跡 藤原宮跡 藤原京跡右京十一一条遺跡 四條遺跡 飛鳥京跡 平安京跡右京六条三坊六町 宇治市街遺跡 内里八丁遺跡 禁野本町遺跡 嶋上郡衙跡 北花田口遺跡 川除・藤ノ木遺跡 板井寺ヶ谷遺跡 稲富遺跡 嫁ヶ淵遺跡 刈安賀遺跡 清洲城下町遺跡 大浦村東一遺跡 土橋遺跡 上窪遺跡 北条時房・顯時邸跡 下馬周辺遺跡(鎌倉女学院地点) 永福寺跡 水戸藩徳川家小石川屋敷跡・駿河小島藩松平家屋敷跡・播磨安志藩小笠原家屋敷跡(春日町遺跡第Ⅲ・Ⅳ地点) 水野原遺跡(新宿区No.一一〇遺跡) 天龍寺遺跡 葛西城址(1) 葛西城址(2) 小針北遺跡 長須賀条里制遺跡 条里制遺跡(美信地区) 北下遺跡(一) 西根遺跡 関津遺跡 北葦遺跡 加茂遺跡 慈恩寺遺跡 鷲山蟬遺跡 松本城下町跡伊勢町 一本崎寺跡 泉慶寺跡(陸奥国行方郡衙) 若林城跡 市川橋遺跡 手蔵柳遺跡 柳之御所跡(1) 柳之御所跡(2) 花立II遺跡 洪江遺跡 小田一〇遺跡 鶴ヶ岡城跡 厨川谷地遺跡 東根小屋町遺跡 脇本城跡 高間(一)遺跡 本町一丁目遺跡 森本C遺跡 梅原胡摩堂遺跡 小出城跡 弓庄城跡 三角田遺跡 松葉遺跡 上田遺跡 南魚沼市余川地内試掘調査地点 築地館東遺跡 西川内北遺跡 中野清水遺跡 草戸千軒町遺跡 城仏土居屋敷跡 高松城跡(松平大膳家上屋敷跡) 草戸島城下町遺跡(中徳島町一丁目地点) 常三島遺跡 新蔵遺跡 博多遺跡群 本堂遺跡

一九七七年以前出土の木簡(二七)

平城宮跡

一 九七七年以前出土の木簡(二七)

額価 五〇〇〇円 送料六〇〇円

新刊紹介 富谷至著「木簡・竹簡の語る中国古代―書記の文化史―」

史料群としての長沙呉簡・試論

「中国簡牘研究の現状」シンポジウム私見

荆州地区出土戦国楚簡

江陵張家山二四七号墓出土竹簡―とくに「二年律令」に関して―

積文の訂正と追加(八)

堅田B遺跡(第二〇・二一・二二号) 徳島城下町跡(第二二号)

シンポジウム「中国簡牘研究の現状」の記録

廣瀬薫雄

富谷 至

關尾史郎

榎山 明

渡辺晃宏

榎山 明

榎山 明

榎山 明

榎山 明

奈良・石神遺跡^{いしがみ}

- 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥
- 調査期間 第一八次調査 二〇〇五年(平17)九月(二〇〇六年)五月
- 発掘機関 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 調査担当者 代表 安田龍太郎・巽淳一郎
- 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 遺跡の年代 飛鳥時代
- 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(吉野山)

石神遺跡では、一九八一年以来の継続調査によりA期(七世紀前半)中頃、B期(七世紀後半)、C期(七世紀末)の遺構群を検出している。遺跡が最も整うのはA3期で、斉明朝の公的饗宴施設として使用されたようであるが、B・C期には官衙的な様相を呈する。第一八次調査区は、石神遺跡の主体となる

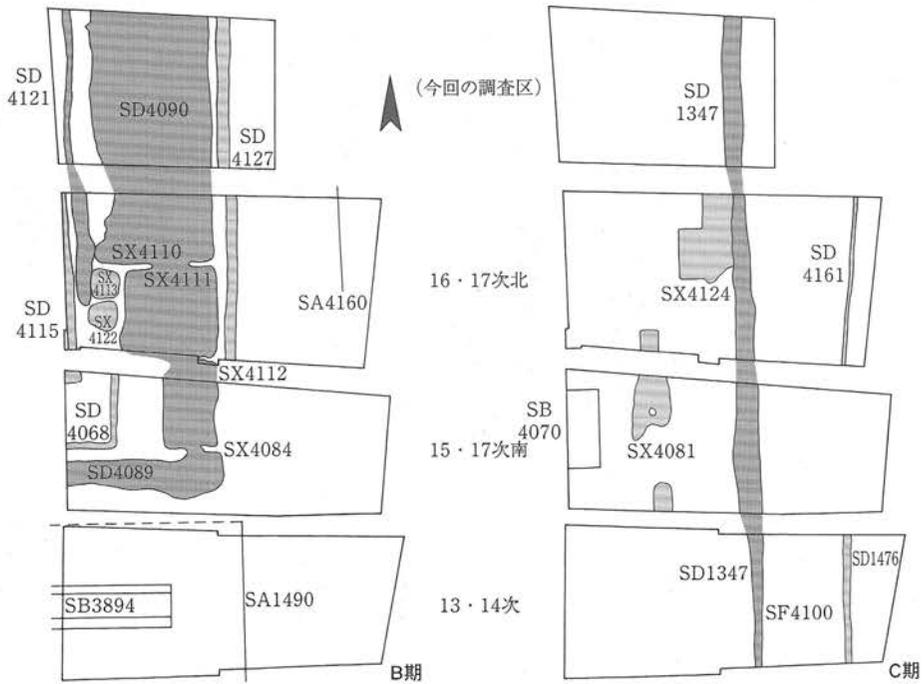
建物群の北外周部にあたる場所で、木簡が多数出土した第一五・一六次調査区のすぐ北隣である。調査面積は六七三㎡。検出した主な遺構は、杭列・石垣・礫敷・溝・土坑・自然流路などである。

A期には、調査区の大部分を占める沼沢地SX四〇五〇を埋め立て、正方位にはのらない杭列SX四二三〇、石組列SX四二三五・四二三六などが設けられる。南北溝SD四一二七も、A期に遡る可能性がある。B期には、南北溝SD四〇九〇・四一二一が掘削される。C期には南北溝SD一三四七が流れるが、溝自体の掘削はB期に遡る可能性もある。C期以降としては、中世以降の礫敷SX四五二九、それより古い礫敷SX四二五五がある。

木簡は、SD四〇九〇から三八点(うち削屑一点)、SD四一二一から七点、SD一三四七から六二点(うち削屑三三三三)、遺物包含層から二点、遺構不明一点、計一〇〇点(うち削屑三三三三)が出土した。ここでは、それらのうち代表的なもの三一点を紹介する。

SD四〇九〇は幅一七・八m最大深さ〇・六mの南北溝。SD四一二一は幅一・一m最大深さ〇・二mの南北溝で、二股に分かれる。SD一三四七は幅三・三m最大深さ〇・五五mの南北溝で、暗灰色粘土・黒灰色粘土の堆積するSD一三四七Aと、灰色粗粒砂の堆積するSD一三四七Bに区分できる。木簡の内訳は、SD一三四七Aが五八點(うち削屑三三三三)、SD一三四七Bが四點である。またSD一三四七Aからは、「寺水」「間人内」の墨書土器も出土している。

2006年出土の木簡



石神遺跡北部遺構変遷図

これら三条の溝は第一五・一六次調査でも検出され（SD四二二一は第一五次調査では未検出）、多量の木簡が出土している（本誌第一六・二七号）。

8 木簡の积文・内容

南北溝SD四〇九〇

- (1) ・「己卯年八月十七日白奉経」
 ・「観世音経十卷記白也」
 186×23×4 011*
- (2) ・「聖御前白小信法」
 ・「謙カ」
 ・「賜カ」
 (285)×27×3 019
- (3) 「○」〔人カ〕
 此又取□
 (55)×20×3 019
- (4) ・「レ素留宜矢田マ調各長四段四布□□六十一」
 ・「荒皮一合六十九布也」
 270×31×5 051*
- (5) 「□□□□
 下四□□□
 大鳥人上一下一」
 □□川人
 210×37×2 051

- (6) 伊野連小カ
 大野連小カ
 原各カ
 葉
 連カ
 〔月八年寅庚〕
 122×37×3 011
- (7) 人八合
 〔人四合カ〕
 〔児カ〕
 玉作マ小開馬甘真開
 〔月八年寅庚〕
 (55)×(29)×4 081
 (199)×25×3 019
- (8) 〔以三月十三日三桑五十戸〕
 〔御垣守濱尻中ツ刀自〕
 123×17×3 032*
- (9) 〔三野評凡人 日下マ加利 同マ衆他〕
 〔出葉カ〕
 〔子〕
 〔月八年寅庚〕
 134×18×5 031
- (10) 〔月春日マ〕
 六斗
 (68)×(21)×6 081

- (12) 〔月廿日〕
 〔贊カ〕
 (61)×(44)×2 081
- (13) 〔大伴マ〕
 (88)×29×4 051
- (14) 〔物マ君〕
 (72)×21×2 039
- (15) 〔主寸〕(刻書)
 52×44×6 032
- 南北溝SD四二二二
- (16) 〔物齋〕
 (66)×(22)×5 081
- (17) 〔母知二斗〕
 (83)×30×5 039
- (18) 〔仏仏〕
 (92)×(23)×1 081
- 南北溝SD一三四七A
- (19) 〔病弥以〕
 (119)×18×4 019
- (20) 〔尾治マ 若麻続マ〕
 90×(38)×7 081

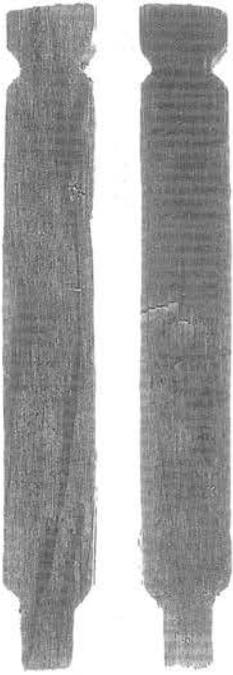
- (21) $\left[\begin{array}{c} \text{丙戌カ} \\ \square\square\square\square \\ \text{年二月四} \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{c} \text{敬カ} \\ \square\square\square\square \\ \text{陳} \end{array} \right]$ 98×25×3 011
- (22) $\left[\begin{array}{c} \text{卯年} \\ \square\square\square\square \end{array} \right]$ (55)×25×3 039
- (23) $\left[\begin{array}{c} \text{戸カ} \\ \text{原五十} \\ \square\square\square\square \end{array} \right]$ 54×25×5 051
- (24) $\left[\begin{array}{c} \text{浴カ} \\ \text{五戸小長} \\ \square\square\square\square \\ \text{贄カ} \\ \square\square\square\square \\ \text{一古} \end{array} \right]$ (157)×(23)×5 081
- (25) $\left[\begin{array}{c} \text{布カ} \\ \text{奈貴下黄} \\ \square\square\square\square \\ \text{五連} \end{array} \right]$ 220×24×3 032
- (26) $\left[\begin{array}{c} \text{和軍布十五斤} \\ \square\square\square\square \\ \text{五十戸カ} \\ \square\square\square\square \end{array} \right]$ 133×27×4 011
- (27) $\left[\begin{array}{c} \text{康カ} \\ \text{嫡嫡} \\ \square\square\square\square \end{array} \right]$ (87)×(42)×4 081
- (28) $\left[\begin{array}{c} \text{識識識} \\ \square\square\square\square \\ \text{方カ} \\ \square\square\square\square \\ \text{東} \\ \square\square\square\square \end{array} \right]$ (92)×24×3 081
- (29) $\left[\begin{array}{c} \text{南北溝SD一三四七B} \\ \square\square\square\square \\ \text{海マ奈々古} \end{array} \right]$ 130×22×4 032

遺物包含層

- (31) $\left[\begin{array}{c} \square\square\square\square \\ \text{結足矩} \\ \square\square\square\square \\ \text{真カ} \\ \square\square\square\square \end{array} \right]$ (刻書) (133)×38×12 019

第一五・一六次調査同様、遺構ごとの木簡の内容に顕著な差異は認められないので、一括して概要を述べる。まず紀年銘木簡は、(1)の「己卯年」(天武八年、六七九)、(2)の「丙戌年」(朱鳥元年、六八六)、(6)の「庚寅年」(持統四年、六九〇)があり、既往調査の木簡年代観とも合う。

(1)～(3)(19)は文書木簡。(1)は裏面に若干削り残りがあある。「白奉」「記白」の部分は複数の訓読案が考えられるが、ここでは「己卯年八月十七日、白し奉る経のこと。観世音経十卷、記し白すなり」と読んでおく。「己卯年八月十七日、経に関する事柄をご報告いたします。観世音経十卷を転読(ないし書写)したことを、木簡に記してご報告申し上げます」の意となる。(2)は「信法」が「聖」に上申した文書。「小」は謙讓表現。木簡を二次利用したもので、削り残りが顕著に認められる。また具体的用件に関わる「謹」と「賜」の間に、現状では墨痕は確認できず、正式の文書ではない可能性もある。「仏」字を習書した(18)、「寺水」墨書土器とあわせ(他に「寺」字のある木簡断片も出土)、遺跡近辺に寺院があつたともみられるが、現状では至近の場所に古代寺院は知られていない。むしろ(1)



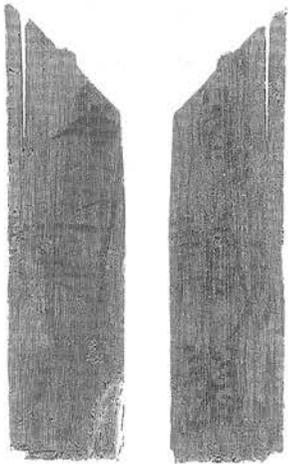
(10)



(25)



(2)



(29)



(15)

からは、転読または書写を依頼した貴族ないし皇族の邸宅が遺跡の近くにあったとも考えられる。(2)も貴族・皇族の邸宅に「聖」が招かれたと考えれば説明がつく。(3)は下端折れ。材の上端右寄りに径1mmの小孔がある。類例としては、「此取人者御六世□□」〔此取人者盗人妻成〕などと書かれ、小さな穿孔のある長屋王家木簡があり(「平城京木簡」一、八八―九一号)、くじ引き用の札と推定されている(東野治之「長屋王家木簡の『御六世』」『日本古代史料学』岩波書店、二〇〇五年)。(19)の表面は「病いよいよ以って」と訓読できる。裏面は文字が右に寄り、整形前の記載とみられる。

(4)～(8)は帳簿類。(4)は四周削り。「素留宜」は駿河(するが)であろう。矢田部も駿河に分布する。長さ四段の調布の数量を記載する。布の枚数を「四布」のように数えるが、類例は藤原宮跡出土木簡にもある(「藤原宮木簡」一、一三三六号)。表面の「六十一」の上は「三布」の可能性があり、「四布」+「三布」+「六十一」+「荒皮一」+「合六十九布」となる。矢田部集団による調の貢進を示すか。表面一文字目「レ」は合点であろう。(5)は左右両辺は二次的削りで、三行以上の記載からなる。「上」「下」は上番・下番の意か。(6)は表面が本来の記載で、歴名簡であろう。裏面は左右両辺を二次的に割截した後の記載。(7)は食料支給に関わる帳簿であろう。(8)②は歴名簡の一部か。(21)は元來文書ないし帳簿か。表面を記載した後、下端を二次的に整形して裏面に記す。

(9)～(14)①②③④⑤は貢進荷札など。(9)は異例の書式をとる。「三桑五十戸」は美濃国不破郡・大野郡の三桑郷に該当しよう。「御垣守」は衛士に相当する。当地出身の衛士に対する資養物に付けられた荷札か。御垣守は「漬尻中ツ刀自」を指すとみられるが、「刀自」は女性に関わり、検討を要する。(10)「三野評」は「凡人」の布から、讃岐国の可能性がある。サト名に相当する位置に「凡人」とあるので、凡人からなる集団的まとまりが想定されるが、貢進者はともに「日下マ」である。一般に某部を冠したサトについて、某部の集団的編成によって形成されたと考えがちだが、某部が主導権を握ることはあっても、それがすべてではないことを示す。裏面は二次的な墨書。(11)は養米の荷札。(12)④は贊の荷札。(14)は五戸からの貢進荷札であるが、貢進者名も記す点が興味深い。贊と調の互換性を示唆する史料として重要。(13)の裏面は墨痕とシミとの区別がつきがたく、(14)③と同様、人名のみ記す荷札ともみられる。(17)は塩の荷札か。(23)は小型の荷札。上端は切断するのみ。(25)「奈貴下」の「奈貴」は、後の山城国久世郡那紀郷に相当しよう。「黄布」については、「布」を「メ」と訓んで海藻類とみるか、白貝を意味する「於賦」(本誌第二七号)のいずれかの可能性がある。ただし「布」ではなく「草」とみれば、黄連の別名「黄草」を指すことになり、奈突園(「延喜式」内膳司)との関連からも整合的に理解できる。(26)の「和軍布」はニギメ。一度の貢進量としては、六斤(大斤)ない

し二〇斤（小斤）が一般的であり、「十五斤」（小斤）はやや少量である。

(15)(31)は刻書。(15)は付札状を呈するが、横幅に対して長さが極端に短い。「主寸」はスグリ。(31)は厚めの材を用い、上端の左右両角を削り落とし、上端・左右両辺の表側を面取りするが、加工は荒い。一部の文字は天地逆。

(27)は地名を記した削屑。(28)(29)は習書木簡。(28)は嫡子などの用語に關係するものか。(29)は上端二次的削り、左辺二次的割截。表面は習書だが、裏面は「東方」とあり、合点が付けられているので、物品の出納に使用された木簡の可能性もある。(16)も「物齋」とあり、何らかの物品納入との関連が想定される。

9 関係文献

奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』（二〇〇七年）

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』二二（二〇〇七年）

（市 大樹）

橿原市東坊城遺跡出土の仏画

東坊城遺跡は、橿原市西部、曾我川の左岸に立地する。主に古墳時代と中世の遺構が確認でき、古墳時代の溝からは初期須恵器や铸造鉄斧・鉄滓・繡羽口などの生産関係遺物のほか、韓式土器や機織具部材などが出土し、渡来系技術者との関係が指摘されている。また、北に隣接する新堂遺跡からも同様の遺物が出土しており、遺跡の範囲はさらに広がるものと考えられる。

今回の調査では、期待された古墳時代の遺構の発見はなく、調査区全体が旧河川やその氾濫層上に立地することが判明した。現地表面下約2mまでは中世以降の氾濫による堆積層である。それより下層は葛城川旧河道と考えられ、古墳時代から中世にかけての土器が出土する。氾濫層の最下層上面からは耕作に伴う素掘り溝を検出しており、中世には幾度かの氾濫を繰り返しつつ、その都度水田として利用された様子が窺える。また、調査区北西部では、梅または桃と考えられる並木を一例検出した。

現在の葛城川は、条里制施行後に造成された人工河川と考えられている。建久二年（一一九一）当時の様子を描いたとみられる磯野庄図（談山神社所蔵）が現葛城川西域に沿っていることから、葛城川の流路改変はそれ以前と考えられるという（秋山日出雄

「大和『飛鳥川』の歴史地理学的研究——弘

仁・天長期の大和南部水利政策」（藤岡謙二

郎先生退官記念事業会編『歴史地理研究と都市研究』上、一九七八年、大明堂刊所収）。

今回紹介する仏画は、流路改変以後の氾

濫層から出土した。

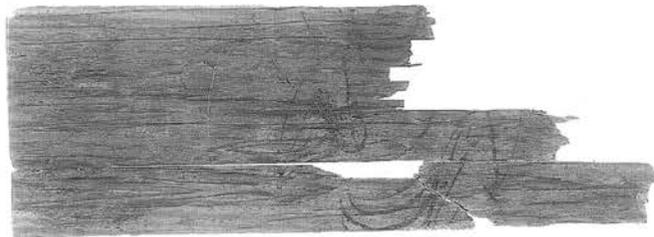
仏画は頭部と脚部、左手を欠損するが、右手の第一・二指を結ぶ来迎印を結ぶことから阿弥陀如来を描いたものであろう。

光背は二重円相で、身光外円は墨痕を消失するが、光背の大きさから座像と考えられる。また、仏の周囲には蓮弁が描かれており、阿弥陀来迎図と考えられる。

なお、仏画の向かって左側中央部には釘孔が穿たれており、何かに打ち付けられた部材の一部であった可能性が高いが、用途は不明である。

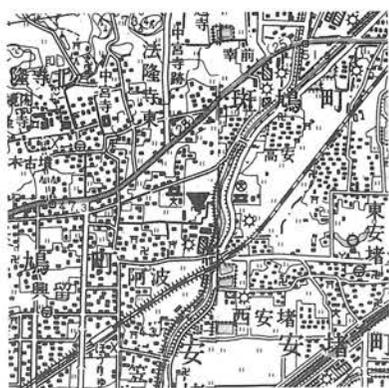
仏画の鑑定については、奈良国立博物館の鈴木喜博氏・中島博氏・谷口耕生氏、帝塚山大学の戸花亜利州氏のご協力を得た。

（橿原市教育委員会 米田 一・寛 和也）



奈良・^{かみや}上宮遺跡

- 1 所在地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南三丁目
- 2 調査期間 第五次調査 二〇〇一年(平13)三月
- 3 発掘機関 斑鳩町教育委員会
- 4 調査担当者 平田政彦
- 5 遺跡の種類 官衙跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪東南部・桜井)

上宮遺跡は、法隆寺の南東約一・二kmの富雄川右岸の沖積地に立地している。一九九一年度の発掘調査における奈良時代の大型掘立

柱建物群の検出と、平城宮・京所用瓦と同範の瓦の出土から、「続日本紀」に記載のある称徳天皇の行宮「飽波宮」である蓋然性が高いと考えられている。

一方、当遺跡内には、聖徳太子薨去の宮「飽波葦墻宮」の跡地に、嘉祥二年

(八四九)に実乗によって建立されたと伝わる成福寺が所在する。

今回の調査は、これまで未調査であった成福寺南域の遺構の広がりを確認することを目的とした遺跡範囲確認に伴うものである。

調査の結果、素掘りの溝三条のほか、溝二条、土坑一基などを検出したが、官衙関係の遺構は検出していない。

木簡は、成福寺境内をめぐる南側環濠にあたる幅二m以上(北側は未検出)の溝より一点出土した。木簡が出土した粘質土層の上層には、短期間で堆積したと考えられる一八世紀の近世陶磁器を包含する砂層が存在することから、それ以前に溝に落下または廃棄されたものと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「寅余月十七日」(右側面)

・「○南門之鍵」(表面)

・「享保第十×」(左側面)

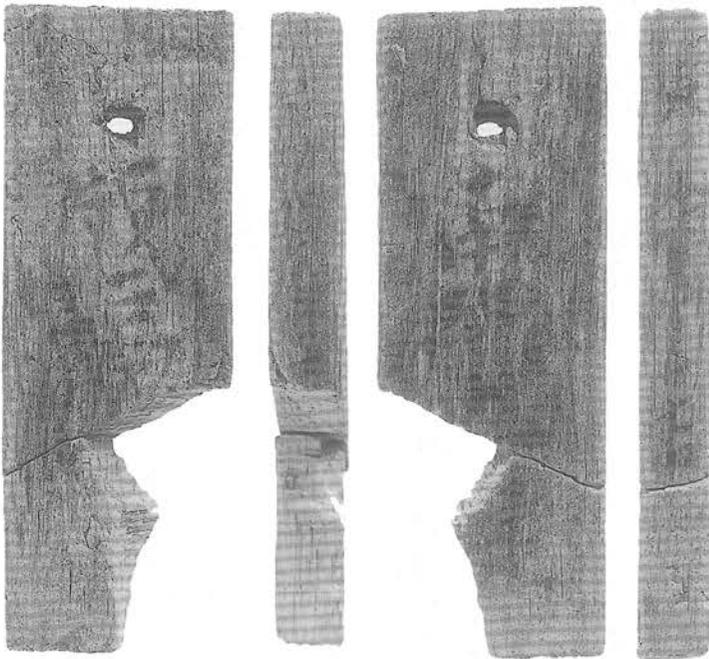
・「○成福×」(裏面)

92×32×19 061

南門の鍵札の木簡である。成福寺の南門の存在は確認できていないが、成福寺は東面する寺院であることから、南門は恐らく通用門であろう。側面には年紀が書かれており、享保一〇年代で寅年に該当するのは、享保一九年(一七三四)である。余月は一二月の異称。

なお、木簡の釈読と赤外線撮影にあたっては、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏、山本崇氏、中村一郎氏のご協力を得た。

(平田政彦)





(大阪東北部・大阪東南部)

大阪・花屋敷遺跡
はなやしき

- 1 所在地 大阪府東大阪市吉田二丁目
- 2 調査期間 ○六一一調査 二〇〇六年(平18)四月～七月
- 3 発掘機関 (財)大阪府文化財センター
- 4 調査担当者 岡本圭司・湯本 整・影山美智与
- 5 遺跡の種類 集落跡・耕地跡
- 6 遺跡の年代 一三世紀後半～一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

花屋敷遺跡は、近鉄河内花園駅の北側に所在する。河内花園駅前
の再開発、及び近鉄奈良線連続立体交差化に伴って調査が行なわれ、

中世(一三世紀後半～一五世紀)の集落が検出された。調査地の西側は、旧大和川の分流である玉串川が菱江川と吉田川とに分岐する地点にあたっていたと考えられる。また、遺跡の南西約一・六kmには、河内国守護畠山氏の居城であった若江

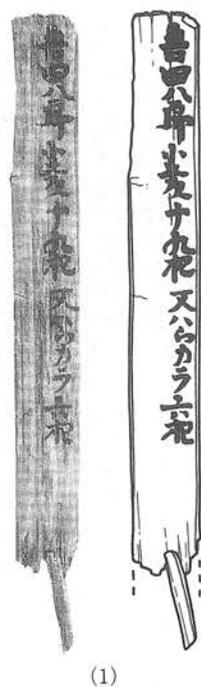
城跡がある。

集落は、周辺の条里地割に規制されて正方位をとる溝で囲われた屋敷地によって形成されていたと考えられる。木簡は、これら屋敷地を区画したと考えられる東西溝(○六一一調査八〇溝)から二点出土した。木簡出土地点近辺の溝の土層は、上・中・下・最下層の四層に分けられるが、木簡は最下層の上方ないし下層の下方あたりで出土した。同溝からは土師器皿、瓦器椀、瓦質羽釜・火鉢、備前焼播鉢、常滑焼甕、須恵器東播系練鉢、中国製青磁椀など多くの土器・陶磁器の他、曲物・織機部材・草履・下駄・漆器椀・毬杖の毬などの木製品も出土している。一三世紀後半から一四世紀後半にかけての遺構と考えられる。

また、この溝が埋没した後に作られた、導水用の竹管を伴う結構を使用した貯水施設を検出した。同じ面において、土師器皿が集積する方形の土坑も検出した。一五世紀の遺構面と考えられる。さらに上位の中世末から近世にかけての三面の遺構面では、耕作地及びそれに伴う灌漑用の溝を検出した。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 〔吉カ〕
□田八郎小麦十九把又八□カラ六把
〔学カ〕
(200)×27×8 019
- (2) 「西方源三上」
70×19×4 051



(1)



(2)

(1)はヒノキの板目材。上端は切り折り。下端は欠損するが、文章は完結すると思われる。表面は平滑に整えるために削られている。

上部は縦方向に裂けており、一文字目が「吉」であるならば、「吉田八郎」ということになり、当地の地名とも符合し興味深い。なお、一文字目は「吾」「悟」の可能性もある。

「苧」の読みも不明確ではあるが、共伴する木製品に織機部材があることから、織物の原材料となる苧との関係を示唆する。小麦、もしくは苧の売買か、借用に関する木簡と考えられる。

(2)はスギの板目材。上端は粗く面取りを施し、下端は尖らせている。表面は平滑に削られている。付札であろう。

西方氏は河内畠山氏の一族で、一時、河内守護代の地位を得るが、活躍する時期は嘉吉の変（嘉吉元年（一四四一）以降であり、溝の埋没時期とは一世紀程度の開きがあると思われる。当木簡と同氏との関係の是非は今後の課題である。

なお、木簡の釈読にあたっては、関西大学の原田正俊氏、八尾市立歴史民俗資料館の小谷利明氏、(財)大阪府文化財センターの水野正好氏のご教示を得た。

9 関係文献

(財)大阪府文化財センター『花屋敷遺跡』Ⅰ(財)大阪府文化財センター調査報告書一六一、二〇〇七年)

同『花屋敷遺跡』Ⅱ(同)一六二、二〇〇七年)

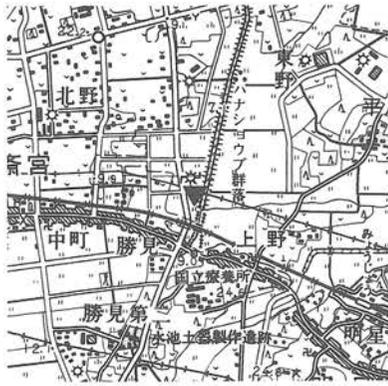
(岡本圭司)

木簡研究 第二六号

卷頭言―『全国木簡出土遺跡・報告書綜覧』刊行に寄せて― 小林昌二
二〇〇三年出土の木簡

概要 平城京跡左京三条三坊十一坪 平城京跡右京北辺 平城京跡右京四条二坊二坪 法華寺 旧大乘院庭園 藤原京跡 石神遺跡 飛鳥寺南方遺跡 鳥羽遺跡・鳥羽離宮跡 東福寺常楽庵庫裏 中世勝龍寺城跡 難波宮跡(1) 難波宮跡(2) 大坂城跡 九頭神遺跡 奈良井遺跡 玉櫛遺跡 久宝寺遺跡 兵庫津遺跡 玉津田中遺跡 北村廃寺 有岡城跡・伊丹郷町遺跡 明石城武家屋敷跡 対中遺跡 入佐川遺跡 清洲城下町遺跡 大毛沖遺跡 土橋遺跡 北条泰時・時頼邸跡 永福寺跡 佐助ヶ谷遺跡 水戸藩徳川家小石川屋敷跡(春日町遺跡第Ⅶ地点) 旗本岩瀬家屋敷跡(新諏訪町遺跡) 竜泉寺町遺跡 台東区No.68遺跡 馬場下町遺跡 元町二丁目遺跡 神明遺跡 北島遺跡(第一九地点) 松本城下町跡六九 松本城下町跡宮村町 樺崎寺跡 荒田目条里制遺構 門田条里制跡 東高久遺跡 荒井猫田遺跡 河股城跡 仙台城跡(二の丸地区) 竹ノ内遺跡 市川橋遺跡 長徳寺前遺跡 古志田東遺跡 大在家遺跡 山形城跡 新谷地遺跡 龍門寺茶畑遺跡 観音堂遺跡 新田(一)遺跡 津軽氏城跡・弘前城跡 本町一丁目遺跡 観音堂遺跡 桜町遺跡 石名田木舟遺跡 井口城跡 小杉流通業務団地No.20遺跡 中名Ⅵ遺跡 任海宮田遺跡 道端遺跡 青田遺跡 橋金広・中馬場遺跡 小出城跡 下前川原遺跡 道端遺跡 青田遺跡 米子城跡21遺跡 米子城跡 才ノ峠遺跡 青木遺跡 鹿田遺跡 尾道の内地区) 徳島城下町跡 観音寺遺跡 長門国分寺跡 長門国府跡(宮ノ丸地区) 高松城跡(2)(丸ノ内地区) 高松城跡(3)(松平大膳家中屋敷跡) 雨窪遺跡群 小倉城跡 在自西ノ後遺跡 牟田口遺跡 柏町遺跡(長崎奉行所立山役所跡) 北島北遺跡 平城宮跡 弘田櫓跡 一九七七年以前出土の木簡(二二六)

一 積文の訂正と追加(七)
山田寺跡(第五・一二・一三号) 宮内黒田遺跡(第二二号)
弥勒寺西遺跡(第二五号) 安芸国分寺跡(第二四号)
中央アジア出土のチベット語木簡―その特徴と再利用―
木に記された暦―石神遺跡出土具注暦木簡をめぐって― 館野和己・武内紹人
文字の形と語の識別―「参」の二つの字形― 竹内亮
書評 平川南著『古代地方木簡の研究』 鐘江宏之
新刊紹介 木簡学会編『日本古代木簡集成』 武田和哉
頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円



(松 阪)

三重・丁長遺跡

ちよなが

- 1 所在地 三重県多気郡明和町斎宮字丁長ほか
- 2 調査期間 第二次調査 二〇〇六年(平18) 五月～七月
- 3 発掘機関 三重県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 野島美沙子・小林俊之
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 中世～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

丁長遺跡は、国史跡斎宮跡の東方に位置し、笹笛川中流域左岸の段丘上に立地する。第一次調査において古代の伊勢道と考えられる

道路遺構が確認されているが、今回の第二次調査では、中世から近世にかけての遺構のみ確認された。遺構は溝や井戸が大半を占める。今回紹介する木簡は、近世の井戸SE六〇から出土した護摩木一点である。SE六〇は上層が大きく破壊

されていたが、下層には一辺約1mの縦板組み隅柱横棧止めの方形の井戸枠が遺存していた。隅柱の上端部は切断面を残しており、護摩木はこの隅柱直上で出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「(カンマン) 宝曆二年 吉野山

□ [護摩カ] 奉修大峯山上護摩供如意祈攸

九月吉日 □ [桜本坊カ] 411×33×5 0.61

スギ材の護摩木。明瞭な焦げた痕跡はないが、下端部両角が欠損していることから、護摩木を受けた際に、先を護摩の火で焦がして持ち帰った可能性がある。梵字「護摩」(カンマン) は不動明王の種子。「護摩」(カンマン) の可能性もある。宝曆二年は一七五二年。「桜本坊」は金峰山寺の塔頭名である。

9 関係文献

三重県埋蔵文化財センター『平成一八年度三重県埋蔵文化財年報』(二〇〇七年)

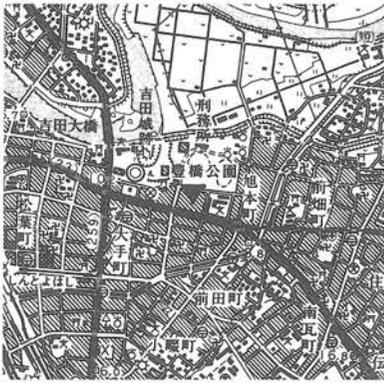


(野島美沙子)

愛知・吉田城址

よしだじょう

- 1 所在地 愛知県豊橋市今橋町
- 2 調査期間 第二次調査 二〇〇四年(平16)九月〜一〇月
- 3 発掘機関 豊橋市教育委員会
- 4 調査担当者 小林久彦(豊橋市美術博物館)
- 5 遺跡の種類 城郭跡
- 6 遺跡の年代 中世・近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(浜松)

吉田城は、永正二年(一五〇五)、豊川下流域右岸を本拠とする国人領主牧野氏によって築城された今橋城を前身とし、その後吉田城と改称されたものである。

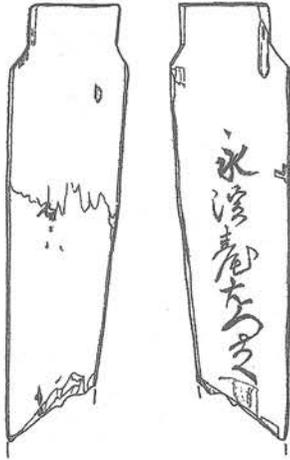
豊川下流域のほぼ中心部で、街道や河川の要衝に位置するこの城は、戦国期を通じて東三河支配の要であった。松平(徳川)家康の東三河平定、さらに家康の関東移封に伴う池田照(輝)政の入城に際して、大がかり

な改修が加えられ、近世城郭として発展を遂げた。近世にはやはり東三河地域の支配の要として、三〜八万石の譜代大名が入城した。近世の吉田城は、面積八四万 m^2 にも及ぶ広大な城域をもっていた。

豊川を背にして、本丸を中心に二の丸、三の丸、さらに藩士の屋敷地が取り囲み、全体を総構で区画した構造である。基本的に土造りの城であって、石垣は本丸の周辺と主要な門だけに設けられていた。城下は城の外側に展開しており、また城の外周には東海道が通るため、宿場町としてもにぎわった。

今回の調査では、近世の区画溝をはじめ、掘立柱建物、井戸、土坑、多数の柱穴が確認された。調査区は、幕末に描かれた「吉田藩士屋敷図」(豊橋市美術博物館蔵)によれば、「沢平八」の屋敷地内に相当する。沢平八は、詳細は不明ながら、屋敷地の規模から言えば中級の藩士とみられる。また、付近は伊勢神宮領である飽海神戸または吉田御園の比定地でもあり、中世前期の遺構も検出された。

木簡は、城址の南側付近、近世の藩士屋敷地内の井戸(C-3区SE-06)から一点出土した。この井戸は、調査区の南東寄り、屋敷地の推定位置からいえばその中央やや南東寄りに位置している。平面形は楕円形で、規模は長径三・〇m短径二・五m、深さは検出面から二・九mである。素掘りの井戸で、井戸枠などは存在しない。ここからは瀬戸・美濃産陶器、常滑産陶器、肥前産陶磁器、在地産土師器、瓦、木製品が出土しており、それらの帰属時期である一七



世紀から一八世紀中葉までが井戸の使用期間を示すと考えられる。
8 木簡の釈文・内容

(1) ・「永濱台右衛門殿



(222)×59×7 039

上部に切り込みをもち、下に向かって幅を狭めている。下端は欠損する。一面に宛先とみられる墨書があり、反対面にも墨書があるが判読できない。ここでは判読できる宛先の書かれた面を表と考える。屋敷地に納入された物資に付属したものと思われる。ちなみに、「吉田藩土屋敷図」中には永浜姓を見いだせない。

吉田城址では、このほかにも城内の三の丸に所在した井戸から近世の木簡が一点出土している。こちらは現在報告書作成に向けた整理作業の途中のため、時期を改めて報告することとしたい。

(岩原 剛 (豊橋市美術館))

静岡・東前遺跡
ひがしまえ

- 1 所在地 静岡県浜松市西区志都呂町
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18)七月～二〇〇七年三月
- 3 発掘機関 (財)浜松市文化振興財団・浜松市文化財担当課
- 4 調査担当者 川江秀孝・仲川美津保・鈴木敏則
- 5 遺跡の種類 集落跡・湿地
- 6 遺跡の年代 縄文時代前期～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(浜松)

東前遺跡は、浜松市西部の埋没砂丘を含む海岸低地に立地する。東西に長い埋没砂丘の北側には台地がさまつて海蝕崖をなしており、遺跡はその崖直下の第一砂丘と呼ばれる最も古く形成された砂丘上に位置する。砂丘の南は、浜名湖に連なる大規模な列間湿地であるが、当地区のすぐ南には、流路を挟んで小規模な中洲状の微高地が存在する。遺跡は微高地やその周辺の湿

地にまで広がる。

発掘調査は微高地を中心に実施した。遺構は耕作などによる攪乱のためほとんど確認されなかったが、遺物は縄文時代前期から近世までのものが出土した。特に弥生時代中期から奈良時代にかけての遺物が多く、土器や木器などの遺物は、湿地への落ち際で多く出土した。

木簡は、砂丘と微高地との間の流路底面から、八世紀後半の木製人形や土器とともに、幅1mほどの帯状をなして出土した。木簡は一点のみであるが、「孫足」と書かれた墨書土器が共伴し、また、微高地南側の湿地でも「長女」と書かれた墨書土器が出土した。二点とも、須恵器の無台杯身である。

8 木簡の积文・内容

(1) 「□□若日下マ足石十九□」

178×26×2 051

左辺上部が欠損し、上端部は少し腐蝕しているが、ほぼ原形をとどめる。「若日下マ足石」は人名で、伊場遺跡群に類例の多い「郷名(郷)字は省略」+人名(+数量)の付札とみられる。若日下部は伊場遺跡第五六号木簡にもみえる。「マ」の部分は墨が完全に流出し、浮き字として確認された。「十九」は何らかの数量で、その下の□は単位であろう。簡略化されていて判読できないが、「束」の可能性が考えられる。

東前遺跡がある志都呂町は、古代敷智郡衙と考えられる伊場遺跡群から5km西方にあり、「和名抄」にみえる小文郷と推定される地域である。最初の二文字の郷名部分は「中寸」の可能性も考えられるが、この地名は伊場遺跡の北側にある中村遺跡周辺と考えられており、やや距離がある。その当否はともかくとしても、郡衙から離れた遺跡で伊場遺跡群出土木簡と同種の木簡が出土したことは、この地に郡衙機能を代行する有力な村が存在したか、あるいは郡衙の出先機関のような施設が置かれていた可能性を示唆する。伊場遺跡群によって明らかになってきた古代の敷智郡の実態を考える上で、新たな重要史料の出現と評価できよう。

(鈴木敏則)





(長 浜)

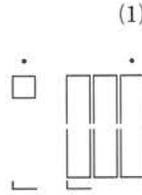
調査地はJR長浜駅の北西約二〇〇mに所在する。遺構は二三世紀のものが中心で、溝や柱穴・土坑が多数検出された。それらの遺構と重複する形で一五世紀の遺構が築かれており、さらに一八世紀には長浜城の堀が築造されている。その他、埋土に六世紀から一〇世紀の遺物が混入している遺構もある。

滋賀・長浜城遺跡
ながはまじょう

- 1 所在地 滋賀県長浜市公園町地先
- 2 調査期間 第一三六次調査 二〇〇六年(平18) 十一月～二〇〇七年三月
- 3 発掘機関 長浜市教育委員会
- 4 調査担当者 池寄陽一・牛谷好伸
- 5 遺跡の種類 城郭跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 一三世紀～一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

木簡は、調査区北西寄りで見出した土坑の埋土中程から一点出土した。この土坑からは、他に灰釉陶器・土師器皿・土師器・須恵器・羽釜などの遺物が出土している。羽釜は瓦質足釜の足部分で、一三世紀のものである。木簡の年代もおおむね同時期と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

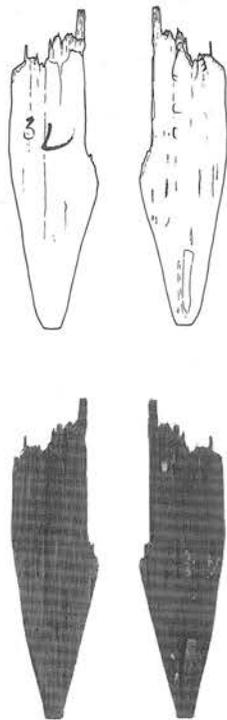


(31.5)×29×3 059

上部は欠損しており、下端は尖らせている。表裏両面に文字が記されているが、釈読できない。

9 関係文献

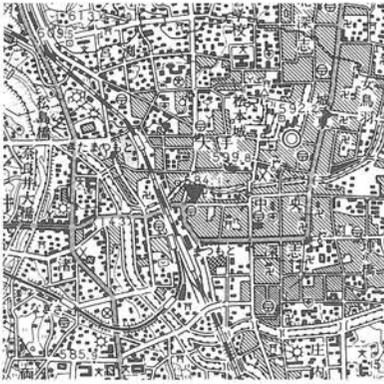
長浜市教育委員会『長浜城遺跡 第一三六次調査報告書』(二〇〇七年)



(池寄陽一)

長野・松本城下町跡伊勢町
まつもとじょうかまち いせまち

- 1 所在地 長野県松本市中央二丁目
- 2 調査期間 一 一九九六年(平8) 二月～一九九七年一月、
二 一九九七年八月～一〇月
- 3 発掘機関 松本市教育委員会
- 4 調査担当者 一 神田訓安・高桑俊雄・村田昇司
二 竹内靖長・長橋重幸・村田昇司
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 近世・近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(松本)

伊勢町は、親町三町・枝町一〇町からなる松本城下町のうち、本町から西に分岐し旧野麦街道の起点となつた枝町である。市街地の再開発事業に伴うこれまでの発掘調査や文献上の記録から、町屋の形成は一六世紀後半の小笠原貞慶による

城下町整備まで遡るが、藩政時代を経て今日にまで伝えられてきた町割は、一七世紀前半の小笠原秀政の整備によるものと考えられている。

一 第一二次調査

調査地は、城下町絵図では町屋裏手の浄林寺域にあたるが、確認された四層の生活面からは建物・土坑・ピットなどが検出されたものの、寺院に関わるものは見出されなかった。代わって明治時代に旧寺域に設置された旧開智学校に関わると考えられる遺構が第二検出面において検出された。

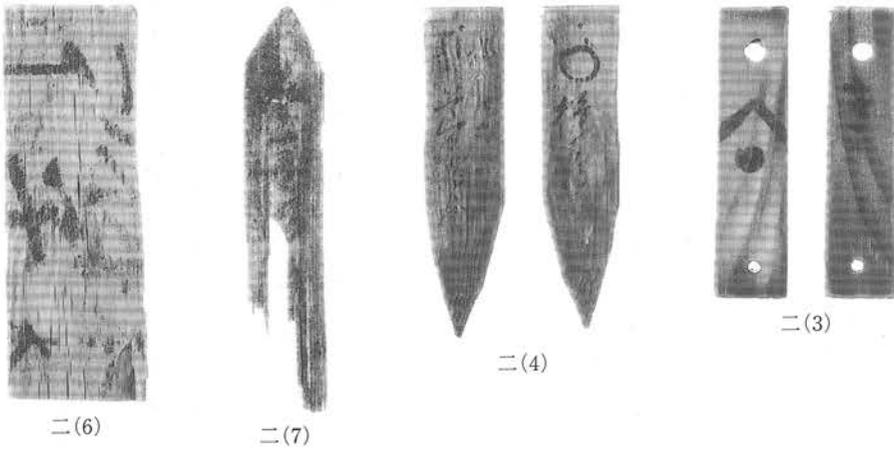
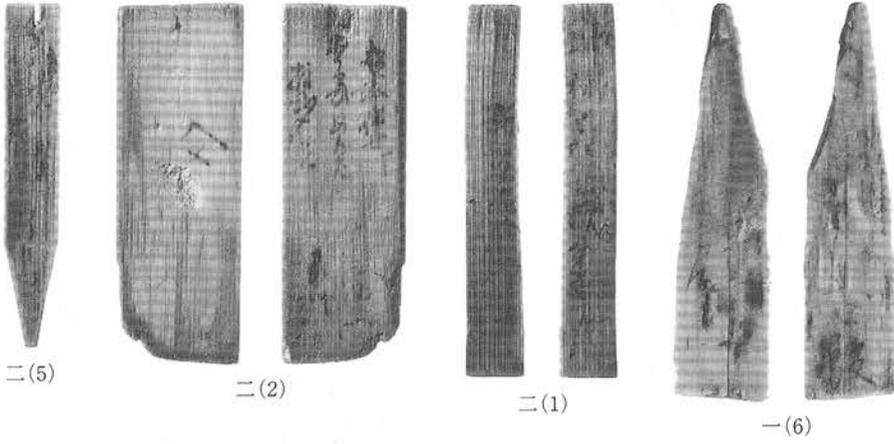
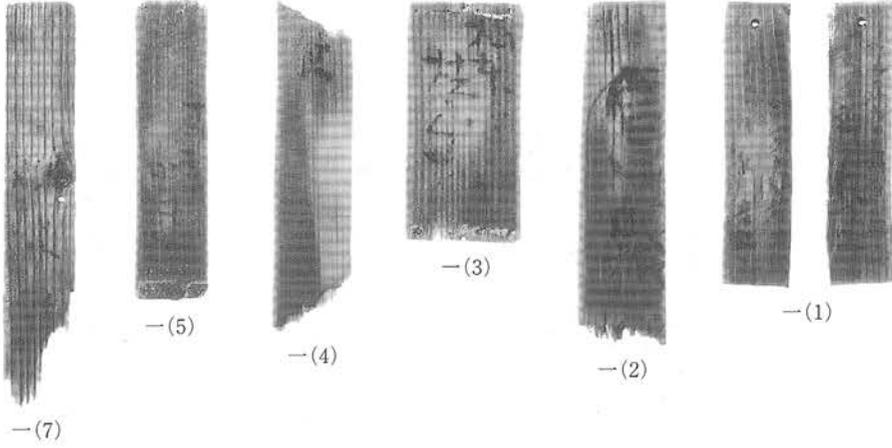
木簡は、第二検出面の土坑四(廃棄土坑)から六点、同面の遺物包含層から一点、計七点が出土した。土坑四は、南北六m東西六・九m深さ〇・六mを測る隅丸方形の大形廃棄土坑である。木簡のほか、覆土中からは陶磁器、木製品が数多く出土している。

二 第一六次調査

この調査では、伊勢町町屋の背割溝である北蛇川を確認したほか、一八世紀の生活面を中心に鍛冶関連の遺構を多数検出し、鍛冶職人の居住が推定された。また、一六世紀後半の生活面では一七世紀以降とは異なる町割の様相が窺え、遺物にも高級茶器や刀装具が含まれている。従って伊勢町の形成初期は必ずしも町人地に限定されていた訳ではなかったと考えられる。

木簡は、形成初期にあたる第三検出面(一六世紀後半から一七世紀

2006年出土の木簡



土坑六 (第三検出面)

(2) ・「松本伊せ」^{〔町カ〕}
 「相かりひカ」
 □□□□
 □□□□
 □□□□
 拾式^メ □□^ぬ □□

三郎次
 武州
 庄エ門[〕]

・「[〕] < × [〕]」
 196×69×8 011

(3) ・「○き○」

・「○ < ● ○」
 128×32×8 011

土坑二 (第四検出面)

(4) ・「○ ○ 権蔵」

・「○ 九月六日
 吉 道中□□」
 178×43×5 051

(5) 「[〕] □□[〕]

○ 新□村[〕] 埴科□[〕]
 組頭 六郎左衛門
 弥左衛門[〕]
 174×28×3 051

(6) 「[〕] □□[〕]
 丁 子[〕] 本[〕]」

(99)×288×10 081

溝状遺構一 (第四検出面)

(7) 「南無阿□□[〕] ×[〕]
 □□[〕] ×[〕]」^{〔弥陀カ〕}

(215)×35×1 019

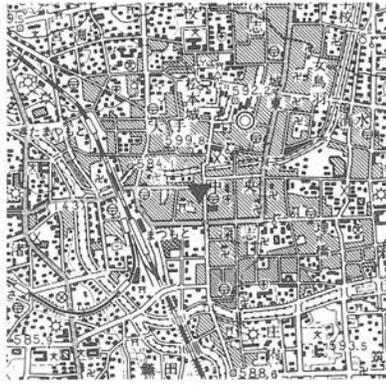
第一六次調査出土木簡は、松本城下町跡出土木簡でも古い段階に位置付けられるものである。(1)～(4)は形態や記載内容から荷札木簡と考えられる。(5)は人足に関わる札。(6)は建築部材や容器などの一部であろうか。(7)は上端を尖らせる。内容からみて、笹塔婆の上部と考えられる。

9 関係文献

松本市教育委員会『松本城下町跡本町第三・四次、伊勢町第一四一七次―平成九年度試掘調査報告書―』(松本市文化財調査報告一三一、一九九八年)

(竹原 学)

まつもとじょうかまち ほんまち
 長野・松本城下町跡本町



(松本)

本町は、松本城下町の中でも善光寺道（北国脇往還）沿いに配置された主要な町屋である親町三町（本町・中町・東町）の一つで、問屋や商家が軒を連ねて栄えた。松本城下を貫く善光寺道は城域の東部を南下し、東町を経て女鳥羽川を横切った後西折する。中町を通過して再び南に折れ、ここより以南が本町となる。こうした町屋の骨格形成は、『信府統記』の記述から小

- 1 所在地 長野県松本市中央二丁目
- 2 調査期間 第四次調査 一九九七年（平9）一月～二月
- 3 発掘機関 松本市教育委員会
- 4 調査担当者 竹内靖長・今村 克・村田昇司
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 近世（一七世紀前半～一九世紀前半）
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

笠原貞慶が松本城東側にあった市辻・泥町の町人地を女鳥羽川以南に移した一六世紀末のことと考えられている。

松本市街地の再開発事業に伴って実施された第四次調査地点では、一七世紀前半以降の生活面（整地層）四面が確認された。調査は主に一八世紀末から一九世紀前半の生活面（第一検出面）について実施し、建物一〇棟、水道遺構二条、土坑四一基、ピット二基、埋設桶五基、溝状遺構三条を検出した。とりわけ基礎構造の明瞭な建物、保存状況の良い水道施設、火災による被熱のためゴミ穴に一括投棄されたと考えられる上野砥沢産砥石の大量出土が目される。

木簡は、水道施設の埋設桶の蓋に墨書のあるもの二点のほか、埋設桶から一点、木製遺物が多量に遺存していた土坑一五から四点、計七点出土した。水道施設は三基の埋設桶（溜桶）で結ばれた東西方向延長一五m近くにわたるもので、白色粘土で丁寧に密封した継ぎ手、棕櫚縄をパッキングに用いた二重の蓋構造を有する木樋で構成される。

8 木簡の积文・内容

埋設桶一

(1) 「桶源

文政十亥

〔丁カ〕

初夏

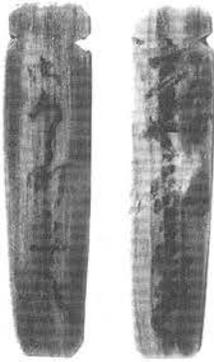
大□



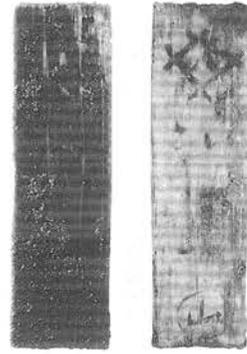
(2)



(1)



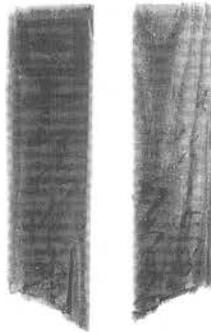
(4)



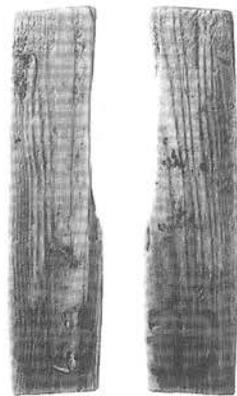
(3)



(7)



(6)



(5)

埋設桶二

(2) 「大□」

文化二丑
乙歳六月吉辰

径585×厚30 061

埋設桶三

(3) 「(目印) □ ⊕」



187×52×7 011

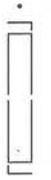
土坑一五

(4) 「松本
岩井や安平方へ」

「御くら 平八」

95×24×4 032

(5) 「□ ⊕」



248×61×11 011

(6) 「(目印) 上々□方銅拾貳貫

「月廿五日
五大力菩薩」

(138) × 37 × 8 019

(7) 「上□」

「伊勢栄三駄之」

208×40×7 011

(1)(2)は桶蓋の裏面に墨書されたもので、水道施設の新設あるいは改修に際しその日付を記したものであると思われる。文政一〇年は一八二七年、文化二年は一八〇五年である。(3)～(7)は荷札と考えられる。

(3)の目印は「◇」に「人」、(6)の目印は「□」に「一」。(6)の裏面の「五大力菩薩」は荷物の安全を祈願する呪句。

9 関係文献

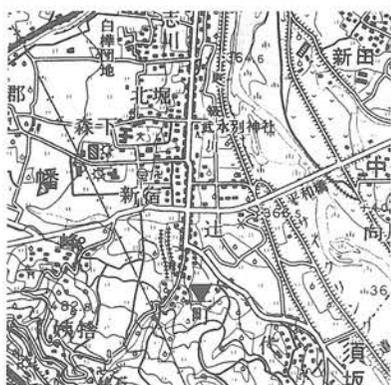
松本市教育委員会「松本城下町跡本町第三・四次、伊勢町第一四一七次―平成九年度試掘調査報告書―」(松本市文化財調査報告一三二、一九九八年)

(竹原 学)

長野・東條遺跡

ひがしじょう

- 1 所在地 長野県千曲市大字八幡字東條
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18) 四月～十二月
- 3 発掘機関 長野県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 岡村秀雄・小林秀行・山崎まゆみ
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代後期～戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(長野)

東條遺跡は、古墳時代後期から戦国時代にかけての複合遺跡で、埴捨土石流台地から連なる押し出し地形の北東斜面末端部の標高三六六～三八二m前後に立地する。遺跡東端は千曲川左岸の後背湿地に隣接する。今回の発掘調査は国道バイパス建設に伴うものである。検出した主な遺構としては、古墳時代後期から奈良・平安時代の堅穴住居のほか、鎌倉時代後期から戦

国時代の礎石建物・掘立柱建物・木棺墓・井戸・溝、及び四方の壁に二〇～三〇cmほどの礫を廻らせた堅穴状遺構などがある。

木簡は、調査区北側で検出した杭列を伴う溝から一点出土した。一三世紀後半から一四世紀後半の時期の遺構である。溝の東側には隣接して多数の柱・杭が検出されている。

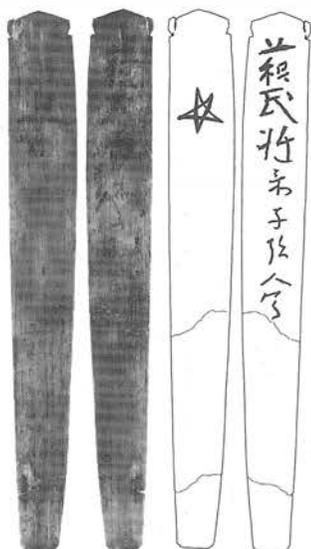
8 木簡の积文・内容

- (1) ・「<蘇民将来子孫人□□」
[家カ]

・「> ☆

227×28×1 032

上端は切り折り調整により尖り、頭部に切り込みがある。下端部は平坦で、中央部と下部に折れがある。風化が著しく、肉眼では墨書の判読は難しい。积読にあたっては、奈良文化財研究所史料研究室の方々のご教示を得た。



(赤外線画像)

(岡村秀雄)



(仙台)

調査地は、三の丸巽門跡東側周辺に位置する堀跡で、調査面積は四七二㎡である。調査の結果、杭列や集石を伴う堀の北岸・西岸を検

宮城・仙台城跡

せんだいじょう

- 1 所在地 宮城県仙台市青葉区川内
- 2 調査期間 第一六次調査 二〇〇六年(平18)九月～十一月
- 3 発掘機関 仙台市教育委員会
- 4 調査担当者 渡部 紀・鈴木 隆・鹿野仁子
- 5 遺跡の種類 城館跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

仙台城跡は仙台市街地の西方に位置する山城で、青葉山丘陵及びその麓の河岸段丘部分に城域が形成されている。初代仙台藩主伊達

政宗が、慶長五年(一六〇〇)一二月に築城を開始し、慶長七年五月に一応の完成をみた。

出した。堀の底面は未確認だが、一七世紀の遺物を含む粗砂層(XIX層)が確認され、堀の規模は、南北幅が三五m以上、深さが現地表面より六・三五m以上となる大規模なものであることがわかった。堀の堆積層は二層に大別される。

木簡は、堀北岸近くのIV層から一点出土した。IV層は、自然木、伐採木を多く含み、近代に形成されたと考えられる。IV層の共存遺物には下駄や漆塗りの板材など多数の木製品がある。

8 木簡の积文・内容

(1) 「御用之」



(99.5)×36.5×4.3 019

上端と左右両辺は原形をとどめているが、下端は欠損している。墨書の内容から荷札と考えられる。裏面にも墨書された文字が見られるが、判読は難しい。樹種はスギである。

なお、釈読にあたっては、仙台市博物館の斎藤潤氏のご教示を得た。

9 関係文献

仙台市教育委員会「平成一八年度調査報告書 仙台城跡七」(仙台市文化財調査報告書三〇九、二〇〇七年)

(鹿野仁子)



宮城・山王遺跡 (八幡地区)

さんのお

はらま

- 1 所在地 宮城県多賀城市南宮字八幡
- 2 調査期間 一九八九年(平一)六月～一九九一年二月
- 3 発掘機関 宮城県教育委員会
- 4 調査担当者 佐藤則之・赤澤靖章・菅原弘樹・近藤和夫・天野順陽・高橋栄一・千葉正康・三好秀樹
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(仙台)

山王遺跡は、陸奥国府多賀城跡の南西に位置し、砂押川と七北田川によって形成された標高五～六mの東西に長い自然堤防上に立地する。調査は一九七八年以来、宮城県教育委員会と多賀城市教育委員会によって行なわれ、弥生時代から江戸時代にわたる多数の遺構・遺物が確認されている。特に平安時代

前半頃の多賀城南面には、東西・南北大路を基準とした方格地割が施工され、道路で仕切られた区画には道路と方向を揃えた掘立柱建物を主体とする住居や工房、倉庫、井戸などが営まれていたことが判明している。大きくみて、大路沿いの区画は上級官人の邸宅など、大路から離れた区画は階層の低い人々の住居・生産域として使われている。

今回報告する調査は、仙塩道路多賀城インター建設に伴うものである。調査の結果、方格地割を構成する北二・二a東西道路と西四・五南北道路を検出したほか、小規模な掘立柱建物を主体とした住居・井戸・溝・畑・土坑・河川などが発見された。出土遺物は土師器・須恵器、赤焼土器など在地の土器が大部分で、施釉陶器のような搬入品、嗜好品は少ない。他には瓦、硯、木・鉄・土製品、漆紙文書などがある。八幡地区は方格地割上でも大路から離れた場所であり、階層の低い人々の活動の場になっていたとみられる。

木簡は、調査開始時に掘削した排水溝から一点出土した。出土地点から、平安時代前半頃の西五道路東側溝または奈良時代の河川SD一〇〇に伴うものと考えられるが、特定できない。

このほかSK二六七から墨絵のある板材(長さ(三二六)mm幅六八mm厚さ四mm)が一点出土した。SK二六七は、西五道路の最も新しい東側溝SD三八一に伴う東西六・〇m南北五・五m深さ〇・五mの広く浅い枡で、側溝の水の一时的な集水を目的としたものである。

筆の運びから墨絵とみられるが、欠損のため絵柄は不明である。人物像とすれば首筋から胸元にあたる部分と思われる。木簡以外には土師器・須恵器、赤焼土器が出土している。年代は一〇世紀前半頃である。

なお、八幡地区では漆紙文書も五点出土している。そのうち判読可能な二点の釈文を以下に掲げる。なお、出土遺構などの詳細は関係文献を参照していただきたい。

a □年廿四歳

□刀カ

□自売年七□

売年六□

b 博士□□

史生嶋岐史□

a は須恵器杯に付着した歴名様文書の断簡で、ウルシ面に記載されている。b は文書末尾の署名部分の断簡である。漆器の皿に入れた漆に付着した状況を呈するが、漆器は木地が失われ、表面に塗られた漆の皮膜のみが残存する。オモテ面の記載である。

8 木簡の釈文・内容

(1) □貴遣□□□□

□□古古□□

(160)×26×11 081

両面とも墨の残りが悪く、各々二文字が判読されるのみである。似た文字や同じ文字を繰り返しており、ともに習書の可能性がある。

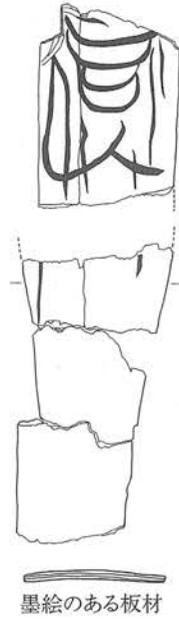
9 関係文献

宮城県教育委員会『山王遺跡Ⅴ』（一九九七年）

（吉野 武〈宮城県多賀城跡調査研究所〉）



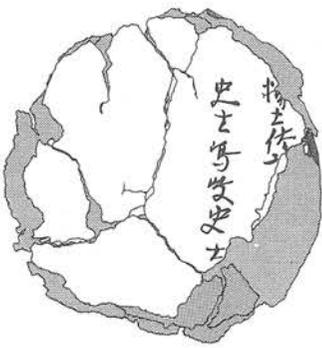
(1) 表



墨絵のある板材



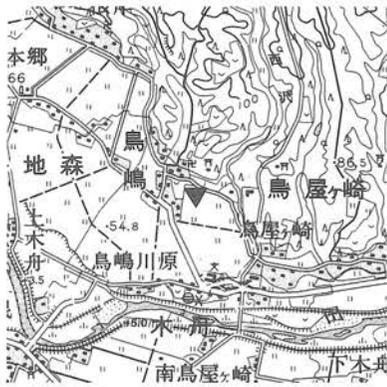
漆紙文書 a



漆紙文書 b

宮城・壇だんの越遺跡こし

- 1 所在地 宮城県加美郡加美町鳥嶋・鳥屋ヶ崎・谷地森
- 2 調査期間 第一〇次調査 二〇〇六年(平18)五月～十一月
- 3 発掘機関 加美町教育委員会
- 4 調査担当者 斉藤 篤、村田晃一・村上裕次(宮城県教育委員会)
- 5 遺跡の種類 城柵跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(古川)

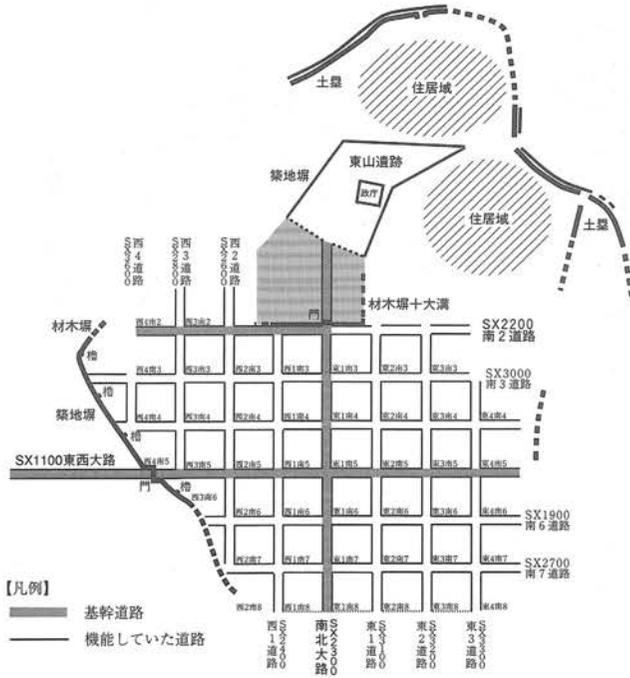
壇の越遺跡は、鳴瀬川支流の田川左岸に形成された標高五〇～六〇mの河岸段丘に立地する。奈良・平安時代を主体とした複合遺跡

で、範囲は東西約二・〇km、南北約一・五kmに及ぶ。遺跡北の丘陵上には、陸奥国賀美郡家跡と推定される東山官衙遺跡が所在する。発掘調査は、県営基盤整備事業と県道改良工事に伴うもので、一九九六年度から継続的に実施している。

その結果、約一町ごとに施工された道路による方格地割が確認され、区画内部からは塀で囲まれた居室をはじめ、掘立柱建物、竪穴住居、井戸などが多数検出されており、都市的な景観を形成していたことが判明した。

方格地割は、大別して二時期の変遷が認められる。一期は、八世紀中葉の東山官衙創建と一体的に整備された。その範囲は、東山官衙の外郭南門から南に八町、南門から南に延びる南北大路を基準として西に七町、東は三町以上であり、上位～下位段丘面を含む広大な範囲に施工された。二期は、八世紀後葉に段丘面の境に槽を伴う築地塀が構築され、地割の範囲が上位段丘に限定・縮小された時期で、九世紀中葉まで存続し、後葉には段階的に廃絶した。

木簡は、南北大路C期西側溝の底面から一点出土した。すぐそばに新たに発見された八脚門が位置する。門は東山官衙外郭南門から約二〇〇m南、南北大路と南二東西道路の交差点北側に設けられた。大路は三時期の変遷が認められる。八脚門はB期に伴い、一度建て替えられている。門の両脇には材木塀が取り付き、幅四m深さ一mの大溝が伴う。材木塀は東に七m延びて北へ折れ、西は一〇七m以上延びる。また、門内側の大路西側で三間×二間と二間×二間の小規模な建物が重複して検出されており、門番詰所と考えられる。今回発見した材木塀と大溝で囲まれた区画は、東山官衙遺跡の正面に位置すること、塀の東辺はその外郭南東隅へ向かって延びるこ



東山遺跡と方格地割模式図〈2期：8世紀後葉～9世紀中葉〉

とから、両者は一体のものであり、さらに、南北大路との交点には格式の高い八脚門が設けられていること、東山官衙の外郭南門は創建期の一時期のみ認められ、建て替えが行なわれなかったこと、大溝の下層出土遺物が八世紀に限定されることを考慮すると、東山官衙は八世紀の新しい段階に南の低地へと拡大したと考えられる。一方、壇の越の方格地割では、八世紀後葉に櫓を伴う築地堀によって

街区が囲い込まれるという大きな画期が認められており、東山官衙の拡大も同時期に行なわれた可能性が高い。

東山官衙は、創建期から外郭線がめぐり、八世紀後葉には南辺が拡大し、新たに南の街区、北や東の丘陵部を取り込む外周施設が造られ、南辺には櫓が付設される。このため、東山官衙は賀美郡家という政治的施設にとどまらず、軍事拠点でもある城柵と考えられる。

8 木簡の积文・内容

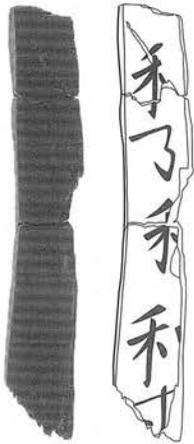
(1) □□□□□ [寸カ]

(88)×(15)×(5) 081

上下両端、右辺、背面は割損する。五文字のうち、一・三・四文字目は禾偏で、同じ文字とみられる。三文字が同じであることから、習書と考えられる。

なお、木簡の积読にあたっては、宮城県多賀城跡調査研究所の吉野武氏からご教示いただいた。

(村田晃一〈宮城県教育委員会〉・斉藤 篤)



岩手・志羅山遺跡

1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山

2 調査期間 第九次調査 二〇〇六年(平18)四月～六月

3 発掘機関 平泉町教育委員会

4 調査担当者 鈴木江利子・島原弘征

5 遺跡の種類 屋敷跡

6 遺跡の年代 一二世紀、中世・近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

志羅山遺跡はJR平泉駅西側に位置し、五〇〇m四方の広がりをもつ。現在は町役場や郵便局、銀行などの施設を有する市街地であり、駅から七〇〇m西にある特別史跡毛越寺に向かう県道が遺跡を横断している。近年、この県道の拡幅に伴う発掘調査や、住宅建設などに伴う調査の結果、一二世紀奥州藤原氏時代の遺構・遺物のほか、中世や近世の資料も増えている。



(一 関)

今回の調査区は志羅山遺跡の南西端に位置する。調査前は水田として使用され、平坦であるが調査区外北側の水田は一段高い広がりとなっている。調査面積は八五〇㎡。検出遺構は掘立柱建物・土坑・溝などで、遺構の年代は、一二世紀、中世、近世である。

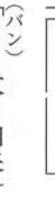
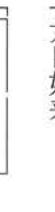
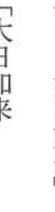
木簡(笹塔婆)は、調査区北部で検出した東西方向の溝の埋土中の位の広い範囲から、計二点出土した。溝の検出長は二五mで、東西の調査区外に続いている。幅は約二・〇m、深さは一・〇～一・三m、断面形はV字状を呈する。溝底は東にわずかに傾いており、笹塔婆出土層は砂を含む流水の痕跡を示す。

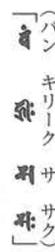
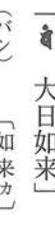
笹塔婆の年代は、その形状や大きさ、梵字「𑖀𑖃𑖅𑖆」(バン)と「大日如来」が同時に書かれていること、共伴遺物の年代などから、一三世紀から一四世紀にかけてと考えられる。溝からの共伴遺物には、かわらけ、陶器、磁器、木製品、板碑などがある。

なお、調査区の北七〇mの水田の傍には、元応三年(三三二)の紀年銘をもつ板碑が立っている。また、「大日如来」の笹塔婆としては、福島県荒井猫田遺跡出土のものに多数の類例がある(本誌第二一・二三・二六号)。

8 木簡の积文・内容

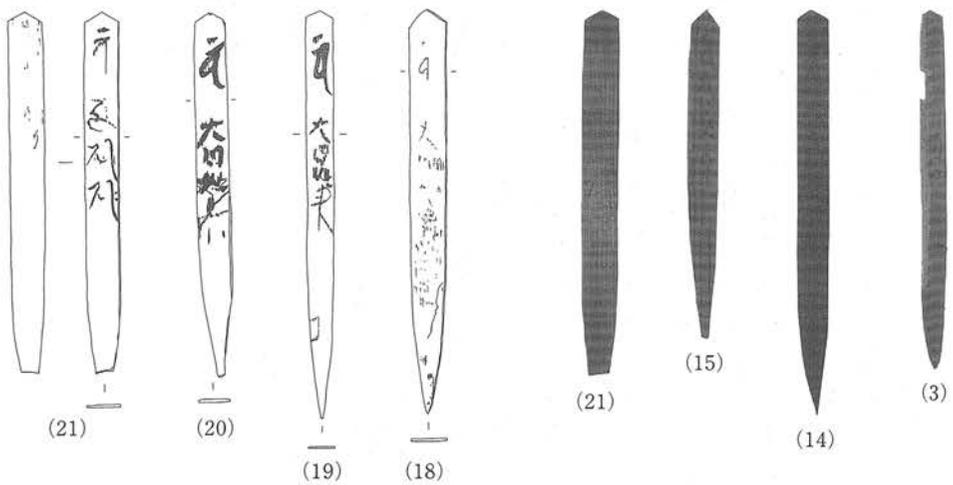
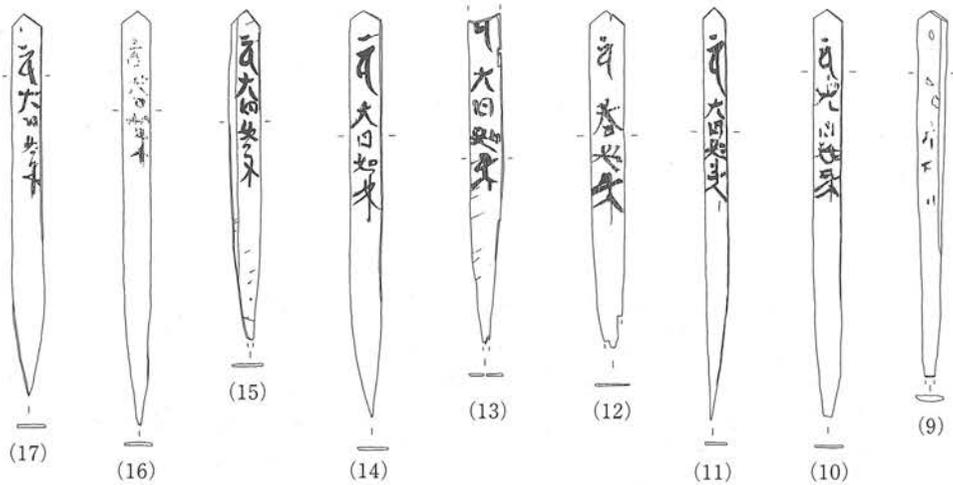
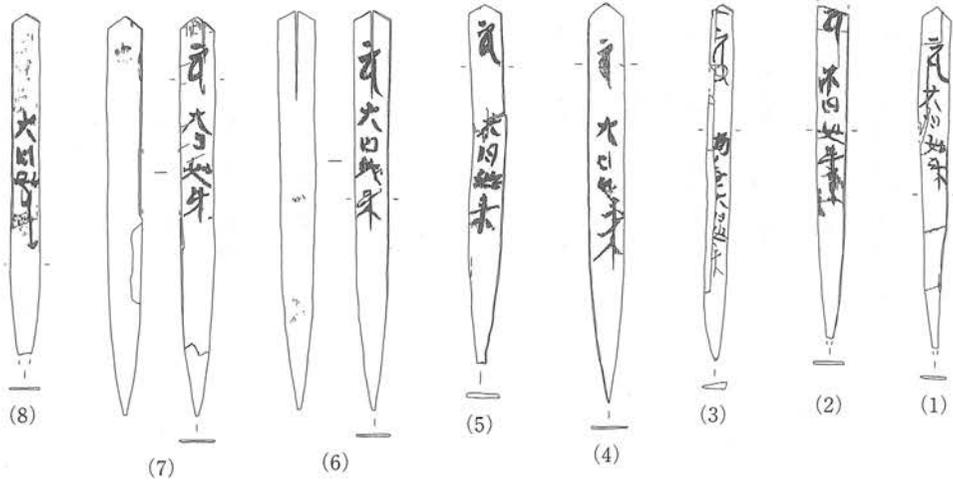
- (1) [バン] 大日如来 (271)×24×2 061
- (2) [バン] 大日如来 (265)×24×3 061

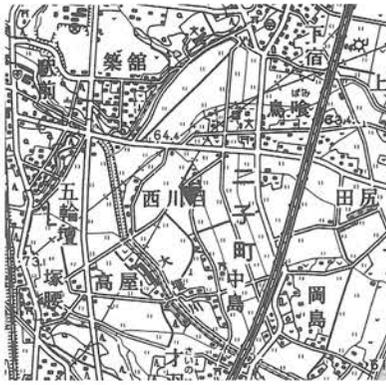
(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
													
331×22×2	(264)×24×2	326×25×3	(259)×26×4	(269)×27×2	329×18×2	324×22×2	(292)×23×5	(270)×22×3	318×28×3	319×28×2	288×25×4	319×28×2	283×19×6
061	061	061	061	061	061	061	061	061	061	061	061	061	061

(21)	(20)	(19)	(18)	(17)
				
286×27×2	289×20×3	325×21×2	322×30×3	304×25×3
061	061	061	061	061

いずれもスギ材で、頭部を山形に加工し下端を細く尖らせる形状も類似する。(2)(13)は破損により頭部の原形は不明。(1)(2)(8)(9)(12)(13)(15)は、下端部が僅かに破損している。(10)(21)の下端は、破損した痕跡がないことから、元々尖らせていなかったとみられる。文字はほとんどが梵字「𑖀」(パン)と「大日如来」のセットで、判読が困難であつても推定が容易である。このうち、(3)(9)(21)は例外である。(3)は文字の半分が削られているが、「南无大日如来」と判読できる。(9)は墨書らしい痕跡を示すが判読に至らない。他より厚みがあり、面取りされた様子からは、用途が違う可能性もある。(21)は他と異なり梵字だけが四文字書かれている。(16)(18)は文字が不鮮明であるが、他と同じ墨書であろう。また、(6)(7)(21)の裏面には、シミか墨痕かわからない痕跡が認められる。(20)は近接地から出土した二片が接合した。

(鈴木江利子)





(北上)

岩手・西川目遺跡
にしかわめ

- 1 所在地 岩手県北上市二子町西川目
- 2 調査期間 二〇〇三年(平15) 四月～七月
- 3 発掘機関 (財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 西澤正晴・小針大志
- 5 遺跡の種類 集落跡・墓地
- 6 遺跡の年代 九世紀・一〇世紀、一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

西川目遺跡は、北上市市街地の北西に位置し、北上川やその支流によって形成された自然堤防上に立地する。付近には同様の自然堤防が沖積地より一段高い地点として鳥状にいくつかあり、それぞれに古代を中心とする遺跡が立地している。

調査は圃場整備事業に伴って実施されたものである。検出した主な遺構は、平安時代の竪穴住居・掘立柱建物・水田、近世の掘立柱

建物・墓壇・井戸などである。

遺跡の中心は平安時代の集落で、竪穴住居を主体とするが、注目されるのは三面廂をもつ掘立柱建物や、倉庫と想定される総柱の掘立柱建物が発出されたことである。官衙以外からこのような建物が見つかることは稀であるため、通常の集落とは性格の異なった遺跡として把握できる。近世の遺構はこれらの遺構と同一面から検出されるが、重複はあまり認められない。

遺物についても平安時代が中心で、須恵器や「田主」と刻書された杯をはじめとする土師器、鉄鍔などの鉄製品、多量の土錘などが出土している。

近世の遺構のうち墓壇は一〇基検出されたが、そのうち九基が重複している。隣接して同時期と考えられる掘立柱建物、井戸が位置しており、民家、井戸、墓の構成がわかる数少ない例である。

木簡は、江戸時代に属する墓壇SZ〇五の棺内から一点出土した。共伴する遺物にはキセル・寛永通宝・火打ち鉄がある。

墓壇SZ〇五の平面形は隅丸方形を呈し、底面に方形の組合式の棺が設置されている。木棺は側面の一部と底面の材のみ遺存していた。また、この墓壇は重複する墓壇群とは溝を挟んで単独で位置し、しかも埋葬方向も九〇度異なっている。時期は出土した遺物から一八世紀を中心とした年代が想定できる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「イロ」

72×45×10 065

用途不明の木製容器に墨書されたものである。楕円形をした二枚の板を天（底）板として、両者を木の皮で包みこんで、容器状としたものと考えられる。片側の材に墨書が、もう一方には朱漆が施されていた。遺存状況はあまり良くないが、底材の内側に墨書されていたものと考えられる。腐蝕により欠失している部分もあるが、おそらく完形に近いと思われる。釈文では片仮名と解釈したが、あるいは何らかの記号の可能性も考えられる。いずれにせよ、本地域ではあまり類例のない遺物であり、名称、用途とも不明である。

9 関係文献

西澤正晴・小針大志『西川目・堰向Ⅱ遺跡発掘調査報告書』（財

岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書四六四、二〇〇五年）

（西澤正晴）



木簡研究 第二五号

卷頭言—木簡を観る—

平川 南

二〇〇二年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京二条三坊三坪 西大寺旧境内 興福寺
一乘院跡 藤原宮跡 藤原京跡左京七条一坊 藤原京跡右京一条一坊
藤原京跡右京六・七条四坊 飛鳥京跡苑池遺構 酒船石遺跡 坂田寺
跡 長岡京跡 平安京跡右京三条一坊六町 東寺(教王護国寺) 旧境
内 中之島六丁目所在遺跡 長原遺跡 西ノ辻遺跡 鬼虎川遺跡 中
野遺跡 讚良郡条里遺跡 三原石田遺跡 中林・中道遺跡 貞養院遺
跡 上橋下遺跡 中村遺跡 箱根田遺跡 五合榎遺跡(仏法寺跡)
下宅部遺跡 騎西城跡 騎西城武家屋敷跡 大慈恩寺遺跡 羽黒遺跡
野路岡田遺跡 西河原遺跡 西河原宮ノ内遺跡 三堂遺跡 弥勒寺西
遺跡 松本城下町跡中町 薬師遺跡 佐野城(春日岡城)跡 泉慶寺
跡 仙台城跡(二の丸北方武家屋敷地区) 大古町遺跡 市川橋遺跡
志羅山遺跡 中尊寺境内大池跡 藩校明德館跡 新城平岡(四)遺跡
石盛遺跡 畝田・寺中遺跡 中屋サワ遺跡 南新保北遺跡 下沖北遺
跡 浦廻遺跡 草野遺跡 屋敷遺跡 青木遺跡 黄幡一号遺跡 延行
条里遺跡 浜ノ町遺跡 新蔵町三丁目遺跡 常三島遺跡 守護町勝瑞
遺跡 南江戸蘭目遺跡 別府遺跡 朽網南塚遺跡 下月隈C遺跡群
高畑遺跡 元岡・桑原遺跡群
一九七七年以前出土の木簡(二五) 坂田寺跡
积文の訂正と追加(六)

志賀公園遺跡(第二四号) 元岡・桑原遺跡群(第二三号)

中世木札文書研究の現状と課題

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論

古代荷札木簡の平面形態に関する考察

書評 富谷至編『辺境出土木簡の研究』

彙報

田良島 哲
畑中 彩子
友田那々美
高村 武幸

頒価 五〇〇円 送料六〇〇円

山形・史跡山形城跡
やまがたじょう

- 1 所在地 山形市霞城町
- 2 調査期間 二〇〇四年(平16)七月～十二月
- 3 発掘機関 山形市教育委員会
- 4 調査担当者 五十嵐貴久
- 5 遺跡の種類 城郭跡
- 6 遺跡の年代 中世・近世(一六世紀～一九世紀)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(山形)

山形城の創建は斯波兼頼によるもので、延文元年(一三五六)に遡る。斯波氏はのち地名をとり最上氏を名乗り、第一代最上義光の頃に最大五七万石の近世大名となるが、元和八年(一六二二)に改易となる。その後の山形城は譜代大名の交替地となり、水野家(五万石)で明治に至る。今回の調査地点は、本丸と二ノ丸をつなぐ大手橋地点である。大手橋は木橋で、

遺構として二本の橋脚柱が現存している。木簡は、大手橋南側の堀内埋土より一点出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) ●二尺 ●一尺

990×33×8 061

扁平な板材で、下端部は切断面であるが、上端部は二次的な破断面を呈し、本来はさらに上方に延伸していた可能性がある。下端部から最大〇・六cmのところの細い線が引かれ、そこから三〇・三cm離れた箇所には黒丸(直径約〇・五cm)が付され、その下部に「一尺」の文字がみえる。また、一尺の黒丸中心から三〇・三cm離れたところに同じく黒丸と「二尺」がみえる。一尺・二尺とも黒丸中心には、下端部と同様細線が引かれた痕跡が残る。「三尺」に相当する墨書は付されていない。樹種はヒノキ科アスナロ属(ヒバ)である。出土位置や現状から推測すると、この木簡は当初から尺棒として加工された木製品ではなく、石垣普請あるいは木橋普請などの普請現場において製作・使用された簡便な尺棒であった可能性が高い。一八世紀後半から一九世紀初頭のものと考えられる。

(五十嵐貴久)



秋田・根子荒田Ⅰ遺跡

1 所在地 秋田県仙北郡美郷町六郷字根子荒田

2 調査期間 二〇〇六年(平18)五月～七月

3 発掘機関 美郷町教育委員会

4 調査担当者 山形博康・高橋和夫

5 遺跡の種類 遺物包含地・集落跡

6 遺跡の年代 平安時代～近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



根子荒田Ⅰ遺跡は、六郷彈正道行が永祿二年(一五五九)に築城したとされる六郷城の北東約七五〇mに位置する。今回の調査面積は二二〇〇㎡である。場所

によつては一九五六年から五九年にかけて行なわれた耕地整理の影響を受けている。

検出した遺構は、土坑九基、溝状遺構三条、旧河川一条、竪穴状遺構二基、掘立柱建物四棟、性格不明遺

構二基、柱穴様ピット五三基である。各遺構の構築時期は、出土土物から判断して平安時代から近世に属するものである。

基本土層は、表土、遺物包含層である黒褐色土層、遺構確認面である黄褐色土層の三層に分けられ、木簡は黒褐色土層から一点出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・〔カ〕
・〔ハ〕□

・〔ノ〕(記号)

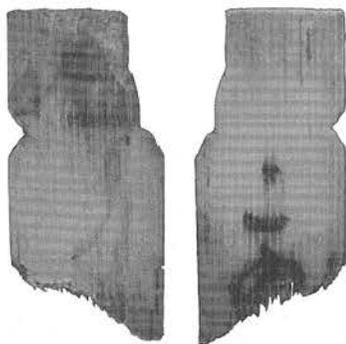
(64)×28×4 039

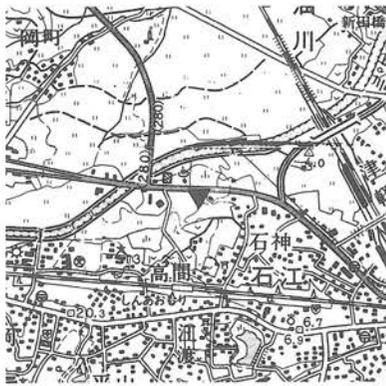
上端左部と下端は欠損しているが、側面に切り込みが確認できる。木簡の形態から荷札であると思われる。なお、釈読にあたっては、亀井日出男氏、佐々木志光氏、及び秋田県教育庁払田柵跡調査事務所の高橋学氏のご教示を得た。

9 関係文献

美郷町教育委員会『根子荒田Ⅰ遺跡』(美郷町埋蔵文化財調査報告書四、二〇〇七年)

(高橋和夫)





(油川・青森西部)

青森・新田^{にった}(一)遺跡

- 1 所在地 青森市大字石江字高間
- 2 調査期間 二〇〇六年度調査 二〇〇六年(平18)四月～一月
- 3 発掘機関 青森市教育委員会
- 4 調査担当者 木村淳一
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代、平安時代～近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

新田(一)遺跡は、青森市西部の国道七号とJR新青森駅の間の

標高五～七m前後の丘陵地及び沖積地上に立地する。東北新幹線新青森駅周辺の土地区画整理事業に伴い、二〇〇三年度から継続して発掘調査を実施しており、四カ年で約一〇八〇〇㎡を調査した。

検出した遺構は、縄文時

代の貯蔵穴、平安時代の竪穴住居・土坑・井戸・溝・ピット、中世の掘立柱建物・井戸などである。遺物は、平安時代の土師器・須恵器・擦文土器・木製品、中世のかわらけ・陶磁器などが出土している。木簡は、B―四区内の標高七・三mの丘陵上で検出した井戸SE一〇二から一点出土した。この井戸は、平面形が不整形を呈し、長径一・六m短径一・四m深さ三・五mを測る素掘りの井戸である。木簡は、井戸中層の深さ二・六mの地点から土師器片とともに出土した。中層からは、他に木器椀とその未成品、木製仏像の手や水瓶の未成品などが出土している。中層出土の板材三点の年輪年代測定の結果、伐採年は、一〇一七・一〇二一・一〇二二年という数値が得られている。

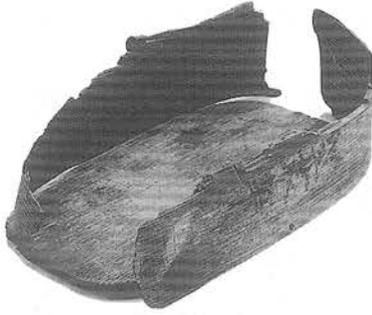
8 木簡の積文・内容

(1) 「笠簀筭□」

本径162×幅80×厚57 061

長楕円形を呈する曲物で、樹種はヒノキ科アスナロである。文字は側板に横方向に記入されている。四文字目は竹冠の墨痕が観察されるが、下半が摩耗していて判読できなかった。竹冠の文字を書き連ねた習書木簡と考えられるが、二文字目は草冠の可能性もある。積読にあたっては、学習院大学の鐘江宏之氏と奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏のご教示を得た。

(木村淳一)



曲物全体写真



墨書のある側板部分



木簡研究 第二四号

東野治之

卷頭言—情報化と松と檜—

二〇〇一年出土の木簡

概要 平城京東市跡推定地 葉師寺旧境内 旧大乘院庭園 東大寺
藤原宮跡 藤原京跡左京二条二坊 藤原京跡左京六条二坊・七条二坊
石神遺跡 飛鳥池遺跡 長岡京跡 平安京跡右京六条三坊七・八・九・
十町 佐山遺跡(B₂地区) 大坂城跡 東心齋橋一丁目所在遺跡
広島藩大坂蔵屋敷跡 鬼虎川遺跡 上津島遺跡 上町東遺跡 六条遺
跡 明石城武家屋敷跡 溝之口遺跡 赤穂城跡二の丸 志賀公園遺跡
下懸遺跡 仁田館遺跡 史跡建長寺境内 宮町遺跡 柳遺跡 八角堂
遺跡 柿田遺跡 八幡遺跡群社宮司遺跡 荒田目余里制遺構・砂畑遺
跡 泉麿寺跡(陸奥国行方郡衙) 中野高柳遺跡 市川橋遺跡 仙人
西遺跡 十二牲B遺跡 観音寺麿寺跡 本莊城跡 北遺跡 盤若台遺
跡 高岡(六)遺跡 福井城跡 畝田・寺中遺跡 北中条遺跡 指江
B遺跡 四柳白山下遺跡 寺地遺跡 岩倉遺跡 六日町余川地内試掘
調査地点 北小脇遺跡 浦廻遺跡 船戸桜田遺跡 船戸川崎遺跡 出
雲国府跡 川入・中撫川遺跡 安芸国分寺跡 南前川町二丁目遺跡
南齋院土居北遺跡 高知城伝下屋敷遺跡 中原遺跡 京田遺跡
一九七七年以前出土の木簡(二四) 平城宮跡
积文の訂正と追加(五)

荒田目余里遺跡(一七号) 飯塚遺跡(二二号)

都城出土漆紙文書の来歴

古尾谷知浩

但馬特別研究会の記録

日高町の古代遺跡と出土木簡：加賀見省一、出石町の古代遺跡と木簡
：小寺誠、袴狭遺跡出土木簡と但馬国豊岡盆地の条里：山本崇、九世
紀の国郡支配と但馬国木簡：吉川真司、文書と題籤軸(報告要旨)；
杉本一樹、討論のまとめ：館野和己・今津勝紀

彙報

頒価 五〇〇〇円 送料六〇〇円



(油川・青森西部)

青森・新城平岡しんじょうひらおか(四)遺跡

- 1 所在地 青森市大字新城字平岡
- 2 調査期間 二〇〇六年度調査 二〇〇六年(平18)四月～一月
- 3 発掘機関 青森市教育委員会
- 4 調査担当者 木村淳一
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代、平安時代、近世・近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

新城平岡(四)遺跡は、青森市西部を東流する新城川右岸の標高

六～八mの丘陵及び沖積地上に立地する。これまでも二〇〇二年度の土地区画整理事業に伴う範囲確認調査によって木簡が出土している(本誌第二五号)。

二〇〇三年度からは新田(一)遺跡と同様に、東北新幹線新青森駅周辺の土地

区画整理事業に伴って、発掘調査を継続実施しており、新城平岡(四)遺跡については、二〇〇三・〇五・〇六年度の三カ年で約九〇〇㎡を調査した。検出遺構は、縄文時代の竪穴住居・貯蔵穴・落とし穴状遺構、平安時代の竪穴住居・土坑・溝・ピットである。遺物は、縄文土器・石器、平安時代の土師器・須恵器・擦文土器、近世から近代にかけての陶磁器などが出土している。

木簡は、C区内で検出した溝SD一〇から一点、F区内のトレンチ三の自然流路から一三八点、計一三九点出土した。

C区の溝SD一〇は、標高七m付近で検出し、調査区内での規模は幅二・七m深さ一・〇m長さ五四mを測る。現代まで使用されていた用水の隣接部にあたり、軸線が類似することから、その前段階に使用されていた溝と考えられる。木簡は、溝下層の標高六・四五五mの位置から出土した。近代の陶磁器が出土していることから、近代以降に帰属する可能性が考えられる。

F区内のトレンチ三は、二〇〇二年度の範囲確認調査で木簡が出土した自然流路(H区一トレンチ)の隣接部分に設定し、長さ一一m幅四mの規模で掘削した。前回の調査同様自然流路の堆積層で、木簡は確認面から深さ二・四～二・五mの第三三層からまわって出土した。共伴遺物には木製皿や柄杓・曲物などの木製品があるが、土器などについては前回同様上面から若干の陶磁器や土師器が出土した以外は不明瞭な状況で、明確な帰属時期は不明である。

8 木簡の釈文・内容

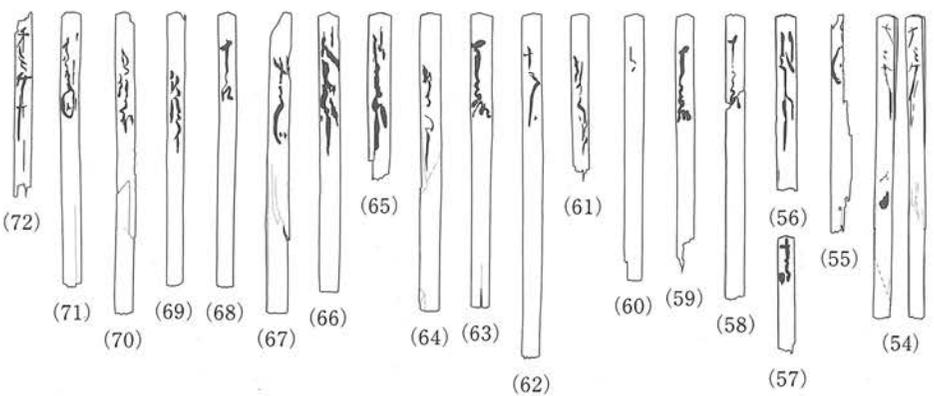
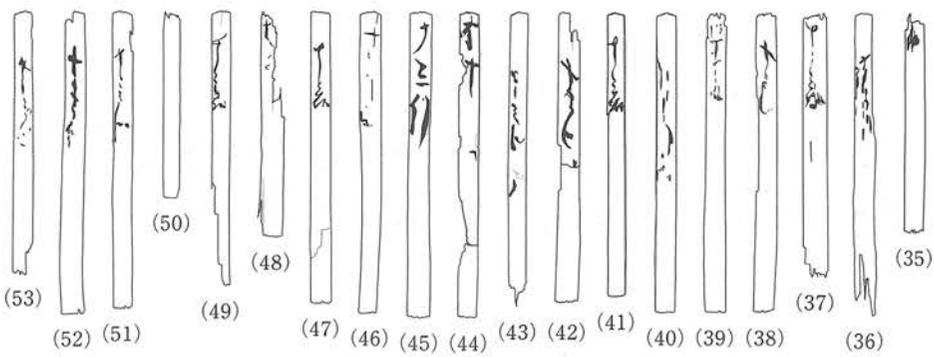
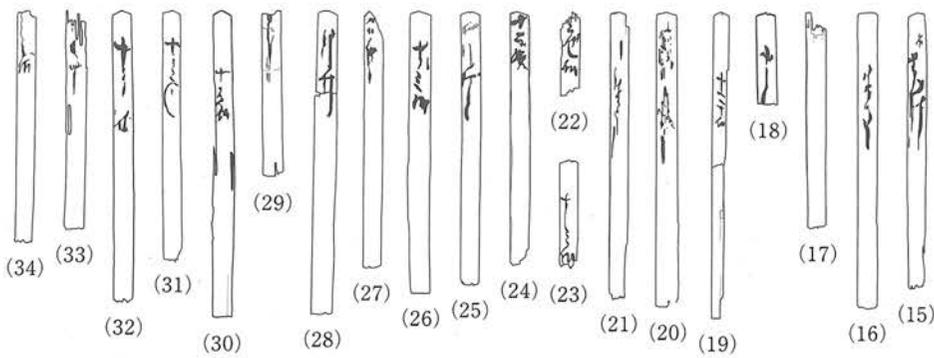
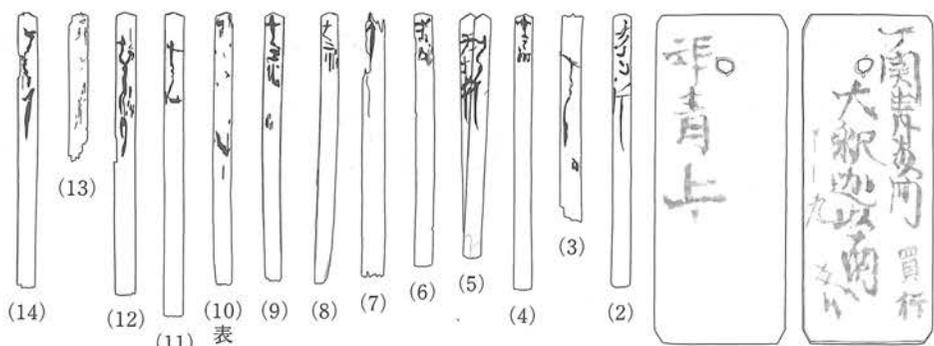
S D I O

	(1) ・「一ノ関青森間 買行 大釈迦以南 □各」				
	・「。福青上□」	136.5×53.5×11.5	011		
	トレンチ三の自然流路				
(2)	□□	114×7×0.8	061		
(3)	□□	(86)×8×0.4	061		
(4)	「十三仏」	115×7×0.8	061		
(5)	・「十三仏」(一枚目) ・「十三仏」(二枚目)	102×13×1.5	061		
(6)	□□	106×7×0.6	061		
(7)	□□	(110)×10×0.7	061		
(8)	□□	112.5×7×1.2	061		
				(9)	□□
				(10)	・□□ □□
					113×7.5×0.7 061
				(11)	□□
					126.8×8×0.4 061
				(12)	「十三仏」
					118×8×0.6 061
				(13)	□□
					(62)×8×0.4 061
				(14)	□□ □□ □□
					114.5×8×0.9 061
				(15)	□□ □□
					114×8×0.3 061
				(16)	□□
					123×8×0.8 061*
				(17)	□
					(89.5)×8×1.5 061
				(18)	「十三」×
					(38)×8×0.8 061
				(19)	「十三仏」
					128×(6.5)×0.5 061
				(20)	□□
					123×9×0.5 061
				(21)	□□
					119×7.8×0.8 061

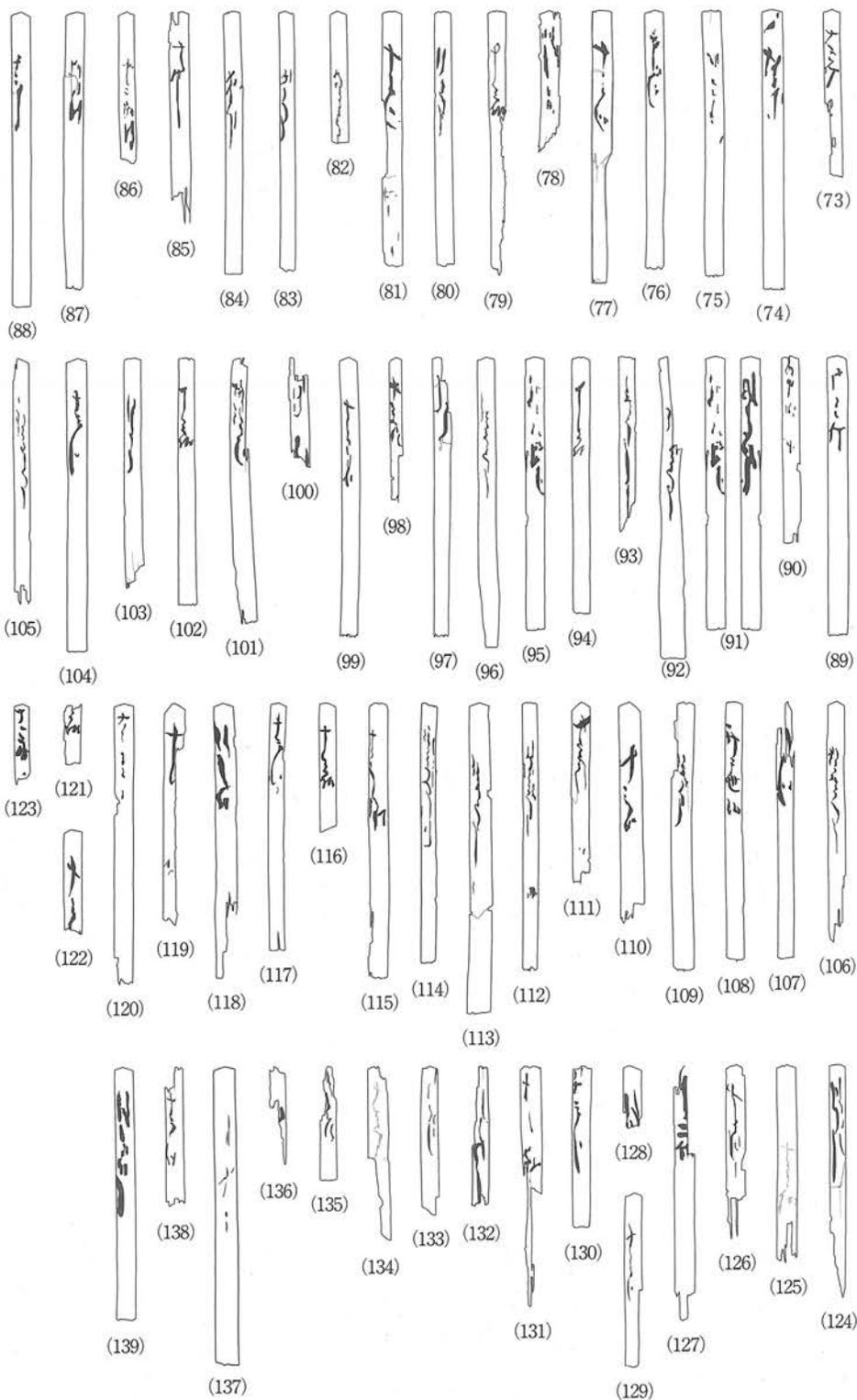
2006年出土の木簡

(22)	× 陀仏	(34.5)×8×0.2	061	(36)	□	(125)×8×0.5	061
(23)	「十三仏」	(45)×7.5×0.5	061	(37)	十三仏	(110)×9.5×0.5	061
(24)	「十三仏」	105×7.8×1	061	(38)	□	124×9×0.5	061
(25)	□	113×7.5×0.3	061	(39)	□	(125)×8.5×0.7	061
(26)	「十三仏」	117×8×0.4	061*	(40)	□	124.5×8.5×0.9	061
(27)	□	(107)×8×0.4	061	(41)	「十三仏」	118×7.5×0.8	061
(28)	□	126×9×0.5	061	(42)	「十三仏」 「十三仏」	(120.5)×9×0.8	061
(29)	□	(69)×7.5×1	061	(43)	□	(123)×7×0.5	061
(30)	「十三仏」	127.5×8.5×1	061	(44)	□	127×8.5×0.4	061
(31)	「十三仏」	104×7.5×0.8	061	(45)	「十三仏」	127.5×9×0.4	061
(32)	「十□」	121×8×0.7	061	(46)	□	125.5×8.5×0.5	061
(33)	□	(91)×8×0.7	061	(47)	「十三仏」	121.5×8×0.5	061
(34)	十三仏	(96.5)×7.5×0.6	061	(48)	□	(93)×9×0.5	061
(35)	× 仏	(91)×8×0.6	061	(49)	「十三仏」	(114)×7×0.3	061

50	□	(77.3)×7×0.7	061	63	「十三」	123×9×0.5	061 *
51	□	124×8×0.3	061	64	□	124×8.5×1	061
52	□	126×9.5×0.5	061	65	□	(70)×9.5×0.6	061
53	□	(109.5)×8×0.7	061	66	□	116×8×1.1	061
54	・□ (一枚目) ・□ (二枚目)	126.5×8×1.1	061	67	「十三」	125.5×9×1	061
55	□ ×□ ^{〔仏カ〕}	(91)×8×0.4	061	68	「十三」	115×7×1	061 *
56	□	(73.5)×(8.5)×0.5	061	69	□	114×7×0.5	061
57	「十三」	(49)×(6.8)×0.8	061	70	□	126×8×0.4	061
58	「十三」	118×8×0.8	061	71	□	114.5×8×0.5	061
59	「十三」	(108)×7.5×0.7	061 *	72	□ ^{〔十三仏カ〕}	(77)×7×0.5	061
60	□	111×8×0.9	061	73	□	(75.5)×7×0.4	061
61	□ ^{〔十三仏カ〕}	(69.5)×7×0.3	061	74	□	127×9.5×0.5	061
62	「十三」	144×8.5×0.8	061 *	75	□	121×8.3×0.4	061
				76	「十三」	117×8.2×1	061

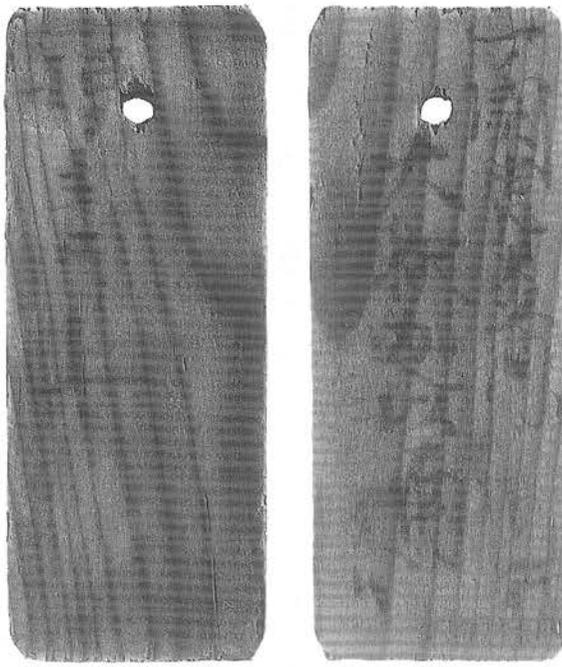


2006年出土の木簡



(104)	「十三仏」	133×9×1.2 061 *	(118)	「□□仏」	124.5×9.5×0.5 061
(105)	「□」	(111)×7×0.7 061	(119)	「□」	(101)×9.5×0.7 061
(106)	「□」	(109)×8×0.4 061 *	(120)	「□□」	127×8.5×0.6 061
(107)	「□」	(116.5)×7×0.9 061	(121)	×三仏	(27.5)×(7.5)×0.4 061
(108)	「一切三世仏」	117×8×0.5 061 *	(122)	「十三仏」	(47.5)×8×0.7 061
(109)	「□□」	122×9×1 061	(123)	「十三仏」	(36)×6.5×0.9 061
(110)	「十三仏」	(100)×10.5×0.8 061	(124)	「□」	(105.5)×7×0.6 061
(111)	「十三仏」	(82)×8×0.5 061	(125)	「□」	(90)×9×0.5 061
(112)	「□□」	122×7×0.5 061	(126)	「十三仏」	(79)×8.5×0.6 061
(113)	「□□」	141×10×0.5 061	(127)	×三仏	(116)×9×0.9 061
(114)	「□」	(118)×7×0.8 061	(128)	「□」	(28)×8×0.5 061
(115)	「□□」	125×9×0.5 061	(129)	「□□」	(79)×7×0.5 061
(116)	「十三仏」	(58.5)×7.5×0.9 061	(130)	十三仏	(73.5)×8×0.5 061
(117)	「十三仏」	113×7×0.7 061	(131)	「□」	(109)×9×0.5 061

- | | | | |
|-------|--------------|----------------|-----|
| (132) | □□ 仏 | (63)×7×0.5 | 061 |
| (133) | □□ | (67)×8×0.7 | 061 |
| (134) | □□ | (79)×9×0.3 | 061 |
| (135) | □□ | (51.5)×7.5×0.3 | 061 |
| (136) | □ | (44)×7×0.2 | 061 |
| (137) | □十三仏カ
□□□ | 135×10×0.5 | 061 |
| (138) | □□ | (63)×8×0.3 | 061 |
| (139) | □□□□ | 115×8×0.6 | 061 |
- (1)は近代の鉄道に関わる荷札か。一関―青森は東北本線経由だが、「大釈迦」は奥羽本線の青森・弘前間に位置する駅名である。「福青」は福島―青森のことか。
- (2) (139)は、二〇〇二年度出土資料と同質の笹塔婆。非常に薄い作りで、上端は圭頭ないしは方頭状に形作られている。このうち(5)(6)は、下端まで刃が入らず切り離されていない状態の二枚重ねの資料で、二枚目にも文字が記されている。笹塔婆の製作方法や使用形態を考える上で重要な素材となろう。
- 判読できた文字の多くは二〇〇二年度出土資料と同様に「十三



(1)

仏」で、草書体が多い。釈読できていないが、(105)(106)(109)(113)などは二〇〇二年度出土資料の(39) (45)と同じ墨書とみられる。また、(108)の「一切三世仏」は、二〇〇二年度出土資料(38)に類例がある。二〇〇二年度出土資料(38)は「切」の偏の部分が欠損していたが、(108)は完形の状態である。

なお、釈読にあたっては、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏のご教示を得た。

(木村淳一)

福井・木崎遺跡

きざき

- 1 所在地 福井県小浜市木崎
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18)六月～九月
- 3 発掘機関 福井県教育庁埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 坪田聡子
- 5 遺跡の種類 集落跡・居館跡・自然流路
- 6 遺跡の年代 弥生時代・古墳時代・平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

木崎遺跡は、南川右岸の沖積平野に位置する。舞鶴若狭自動車道建設に伴い、橋脚部分五カ所について発掘調査を実施した。



(熊川)

検出した主な遺構は、弥生時代後期の井戸二基、古墳時代後期の掘立柱建物一棟、井戸一基、自然流路一条などである。掘立柱建物は、南側が調査区外に延びているため未確認であるが、四面廂付き建物の可能性が高いと考えられる。

自然流路からは、弥生時代後期・古墳時代後期・平安時代(二〇世紀前半)を中心とする遺物が出土した。この中には高台内に「乃井村」と墨書された灰釉陶器の椀一点が含まれている。「乃井」が若狭国濃飯駅と同音である点が注目される資料である。このほかに、包含層から高台内に墨書された灰釉陶器三点がまとまって出土している。これらは筆跡が非常に似ており、「若栗」と記されたもの二点、破損のため「栗」のみ確認できるものが一点ある。「若栗」をワクリと読めば、遺跡の西側に所在する和久里集落を指すと考えることができる。また、包含層からは緑釉陶器の椀が少なくとも一〇個体以上出土したほか、輪花椀や長頸壺の破片なども出土している。

木簡は、自然流路から一点、自然流路に注ぐ溝SD一(117)の西肩部から一点、掘立柱建物の柱穴SP八六から一点、包含層から一点、計四点が出土した。

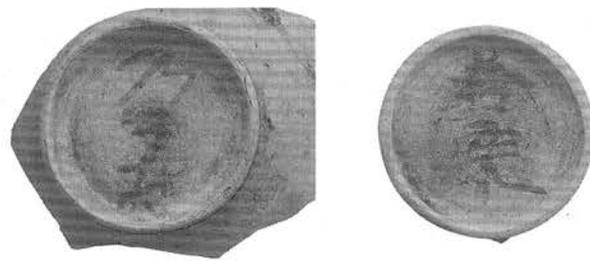
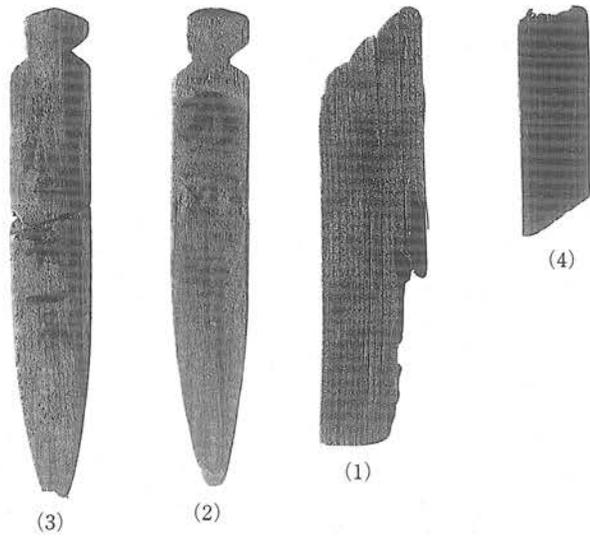
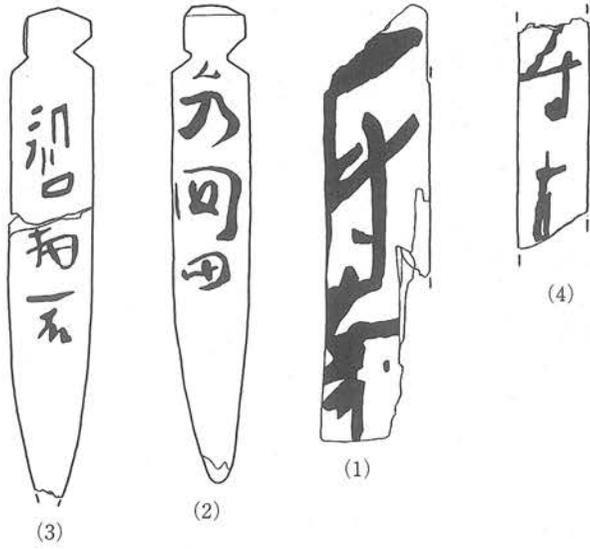
8 木簡の釈文・内容

自然流路

(1) (117)×(27)×7 081

SD一

(2) [ノ乃間田] 128×21×8 033



SP八六

(3) 〔▽□□□〕一石

(130)×22×3 033

包含層

(4) □□

(62)×19×3 081

(1)は板目材を加工したもので、上下両端と左辺を欠き、原形は不

詳である。(2)(3)は付札木簡である。ともに柾目材を加工したもので、上端部の左右両辺に切り込みを入れ、下端を尖らせる形態を呈する。(2)は完形、(3)は下端の一部を欠く。厚さ以外の法量は近似している。(4)は板目材を加工したもので、上下両端を欠損している。
 なお、釈読にあたっては、福井県立若狭歴史民俗資料館の方々のご教示を得た。

(坪田聡子)

墨書土器「乃井村」「若栗」

石川・八幡大皆口遺跡

やわたのおみなくち

- 1 所在地 石川県七尾市八幡町
- 2 調査期間 一 二〇〇四年(平16)七月～十二月、二 二〇〇五年五月～十一月

- 3 発掘機関 七尾市教育委員会
- 4 調査担当者 北林雅康・泉 妙宗
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 平安時代後期～近世初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(七尾)

八幡大皆口遺跡は、能登国分寺跡より八〇〇m南西、西側に笠師

川が流れる沖積地に所在する。七尾バイパス建設に伴って、計四九〇〇㎡を発掘調査した。

検出した遺構は、溝・土坑・掘立柱建物(四棟)・井戸(八基)などである。出土した遺物には、珠洲焼・土師器皿・瀬戸美濃

焼・青磁片・白磁片・土師器・須恵器・染付・瓦塔片・曲物・漆器・箸状木製品・柱根・柄杓・錢貨・短刀・刀子などがある。

これらの成果から、本遺跡は能登国分寺周辺地域に所在する中世集落の一つであることが明らかになり、一二世紀後半から一三世紀一四世紀から一六世紀、一七世紀前半の三つの画期を確認することができた。

木簡は、二〇〇四年度の調査においてB区H一二大型土坑から一点、B区SE〇一から三点、二〇〇五年度の調査においてC区SE〇一から一点、C区池状遺構から一点、以上総計六点が出土した。B区H一二大型方形土坑は、長辺二・八m短辺二・三m深さ〇・四九mを測る。木簡は、その北西部に所在する円形土坑(井戸状遺構)の壁際から立位の状態出土した。B区SE〇一は、四隅に柱を立て、横棧を組んだ縦板組の井戸で、時期は掘形から出土した珠洲焼から、一五世紀後半頃と考えられる。C区SE〇一は、一辺八五cmの井戸で、木簡は枠内の埋土から出土した。時期は一三世紀後半から一三世紀である。なお、C区池状遺構からは、他に珠洲焼・青磁・白磁・土師器片などが出土した。時期は特定できないが、一三世紀に収まるとみられる。

8 木簡の积文・内容

一 二〇〇四年度調査

B区H 一二大型土坑

- (1)  (符録カ) 「急脱カ」急如律令」 257×40×6 051

B区SEOI

- (2)  (カーン)(アーク) 勢 (絵) 急々如律令。』 219×23×4 051*
- (3)  (303)×37×4 039
- (4)  203×24×3.5 051

(1)は、「急如律令」は辛うじて判読できるが、上半部の墨痕は薄れて確認できない。(2)は比較的墨書が明瞭に確認できる。上端の状況から上部に続いていた可能性がある。二重の同心円の中に「鬼」と推測される字が墨書されており、類例から腫れ物の治癒を祈願する呪符木簡と思われる。穿孔は釘孔の可能性はある。(3)は、材の一端が圭頭で左右に切り込みがあり、他端は毀損または切断か。墨は残っていないが、墨痕部分が腐蝕せずいたため、文字が浮かび上がって見える。少なくとも七文字は存在するが、判読できない。(4)は、(2)と形態・大きさが近似している。穿孔は釘孔の可能性はある。墨書は肉眼では確認できない。

二二〇〇五年度調査

C区SEOI

- (1) ・「(符録) 急々×」
・「三」 171×57×6 051*

C区池状遺構

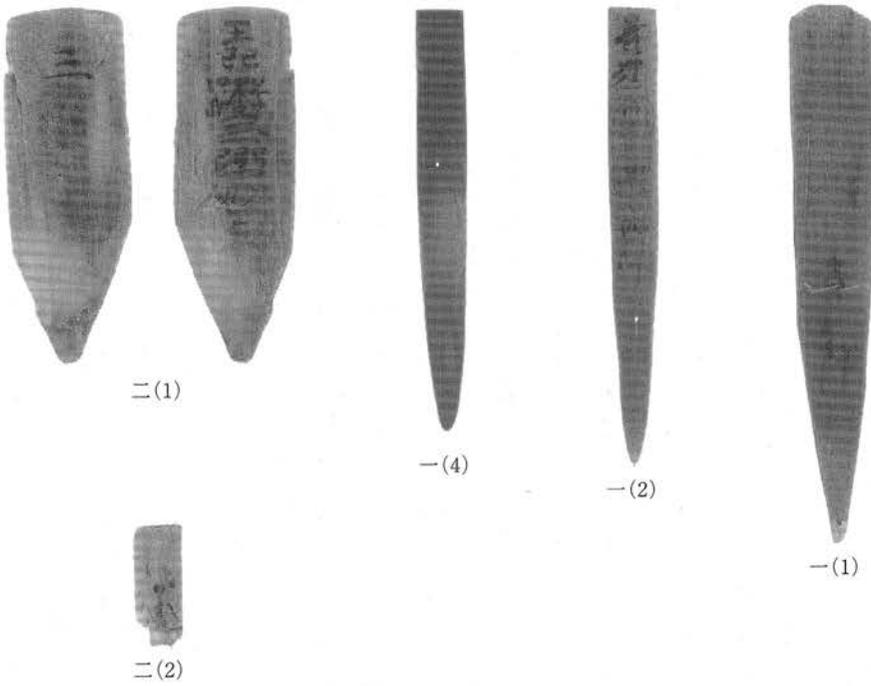
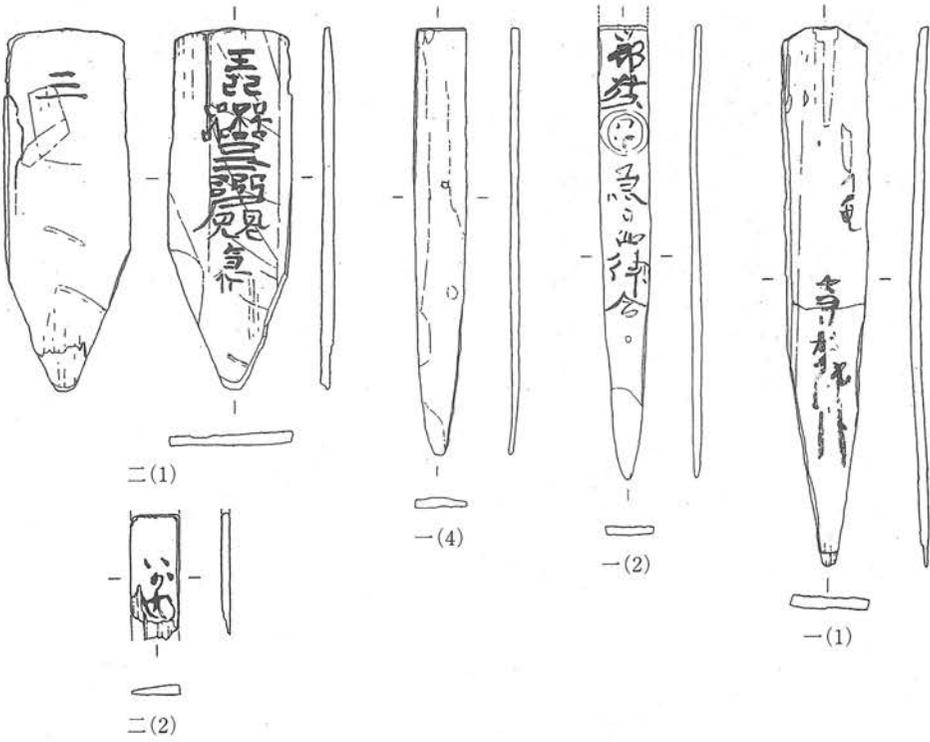
- (2) 「いかわ (58)×22×4 019

(1)は幅の広い長方形の材の上端を圭頭状に、下端を尖らせたものは平仮名で「いかわ」と判読できるが、それより下は折損のため、不明。

当地は現在八幡町であるが、平安末期の久安年中(一一四五～一一五二)に石清水八幡宮領荘園となった惠曾飯川保の出作地が独立したものと考えられる(「平安遺文」二九五九号)。また地名の飯河(川)を名字とした在地領主飯河氏が存在し、南北朝期には能登守護代として散見し、戦国期には畠山氏の重臣として名を連ねている。飯河氏(保)との関連を如実に示す資料である。但し、平仮名で書かれている点が特殊である。

なお、釈読にあたっては、奈良文化財研究所史料研究室の方々のご教示を得た。

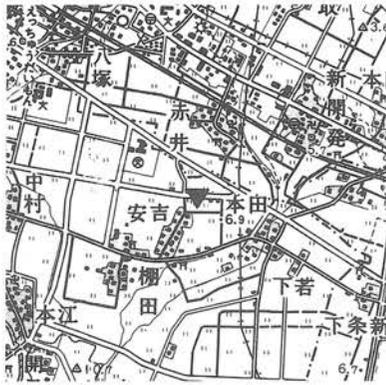
(北林雅康)



(赤外線画像)

富山・やすよし安吉遺跡

- 1 所在地 富山県射水市(旧射水郡大門町)安吉
- 2 調査期間 二〇〇四年(平16)六月～一〇月
- 3 発掘機関 大門町教育委員会
- 4 調査担当者 尾野寺克実・松原哲志・新宅輝久・藤田慎一
- 5 遺跡の種類 集落跡・居館跡
- 6 遺跡の年代 一五世紀～一七世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



安吉遺跡は、射水市のほぼ中央部、標高約6mの沖積地に位置する、一五世紀から一七世紀にかけての遺跡である。遺跡一帯は、室町幕府奉公衆(四番衆)の小田氏が領した下条の地に含まれていたと考えられる。遺跡の北方約7kmには一五世紀中葉から一六世紀前半にかけて守護代神保氏の拠点となった放生津が所在する。神保氏は、明応の政変の際に室町幕府第一〇代将

軍足利義植を放生津へ迎えるなど、幕府・奉公衆とも関係が深い。小田氏も、明応の政変時には足利義植方として河内の合戦にも参戦しており、將軍義植に伴って越中へ下向したものと考えられる。

今回報告する発掘調査は、町道生源寺赤井線の建設に伴うものである。検出した主な遺構は、一五世紀から一七世紀前半までの土坑・井戸・溝などである。

遺構は、一五世紀のものは希薄で、一六世紀前半から中葉にかけて、南北方向の大溝や、一辺一〇mの方形区画溝などが掘削される。一六世紀後半から一七世紀前半には、前代の溝が埋められ、東西方向の大溝が掘削されるが、一七世紀中葉以降の遺構は確認できず、集落は一七世紀前半に廃絶する。

遺物は、中世土師器・珠洲・青磁(竜泉)・染付(漳州)・瀬戸美濃・越中瀬戸・伊万里・木製品(木簡・漆器・曲物・下駄・豎杵)・石製品(板碑・五輪塔・宝篋印塔・如来石仏・石臼・石鉢・硯・砥石)が出土している。

木簡は、長辺約3m短辺約2m、深さ1mの不整形の方形土坑から一点出土した。同じ遺構からは、中世土師器・珠洲・青磁(竜泉)・漆器碗・箸状木製品など、一五世紀後半から一六世紀前半に比定される遺物が出土している。

輸入陶磁器や、今回紹介する武家様花押の記された木簡の存在などから、一六世紀の居館的性格を想定しているが、区画溝や大溝の

存続時期に差異が認められるため、遺構の構成・性格については検討を要する。

8 木簡の積文・内容

(1) ・「〔金カ〕山馬札〔斗カ〕」
〔斗カ〕・「〔金カ〕山馬札〔斗カ〕」
〔斗カ〕・「〔金カ〕山馬札〔斗カ〕」
 75×36×4 031

小型の長方形の板材で、上下とも端から一・五cmの位置に左右から挟りが施される。また、上端より二・三cm下方の中央部には、小孔が穿たれている。花押は、室町時代の武家様花押とみられることから、幕府奉公衆小田氏との関連を想定できる。「〔金カ〕山」は、安吉遺跡の東南部に位置する石清水八幡宮領金山保を指すと考えられる。遺跡は、射水郡の内水面交通・物資運搬に重要な役割を果たした旧東・西神楽川に挟まれた水系の要衝に位置し、木簡の出土は、幕府奉公衆である小田氏が、石清水八幡宮料所からの貢納物の輸送に深く関わっていたことを示唆するものと評価できる。

9 関係文献

大門町教育委員会『安吉遺跡発掘調査報告(三)』(大門町埋蔵文化財調査報告二、二〇〇五年)

(金三津英則〈射水市教育委員会〉)





(三 条)

新潟・新堀村下遺跡
にいほりむらしも

- 1 所在地 新潟県三条市(旧南蒲原郡栄町) 大字美里字村下
- 2 調査期間 確認調査 一九九七年(平9) 四月～五月
- 3 発掘機関 栄町教育委員会
- 4 調査担当者 武田賢一
- 5 遺跡の種類 遺物散布地
- 6 遺跡の年代 平安時代～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

新堀村下遺跡は、蒲原平野(越後平野の一部)を南北に流れる信濃川右岸の自然堤防上に立地する。平安時代から室町時代にかけての

時期には、大面荘の荘域の一部にあたと推定されている。大面荘は、「吾妻鏡」文治二年(一一八六)三月一二日条に、「大面荘〈鳥羽十一面堂領〉」と記されたのが初見である。平安時代末期までに成立したとみられるが、成立年代や

その荘域などは未詳である。「新堀」の地名の初見は、永正七年(一五二〇)三月七日付長尾為景寄進状で、「太面庄内村上分薄曾根并新堀・上条・吉野谷」が本成寺(現三条市)へ寄進されている。

木簡は、確認調査の八一トレンチで検出された径約1mの土坑内から、漆器椀などともに一点が出土した。遺構確認面から約30cm下の覆土内からの出土である。出土状況は、上端が東方向に、下端が西方向に向いており、ほぼ水平の状態を確認された。木簡の出土地点は本調査の対象外となったが、本調査では、溝状遺構・堀・土坑・井戸・ピットなどが確認された。館の中心部付近の堀からは珠洲焼の播鉢などが出土した。その他の遺物は土師器の甕、須恵器の無台杯、有台杯、甕、青磁碗、かわらけ、硯などが出土した。いずれも小片のため、時期を特定することはできなかった。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「蘇民将来之」

・「急々如律令」

270×33×4 051

大きな欠損もなく、ほぼ完形で残っている。蘇民将来呪符である。表裏とも上端部から約10cmほどが黒く塗られており、特に「蘇民将来」が記されている面は濃く、肉眼で文字は全く確認できない。「急々如律令」の方は非常に薄く塗布されているため、肉眼でも判読できるほど墨痕は明瞭である。文字内容から表裏関係を特定する

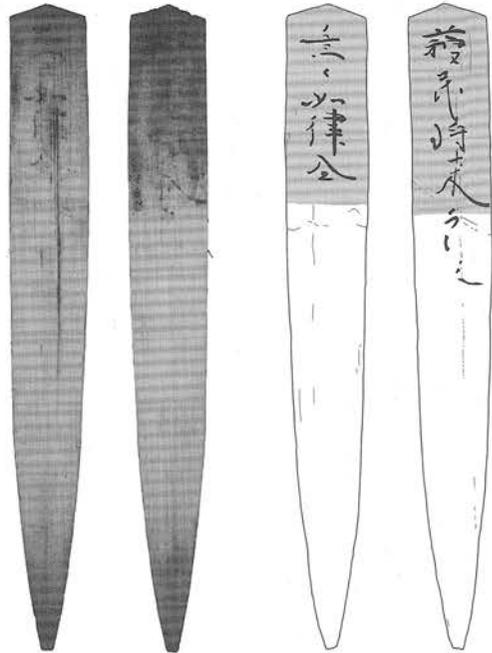
ことはむずかしいので、便宜的に塗布が濃く「蘇民将来」が記されている方を表、「急々如律令」の方を裏とする。表面の「之」以下の部分には、「蘇民将来」に続く常套句として、「家」などが記されていたのか、「子孫也」が記されていたのかは判然とせず、文字数すら確定できない。

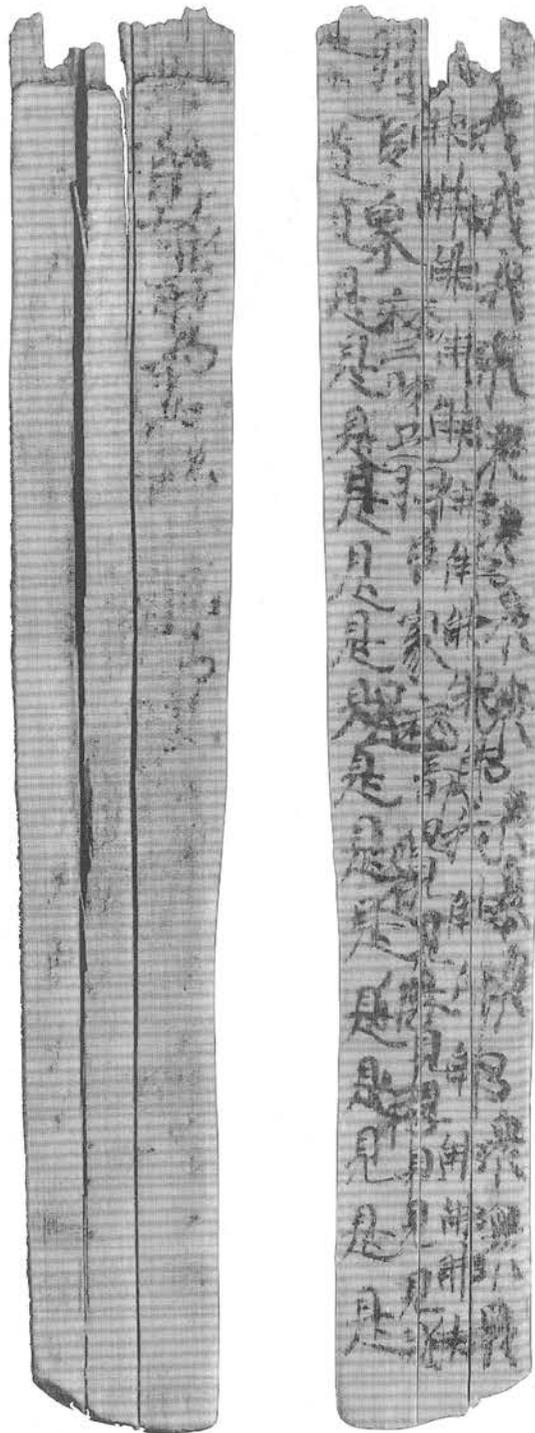
文字内容や遺跡・遺物の時期から木簡は中世の呪符と見なされる。本木簡と同じように頭頂部を長く塗る例は、新潟市（旧白根市）浦廻遺跡（本誌第二五号）で確認されている。浦廻遺跡は青海荘、本遺跡は前述の通り大面荘推定域で、荘園を異とする。したがって頭頂部を長く塗布する特徴は、荘園を超えた広く信濃川下流域の地域的特徴とみられる。

一方、今回出土した木簡に塗布された物質については、表面は濃く塗られているにもかかわらず、赤外線に反応せず、むしろその下にある墨痕だけが見出される。本格的な化学分析を試みなければ断定できないものの、漆が塗布されている可能性が考えられる。

本木簡は一点のみであるが、信濃川下流域の地域的な特色を明確に示すだけでなく、管見の限りでは、漆を墨痕の上に塗布した木簡の類例を見出せず、希少な事例の可能性がある。

(117 武田賢一、8 田中一穂〈財新潟県埋蔵文化財調査事業団〉)





国には沼垂郡に足羽郷があり、城柵の設置に伴う越前国足羽郡からの柵戸の移配に因む郷名とされている。本遺跡は沼垂郡に南接する蒲原郡に属すると考えられている。蒲原郡以南では、長岡市(旧和島村)八幡林遺跡から「能等」(≡能登) 豊万呂^{〔羽郡カ〕}「足□□」^{〔射水〕}「臣」などと記された木簡が出土しており(本誌第一五・一六号)、北陸からの移民が沼垂郡以外にも配されていたことがうかがえる。

(渡邊ますみ、相沢 央〈新潟市歴史文化課〉)

山口・史跡萩城跡（外堀） しせきはぎじょう

1 所在地 山口県萩市大字南片河町・堀内

2 調査期間 一 二〇〇六年（平18）六月～二月、二二〇

〇六年六月～一〇月

3 発掘機関 一 萩市建設部文化財保護課

二 財団法人山口県埋蔵文化財センター

ンター

4 調査担当者 一 西川雄大、二 井川隆司・竹内 靖

5 遺跡の種類 城郭跡・城下町跡

6 遺跡の年代 近世



（萩）

7 遺跡及び木簡出土遺構

の概要

調査地は、毛利氏の居城である萩城の、三の丸（堀内）と城下町を分ける外堀の東岸に位置する。外堀は一七世紀前半の築城当初、二〇間（約四〇m）の堀幅があり、軍事的な境界とし

て機能していたが、後に一四間（約二八m）に狭まり、一八世紀の中頃には八間（約一六m）となった。その範囲には町屋が形成され、都市的機能を充実させた居住空間へと変化を遂げた。

外堀東岸では、街路整備事業に伴う発掘調査と並行して、一九九六年から国史跡萩城跡保存修理事業に伴う発掘調査を実施している。二〇〇六年度は、堀内と城下町を繋ぐ、いわゆる「大手三つの門」のうち、「中の総門」周辺南北二カ所と、「北の総門」周辺南北二カ所の計四カ所で調査を実施した。なお、調査の一部は、（財）山口県ひとづくり財団法人山口県埋蔵文化財センターに委託して実施した。

木簡は、いずれも「中の総門」周辺の調査において出土した。内訳は、市調査区で検出した木製品溜まり五二から二点、県調査区で検出した石垣一〇以西木器包含層から二点で、計四点を数える。

木製品溜まり五二は、八間堀石垣構築直前の廃棄物堆積である。暗灰色シルトの堆積土からは、木簡とともに、方形・円形の把手付蓋、下駄、竹箒、漆器椀、柄杓、「天下」の刻印をもつ棹秤用の分銅などが出土した。共伴する陶磁器は一七世紀初頭から中頃の時期を示す。

石垣一〇以西木器包含層は、八間堀の石垣基底部に堆積した黒灰色粘質土である。木製品溜まり五二と同様、八間堀石垣構築直前の廃棄物堆積である。木簡の他に、下駄・刷毛柄・黒漆塗りの柄鏡箱などの木製品が出土している。

一 市調査区

- (1) 〔菜カ〕
 □千五百□仕入吹田や
 丸や八郎左衛門様 喜右衛門



(163)×39×5 019

- (2) 〔十一月廿九日市右衛門□〕



104×22×2 011

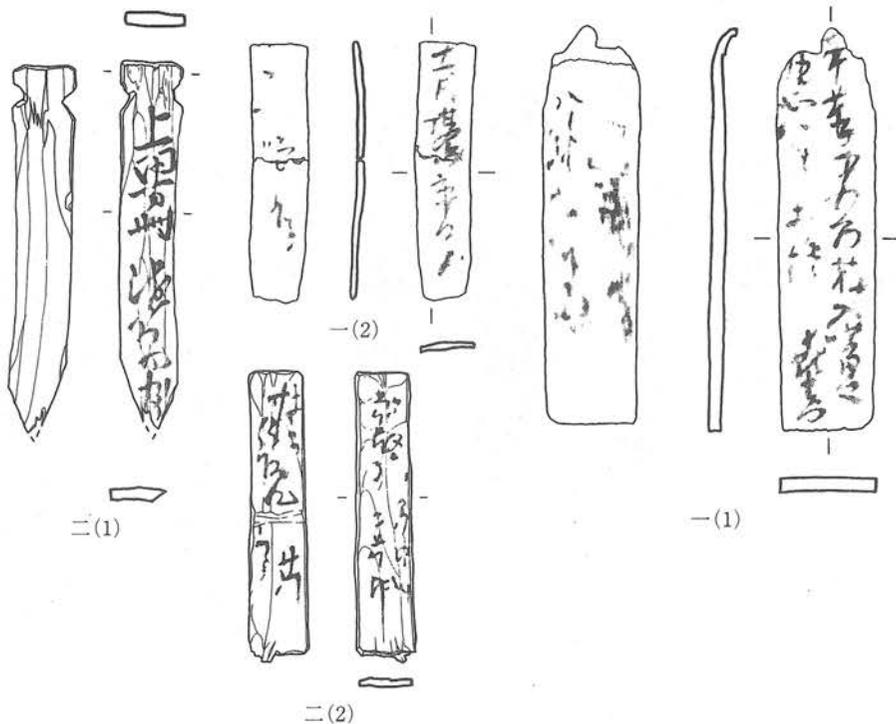
(1)の上端部は表面側に折損。左右両辺と下端は丁寧に削って整形。裏面は表面と同様、二行にわたる墨書が認められるが、判読不能。物品購入を示す木簡であり、先述した共伴遺物からみて、木製品溜まり五二は商家に関連した一括廃棄遺物の可能性がある。周辺の調査では、「井筒屋」の木簡が出土しており(本誌第二八号)、その他「松坂屋」や「伏見屋」の存在も想定されている。

(2)は下端部がややすぼまる短冊型。上下両端には切断痕、左右両辺には削り痕が残る。

二 県調査区

- (1) 〔上田万村儀右衛門〕

(145)×25×6 033



(2) ・「畔頭作左衛門」□



113×232×(3) 019

(1)は上端部寄りの左右に切り込みを入れる。表面下端部は剣頭状に削る。裏面はほぼ全面が剝離しており、墨痕は確認できない。上田万村については、「防長風土注進案」に「村役人は目代兼帯の小都合庄屋一人と給畔頭五人」という記載が見られる。

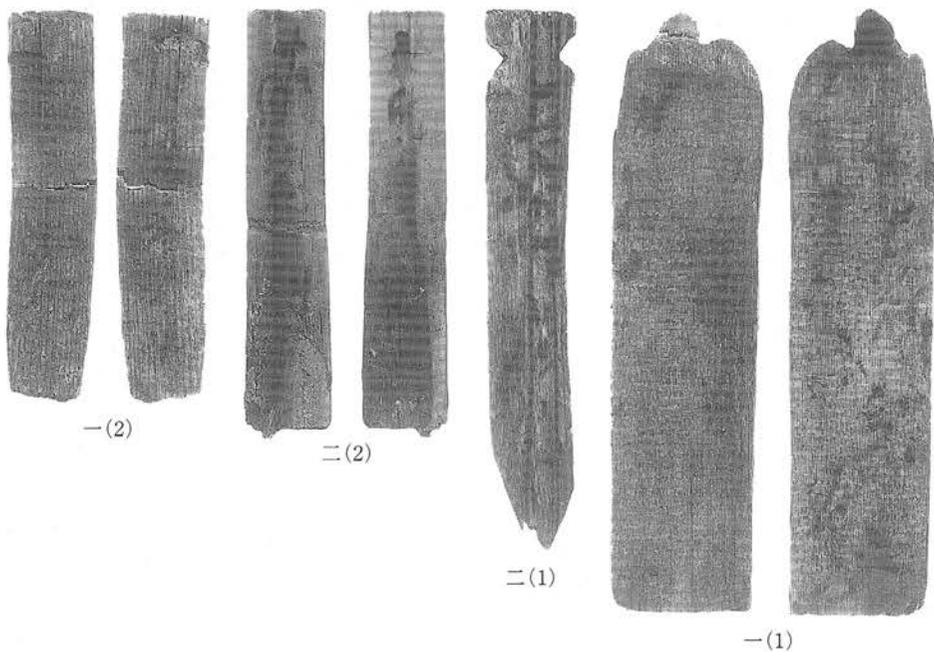
(2)は短冊型。表裏両面とも中央付近に横方向の圧痕が残る。下端は切断痕の右端に破面が残る。上端と左右両辺は丁寧な削る。裏面にも墨書が認められるが、判読不能。「畔頭」は幕領における組頭に相当。庄屋の相談役となり、管轄内の年貢の収納・検見・戸籍その他の用務にあたった。

なお、木簡の釈読にあたっては、奈良文化財研究所の浅野啓介・馬場基・山本崇・吉川聡・渡辺晃宏の各氏、京都府立大学大学院の水谷友紀氏、山口県文書館の吉積久年氏、萩博物館の樋口尚樹氏のご教示を得た。

9 関係文献

山口県萩市建設部文化財保護課「史跡萩城跡（外堀）」（萩市埋蔵文化財調査報告一、二〇〇七年）

（西川雄大）





(徳島)

徳島・庄・蔵本遺跡
しょうくらもと

- 1 所在地 一 徳島市蔵本町二丁目、二 同蔵本町三丁目
- 2 調査期間 一 一九九六年(平8)一月〜一九九七年五月、
二 二〇〇六年四月〜七月
- 3 発掘機関 徳島大学埋蔵文化財調査室
- 4 調査担当者 一 中村 豊、二 中村 豊・中原 計
- 5 遺跡の種類 集落跡・軍事施設跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代〜近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

庄・蔵本遺跡は、徳島市中心部の南側、四国山地東北端の眉山北

麓に位置し、吉野川水系で最も下流の支流鮎喰川の形成する三角州性扇状地(デルタファン)上に立地する。弥生時代前期の環濠集落を中心とし、縄文時代から現代までの遺構が重複する複合遺跡である。
 縄文時代後期後葉ごろか

ら活動の痕跡を確認でき、弥生時代前期末・中期初頭ごろまでは、鮎喰川旧河道からの洪水を受けるような環境にあったが、この時期を境に、一五世紀ごろまで安定化し、土壌層を形成している。中世後葉・近世初頭ごろから再び不安定となり、排水不良のグライ粘土層を耕作土とする水田を営んでいる。明治初期の水田層を確認できるが、そこへ盛り土を施して、造成を行なっている。造成後に新しく営まれたのが、帝国陸軍第一師団歩兵第四三連隊の駐屯地(一九二五〜一九四五)である。付近一帯が接收され、射撃場・練兵場・兵営・陸軍墓地からなる大規模な軍事施設を形成していた。発掘調査や工事立会などでは、しばしば兵舎のレンガ基礎や「たこつぼ」などが確認されている。しかし、遺跡の中心はあくまでも弥生時代であるため、戦跡遺構の調査は十分にできていないのが現状である。駐屯地は戦後、県と国に分割され、兵営部分が新制徳島大学医学部となった。

第一五次調査は医学部共同溝地点で実施したもので、二重の溝に囲まれた弥生時代前期前半の環濠集落を検出し、江戸時代・近代の遺構も確認した。第一九次調査は医学系総合実験研究棟Ⅱ期改修地点で実施したもので、弥生時代前期の水田などが検出されるとともに、攪乱土坑より戦跡関連遺物が出土した。

今回報告する木簡は、第一五次調査において攪乱土坑から出土した一点と第一九次調査において攪乱土坑から出土した一点、計二点

である。木簡は、現在のところ近代軍事施設以外からは出土していない。

なお、文字資料としては、一九八二・八三年度の調査において、一〇世紀の墨書土器〔賀専当〕〔加茂〕〔厨〕など〕が出土している。

8 木簡の釈文・内容

一 第一五次調査

(1) 「○予備」

43×25×4 011

四周を切断して長方形に仕上げた小型の木簡で、上部に穿孔がある。何らかの物品の予備品に付した付札であろう。

二 第一九次調査

(1) 「対空射撃部隊」

岡部隊

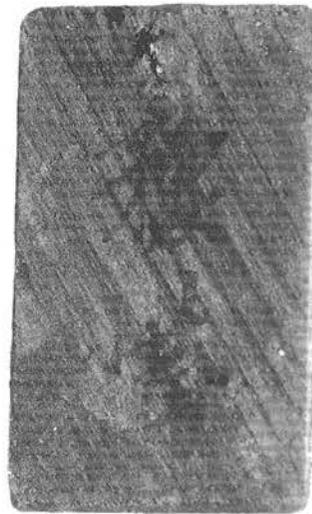
640×160×20 061

立て札。長さ二二八mm幅一二六mm厚さ一五mmの長方形板の短辺片側を三角形に切り、両斜辺に傘状に細長方形の板を釘付けする。この札を立てるため、断面が一辺一八〇mm、長さが五六〇mmの角材を先端を尖らせて背面にあて、文字面側から長い釘で打ち付けている。釘の余った部分は角材に折り付けられている。

文字は漆で書かれており、木質の風化により現状では漆文字部分が浮き出たようになっている。おそらく、終戦間際の空襲に備えた

対空高射砲部隊を示すものであろう。「撃」の字形は、正字「撃」の一部をとった「恵」。二行目の読み方は、「岡」部隊か「岡部」隊か不明である。

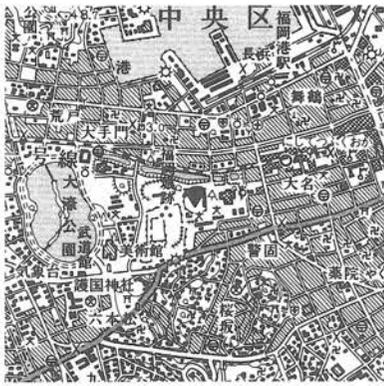
(中村 豊・定森秀夫)



一(1)



二(1)



(福岡)

福岡・鴻臚館跡
こうろかん

- 1 所在地 福岡市中央区城内
- 2 調査期間 第二次調査 二〇〇三年(平15) 四月～二〇〇四年三月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 大庭康時
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀後半～一世紀前半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

鴻臚館跡は、古代国家が筑紫・難波・京の三方所に設けた対外公

館である鴻臚館のうち、筑紫鴻臚館の遺跡である。七世紀後半の「筑紫館」を初見とし、一世紀中頃の「大宋国商客宿坊」まで、迎賓館から貿易拠点へと性格を変えつつも古代国家の対外窓口として機能し続けた。一九八七年の国史跡福

岡城跡現状変更に伴う発掘調査で発見されて以来、福岡市教育委員会によって計画的な確認調査が継続されている。

これまでの発掘調査で、鴻臚館の客館部分は、自然の谷を挟んだ北と南の丘陵上に並列的に営まれたことが明らかとなった。

今回の調査では、北館の塀区画南東隅の外側に掘られた八世紀中頃の便所遺構SK一一二四から、木簡一点が出土した。SK一一二四の下層は排泄物の堆積層で、多量の籌木などが捨てられており、木簡はその中に含まれていた。他にも付札やその断片が出土しているが、文字を伴うものはなかった。

鴻臚館跡では、第五・六次調査において、南館の便所遺構SK五七からも、木簡がまとまって出土している(本誌第一三号)。

8 木簡の积文・内容

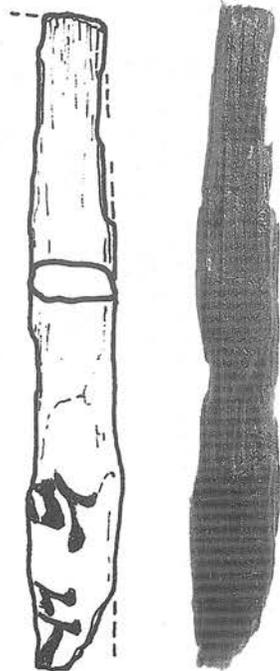
- (1) □ □ (18)×(160)×6 081

板目材の横材の木簡の断片で、少なくとも二行の文字が書かれている。一行目の部首は竹冠、二行目はなべぶたと思われるが、文字を特定することはできない。

9 関係文献

- 福岡市教育委員会「鴻臚館跡一六」(福岡市埋蔵文化財調査報告書八七五、二〇〇六年)

(大庭康時)



福岡・椿市廃寺
つばきいちはいじ

- 1 所在地 福岡県行橋市大字福丸字上長町
- 2 調査期間 第四次調査 一九九二年(平4)六月～十二月
- 3 発掘機関 行橋市教育委員会
- 4 調査担当者 小川秀樹・辛嶋智恵子
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代～奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(行橋)

椿市廃寺は、京都平野北西部に形成された小平野の西奥部に所在する古代寺院跡である。現在旧伽藍の中心部に真言宗願光寺が建ち、

同寺境内とその周辺に古代寺院の遺構が残る。
一九七七・七八・七九・九二年の四次にわたる発掘調査が行なわれ、金堂は未確認ながら講堂の位置と塔の推定位置から、主要建物が南北に並ぶ四天王寺式伽藍配置と推定されている。

検出した主な遺構としては、東西二六・一m南北一八mの乱石積基壇を伴う七間×四間の礎石建物の講堂がある。また、塔心礎は掘り出されて移動しており、現在の塔心礎より二〇m南で塔の存在を推定させる痕跡が確認されている。通常塔と講堂の間に配置される金堂は未確認である。講堂の東側には回廊と推定される柱穴列があり、東西約七四m南北約一〇〇mの範囲に主要伽藍が配置されていたと考えられる。また、寺域内で伽藍と一部重複して複数の掘立柱建物が検出されており、寺院に先行する在地豪族の居宅などの存在も推定される。

遺物は、創建瓦とされる百済系単弁八弁蓮華文軒丸瓦と重弧文軒平瓦を含め、軒丸瓦五種、軒平瓦二種が出土した。この中には平城宮跡の六二八四F型式と同範の軒丸瓦があり、椿市廃寺の壇越と中央政権との関係を窺わせる。瓦以外の出土品には、今回紹介する木簡のほか、墨書土器、塑像螺髪、白釉緑彩陶器、緑釉陶器などがある。

椿市廃寺は七世紀末ないし八世紀前半に建立され、九世紀まで存続する京都郡内唯一の初期寺院であることから、建立者は郡司級の豪族と考えられる。より具体的には、天平一二年(七四〇)の藤原広嗣の乱に際し、兵五〇騎を率いて官軍に帰順した京都郡大領栢田勝勢麻呂の一、二代前の人物が建立者としてふさわしい。「勝」という渡来系の姓は多様な朝鮮半島系瓦の出土と符合し、平城宮の瓦の范型がもたらされたことは、大領栢田氏と中央政権との関わり

に求めることができるであろう。

木簡は、講堂の東約二〇mに位置するⅡ区の一トレンチから一点出土した。同トレンチからはクスノキ材を削り貫いた井筒を用いた井戸が検出されている。主要伽藍の後背地にあたるこの一帯は寺院が建っていた頃より滞水状況が認められ、堆積した灰色の粘質土に瓦や土器、木製品などの遺物が包含される。木簡もこの包含層より出土し、所属年代は明確ではないが、八世紀後半から九世紀の所産としてよいであろう。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「今日物」^{〔忌カ〕}

・□□□□

(90)×(25)×5 081

右上部を欠損し、下部は片側を突起状に削り出す。木簡の中心軸よりややずれて直径約3mmの孔が二つ、6cmの間隔で穿たれる。下端の整形と穿孔は二次的なものとみられる。表面の「物」の下の一文字は、「忌」の「心」が省画されたものと推定される。裏面にも三文字ほど墨痕が認められるが、現状では釈読できない。

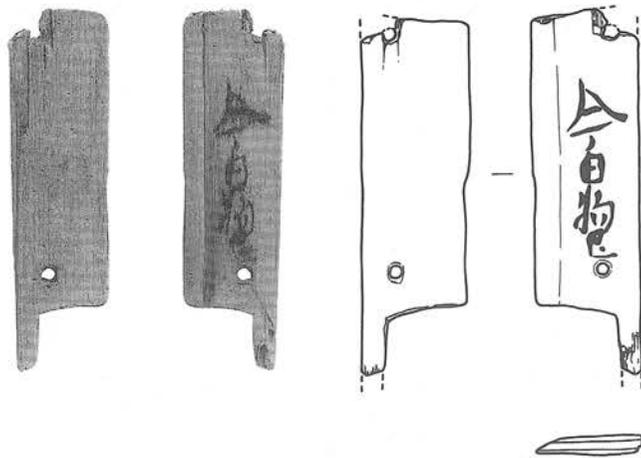
墨書内容から物忌札と考えられる。ただ、この木簡が寺院に直接付随する遺物であるかは、今後さらに検討を要する。九州における物忌札としては大分県飯塚遺跡に類例がある(本誌第二号)が、(樺市廃寺跡の物忌札も九州では稀少な事例の一つといえよう。

木簡の釈読及び成稿にあたっては、奈良文化財研究所の山本崇氏のご教示を得た。また、写真は同研究所の中村一郎氏による。

9 関係文献

行橋市教育委員会『樺市廃寺Ⅱ』(行橋市文化財調査報告書二四、一九九六年)

(小川秀樹)





(2)



(1)



(2)



(1)

木簡研究 第二三二号

巻頭言—木簡学会の原点—

鎌田元一

二〇〇〇年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊七坪 藤原京跡十一条・朱雀大路
酒船石遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条一坊十町 平安
京跡左京六条三坊六町 御室仁和寺 大坂城跡 中之島三丁目所在遺跡
(鳥取藩蔵屋敷跡) 広島藩大坂蔵屋敷跡 加美遺跡 堺環濠都市遺跡
深江北町遺跡 行幸町遺跡 柴遺跡 辻子遺跡 幅下遺跡 中村遺跡 春
岡遺跡群 大坪遺跡 若宮大路周辺遺跡群 北条小町邸跡 北条泰時・時
頼邸跡 汐留遺跡 大崎城跡 蜂屋遺跡 新宮神社遺跡 柿田遺跡 荒井
猫田遺跡 中野高柳遺跡 洞ノ口遺跡 仙台城本丸跡 市川橋遺跡 赤井
遺跡 柳之御所遺跡 馳上遺跡 石田遺跡 山形城跡 本町一丁目遺跡
安江町遺跡 打木東遺跡 畝田ナベタ遺跡 加茂遺跡 吉田C遺跡 美麻
奈比古神社前遺跡 麻生谷遺跡 下ノ西遺跡 腰廻遺跡 蔵ノ坪遺跡 船
戸桜田遺跡 西川津遺跡 尾道遺跡 周防国府跡 観音寺遺跡 中前川町
二丁目遺跡 井相田C遺跡 元岡・桑原遺跡 彼岸田遺跡 沖城跡(1) 沖
城跡(2) 上高橋高田遺跡 白藤遺跡群
一九七七年以前出土の木簡(二三)
平城宮跡(七七次)

釈文の訂正と追加(四)

平城京跡左京一条三坊十三坪(二三号) 大猿田遺跡(一九号) 荒井猫
田遺跡(二二号) 東木津遺跡(二二号) 下ノ西遺跡(二二号)

七世紀木簡の国語史的意義

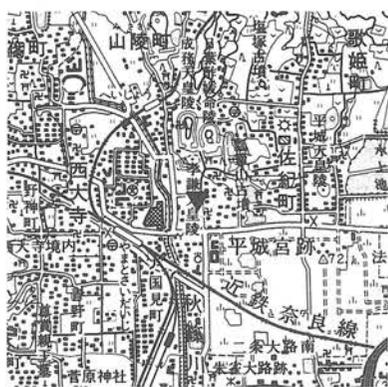
犬飼 隆

飛鳥池木簡の再検討

吉川 真司

新刊紹介 V・L・ヤーニン著(松木栄三・三浦清美訳)

『白樺の手紙を送りました—ロシア中世都市の歴史と日常生活』渡辺晃宏
彙報 頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円



(奈良)

この調査は、県営住宅建設に伴うもので、調査地は、平城京の条坊復元では右京一条二坊一坪にあたる。調査区は、六m×七五mの南北トレンチと、それに直交

- 1 所在地 奈良市二条町
- 2 調査期間 一九七二年(昭47)十一月～十二月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 坪井清足
- 5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 古代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

この調査は、県営住宅建設に伴うもので、調査地は、平城京の条坊復元では右京一条二坊一坪にあたる。調査区は、六m×七五mの南北トレンチと、それに直交



墨書土器集合

する六m×二五mの東西トレンチからなり、調査面積は約六〇〇㎡である。
検出した遺構は、奈良時代以前、奈良時代、及び奈良時代以後の三期に大別される。ただ、奈良時代以前及び以後の遺構は、遺構の重複関係によるもので、いずれも時期を決める遺物は出土していない。
奈良時代の主な遺構は、東西棟建物の西妻部分、溝三条、土坑三基、井戸一基で、木簡は、南北・東西のトレンチが交差する付近で検出した井戸SE八一〇の下層から一点出土した。
井戸SE八一〇は、一辺約四m深さ二mの方形の掘形をもち、井戸枠は残存しない。井戸の堆積土は大きく上下二層に分かれ、上層からは、平安時代の黒色土器、須恵器甕などが出土し、下層からは、奈良時代末頃の土器、宝亀・延暦年間

一九七七年以前出土の木簡(二九)

奈良・平城京跡右京一条二坊一坪

へいじょうきょう

(七七〇、八〇六)頃の軒平瓦、緑釉の火舎の脚部などのほか、「□
継」(須恵器杯または皿底外)、「下」(須恵器杯AⅢ底外)、「赤」(土師器
皿AⅠ底外)と記された墨書土器が出土した。上層の遺物から、井
戸は、平城京廃絶後しばらくして埋没したものと推測される。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「。□水船四枚切机四前中取一前 174×20×3 011

上端・右辺は削り、下端は二次的切断、左辺は二次的削りか。船
は槽に通じることから(「和名抄」)、「水船」は水槽のことであろう。
「切机」は俎、「中取」は中取机(案)のことで、脚のついた机で
ある。厨房用具・食膳具の類の品名と数量が列挙された木簡である
が、用途は不詳。

9 関係文献

奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三八(二〇〇
七年)

(山本 崇)



奈良・本薬師寺跡

もとやくしじ

- 1 所在地 奈良県橿原市城殿町
- 2 調査期間 一九七六年（昭和51）一月～二月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 工藤圭章
- 5 遺跡の種類 寺院関連遺跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（吉野山）

市営住宅への進入路新設に伴う事前調査で、調査地は本薬師寺の西南隅部にあたる。発掘面積は四五〇㎡。主な検出遺構は、藤原京八条大路・西三坊大路などである。

八条大路は溝心々間距離一五・九m、路面幅一四・〇m、西三坊大路は溝心々間距離一五・二m、路面幅一四・一mであり、両大路の交差点では、西三坊大路の東側溝SD一〇五の上に

積文の訂正と追加(一〇)

秋田・秋田城跡(第一・八・一二号)

あきたじょう

- 1 所在地 秋田市寺内字鶴ノ木
- 2 調査期間 一 第二五次調査 一九七八年(昭53)七月～一月、二月、二 第三九次調査 一九八四年四月～七月、三 第五四次調査 一九八九年(平1)四月～一月
- 3 発掘機関 秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所
- 4 調査担当者 一 小松正夫、二 小松正夫・日野 久
三 小松正夫・日野 久・松下秀博・西谷 隆
- 5 遺跡の種類 城柵官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代
- 7 木簡の積文・内容
秋田城跡出土の木簡については、本誌第一・八・一二号で報告したが、第一二号で報告した第五四次調査分、すなわち外郭東門西南の湿地SG一〇三二のスタモ層から出土した木簡については、整

理・解読の途上で四点について報告したにとどまっていた。その後、第五四次調査出土木簡は二九六点に及ぶことが判明し、その全貌は『秋田城出土文字資料集Ⅱ』(秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ、一九九二年)において報告した。また、『秋田市史』第七巻古代資料編(二〇〇一年)などで一部の積文の訂正を行なっている。本誌においてもこれらの成果の一端を紹介したいというのが、今回の追加紹介の意図の一つである。

また、木簡の科学的保存処理の前後における再検討や、今般編集が進められている『青森県史』資料編古代二による東北地方出土文字資料データの収集過程における再検討によっても、新たな積読成果を得ることができたため、積文の新たな訂正が必要となった。

そこで、今回、本誌既紹介の木簡の積文訂正と、『秋田城出土文字資料集Ⅱ』で報告した木簡のうち主要なもの追加、という形で、秋田城跡出土木簡の紹介を行なうこととした。『秋田城出土文字資料集Ⅱ』所収の積文の訂正を要する木簡はすべて紹介することとし、秋田城跡出土木簡番号の後ろに※を付して明示した。

なお、その際、法量の訂正や積読できない文字数の変更など、軽

(21) 「子太^{〔肥カ〕}一升夜^{〔和カ〕}矢一升、伊佐伎二升、鎔取一升、伊波^{〔一升〕}

・「伊佐伎三升真紀^{〔二升〕}子^{〔一升〕}手^{〔二升〕}

413×33×6 011 第一八号

(22) 鳥百五十 □万呂百五十

子淨足百五十 □^{〔目佐カ〕}万呂百五十
若公百五十 羊百五十

・公足百五十

□百五十
□百五十

□^{〔万呂百五十カ〕}
□^{〔万呂百五十カ〕}
□^{〔万呂百五十カ〕}
□^{〔万呂百五十カ〕}

(120)×32×3.5 019 第三四号※

(23)

・真^{〔采カ〕}万呂^{〔百カ〕}五十
身万呂百五十
百五十

子^{〔万呂〕}万呂
廣成
真

□^{〔百〕}
□^{〔百〕}
□^{〔百〕}

116×(28)×3 081 第一〇九号

(24)

・□^{〔四卷〕}役病行

□^{〔卷カ〕}五

□^{〔高泉水カ〕}
□^{〔高泉水カ〕}
□^{〔高泉水カ〕}

・私カ
奉鳥取部雄足

(85)×(29)×2 081 第一〇二号※

(25)

掃守 □

□^{〔乙乃子〕}一斗三

(203)×(14)×1.1 081 第一三三号※

(26) 子得員千二百

□

(112)×(17)×2.5 081 第一三七号※

(27) 上野国緑^{〔足〕}□^{〔足〕}□^{〔足〕}

□^{〔米五石代〕}

220×21×13 051 第七四号

(28) 最上郡糯二斗 □^{〔主〕}人

延曆十三年五月十九日丸子マ^{〔主〕}□^{〔主〕}□^{〔主〕}

173×18×4 051 第六九号

(29) 平鹿郡糯五斗延曆十一年□月廿六日

書生丈マ □

(204)×23×4.5 051 第七五号

(30) <^{〔郡カ〕}糯五斗^{〔挟抄檜前カ〕}□^{〔挟抄檜前カ〕}□^{〔挟抄檜前カ〕}

> 延曆十二年□月廿一日□□□長

(127)×23×4 033 第五六号※

- (31) ・「壬生虫万呂春米糯五斗
 ・ $\square\square\square\square$ 年五月十日 (148)×21×2 019 第七一号
- (32) ・「<三国浄万呂調米五斗
 ・「> 三月九日 (128)×25×4 033 第六四号
- (33) $\square\square\square\square$ 物マ $\square\square$ 倉調米五斗 091 第一一八号※
- (34) 「廣面郷公子並神調九斗 (185)×(22)×1 081 第一七号※
- (35) 「大田郷石マ $\square\square$ 安女」 154×21×3 051 第七七号※
- (36) ・「<山方郷大伴部白麻呂上 $\square\square\square\square$ 石」^{「カ」}
 ・「> 奉神 $\square\square\square\square$ 九 $\square\square$ 五月」
 317×35×10 032 第五一号※
- (37) ・「<吉弥侯里秦根二斗五斗
 ・「> 三月廿七日 (134)×20×4 033 第五一号※
- (38) ・「<上稻」^{「豊カ」}
 ・「>酒見公 $\square\square$ 繼」^{「豊カ」} 166×22×3.5 033 第五三号※
- (39) 「 $\square\square\square\square$ 」 延曆十四 \times 195×22×5.5 065 第六五号
- (40) 「伊 $\square\square$ 社大伴マ龍万呂」^{「奈カ」} 175×18×5 051 第七六号
- (41) 「枚人」 147×20×5 051 第七八号※
- (42) ・「 $\square\square\square\square$ 。丙寅。丁卯。戊辰。 $\square\square\square\square$ 。庚 $\square\square\square\square$ 。壬 $\square\square\square\square$ 。酉。」
 ・「 $\square\square\square\square$ 。乙 $\square\square\square\square$ 。子 $\square\square\square\square$ 。丙 $\square\square\square\square$ 。己 $\square\square\square\square$ 。庚 $\square\square\square\square$ 。辛巳。壬午。癸未」
 ・「 $\square\square\square\square$ 。丙戌。丁 $\square\square\square\square$ 。子 $\square\square\square\square$ 。己丑。庚寅。辛卯。壬辰。 $\square\square\square\square$ 」
 ・「 $\square\square$ 午 乙未 丙申 丁酉 戊戌 己亥 庚子 $\square\square$ 壬寅 癸 $\square\square$ 」
 ・「 $\square\square$ 乙 $\square\square$ 午 $\square\square$ 丁未 戊申 $\square\square$ 癸 $\square\square$ 」
 ・「 $\square\square$ 卯 $\square\square$ 酉 $\square\square$ 己未 庚申 $\square\square$ 西 $\square\square$ 壬戌」
 ・「 $\square\square$ 戊辰 $\square\square$ 庚 $\square\square$ 壬申 $\square\square$ 西」

277×27×27 065 第八四号※

上端。「主糧」は糧物を担当する官職か。(4)は、下端を左右から削り出して緩く尖らせる。表面の「二匠丁」は不詳。「二缶一斗」の可能性もあるか。但し、「缶」の最終画を之繞風に書く字形は類例を見ない。延暦一三年は七九四年。(5)は、上端は山形、下端は方頭を呈する。鯛の進上木簡。

(6)は、下端折れ、左辺割れ。鎮兵あるいは兵士の番長の解の断片。(7)は、下端折れ、左右両辺割れ。「三番」「四番」と見え、(6)と同じく上番に関わる木簡か。

(8)は、下端折れ、右辺割れ。(9)は、下端折れ、左辺割れ。(8)(9)ともに上野国からの解。いずれも鎮兵ないしその糧物の進上木簡であろう。

(10)～(12)は宿直木簡。(10)は、下端折れ。上総国部領(使)の解の様式による同国鎮兵の宿直木簡。「部」は偏を大幅に省画し、「マ」に近い字形をとる。(11)は、上端は櫛状に割りを入れる。下端は折れ。文字の残り具合からみて、左右両辺も原形をとどめない。門の宿直を報告する木簡。(12)は、上下両端折れ。文字の残り具合からみて、左右両辺も原形をとどめないか。

(13)～(23)は歴名木簡。(13)は、軍団の火長以下一〇名を列記した完形の歴名木簡。物部子宅主は第一〇八号木簡にも見え、また、第二〇六号木簡には大伴部真秋山と思われる「真秋山」が見える。(14)は、下端焼損。上端も原形をとどめないか。あるいは宿直木簡か。(15)は、

賦役令役丁匠条に基づいて構成された、火頭及び丁匠と思われる一〇名の人名を列記した完形の歴名木簡。(16)は、上端折れ。「九」は「凡」の可能性もある。「稲本」「八木」は人名とみられるので、「凡人十八人」の方が「人名十人数」という記載の整合性が高くなる。「大殿」は殿舎の尊称。木簡作成部署ごとに大殿があつてもよいが、ここではむしろ秋田城全体の大殿、すなわち政庁を指す可能性が高いか。(17)は、上端折れ。表面には人名を列記、裏面には日付と人名が書かれる。

(18)～(23)は帳簿様の歴名木簡。(18)は下端折れ。比較的幅の広い帳簿様の歴名木簡。一部に合点を付す。裏面の「神」の次の文字は、「出」または「上」の可能性がある。(19)は、下端折れ。木簡を二次的に整形し、何らかの木製品に転用したもの。右辺は上に向かって細く削っている。(20)は、上端折れ。下端は円弧状を呈する。右辺割れ。あるいは折敷の底板などを転用したものか。六段にわたる人名が残る歴名木簡。一部に合点が付される。一部の人名の末尾に見られる「戸主」は合わせ文字。(21)は、人名と数量を列記した長大な帳簿状の歴名木簡。一部に合点が付されている。(22)(23)は、「(人名) + 百五十」を列記する帳簿状の歴名木簡。(22)は上端折れ。(23)は、上下両端二次的切断。左右割れか。

(24)は、上下両端折れ、左辺割れ。經典の読誦に関する巻数に相当する木簡と考えられる。「役病行」「高泉水」は、行配りから考えて

もその上の「一巻」の註記ではなく、横に連なる連続した記載とみるべきであろう。なお、「巻」は従来いずれも「番」と釈読してきたもの。

(25)は、上下両端折れ。右辺二次的削りか。(26)は、上下両端折れ。

左右割れか。(27)は、下端は左右から削って尖らせる。右辺も文字の一部を欠いており、二次的整形か。「上野国緑□□」は上野国緑野郡のことと思われるが、残画から「野郡」を読み取るのは困難。

(28)～(30)は、郡を単位とする楯の荷札。(28)は上端は山形。下端は尖

頭状に作る。出羽国最上郡の楯の荷札。(29)は、下端を尖頭状に作るが、先端を欠損。出羽国平鹿郡の楯の荷札。延暦十一年は七九二年。(30)は、下端折れ。表面三文字目は従来「郷」と読まれてきたが、「郡」と釈読でき、また裏面にも新たに年紀が確認され、(28)(29)と同

様の荷札であることが明らかになった。表面の「挾抄檜前」は、かじとりの檜前の意か。「檜」は木偏に「色」を書く異体字。征夷のために坂東諸国に楯を準備させたことは、「続日本紀」延暦九年(七九〇)閏三月乙未条と同延暦一〇年十一月己未条に見える。これらは当事国陸奥・出羽における準備を前提にした施策だったのであろう。

(31)は、左辺上部は割れて欠損。下端折れ。左辺上部に焼痕あり。「春米楯」は他に見えない。楯は炊いた米を乾燥させたもので、敢えて「春米」を付した理由は不詳。春米として管理していたものを

楯に加工したことを特に表現するためか。あるいは、楯の荷札の類例(28)～(30)が基本的に郡単位の貢進書式をとることからすると、個人単位の貢進書式をとるこの荷札は、楯加工用の春米の荷札ということもあり得るか。

(32)は調米の荷札。下端折れ。他の事例からみて「五斗」と続いていたのであろう。(33)は調米の荷札の削屑で、長さ一六〇mm幅二一mm厚さ二mmを測る大型のもの。冒頭の「□□□□」は、従来「□八斗」と読まれていたが、そのように読むと荷札との理解が難しくなる。

(34)～(37)は郷または里から書き出す荷札。(34)は下端折れ、左辺割れ。「公子」の二文字は、従来「草」と読まれてきた。「公子並神」は調の貢進者名であろう。「廣面郷」は「和名抄」には見えないが、秋田市に近世初頭まで遡る地名「広面」が現存し、これにあたると思われる。「九斗」は異例だが、調米の荷札か。(35)の「大田郷」は、出羽国出羽郡大田郷か。(36)は完形の荷札。「山方郷」は出羽国最上郡の郷名。品目部分の二文字目は米偏のみ残存し、「粳」などの可能性がある。「奉神」は神社へ貢進する物品であることを示すか。神祇祭祀に関わる木簡には、他に(40)(55)などがある。「五月」の上が「九年」であるとすれば、延暦の紀年銘木簡が多数共伴していること(下限は(39)の延暦一四年)からみて、延暦九年の可能性が高い。(37)は、下端焼損。表面は、「吉弥侯里」(地名)＋「秦根」(人名)＋「二斗五」(貢進料)とも、また「吉弥侯里秦」(人名)、「根」(品

名) + 「二斗五」(貢進料)とも解釈できる。「吉弥侯里」の存在は知られず、「根」は海藻根の可能性が考えられるが、海藻根を斗量で量る事例はない。但し、海藻類を斗量で量る例はないわけではない。③8は、「継」の右側が欠けている可能性があり、木簡の左辺は二次的整形ともみられる。貢進する稲の付札。裏面の人名は従来「男継」と読まれてきたもの。

③9は、左辺上部に切り込みが残る。荷札木簡を用途不明の木製品に二次的に加工したもの。文字は、木簡上部は左端部分が僅かに残る。年紀部分は左半が残る。延暦一四年は七九五年。

④0の「伊奈社」は不詳。④1の「枚人」は名であろう。

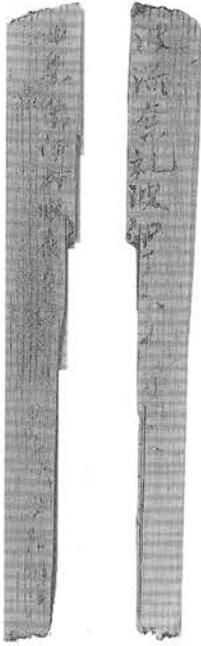
④2は、棒状の材を七面に面取りし、干支を一〇組ずつ記す干支棒木簡。文字の残りが悪く、釈読できない部分が多いが、第一面から第六面で完結し、第七面には再び第一面と同じ「甲子」から「癸酉」までが書かれていたと思われる。実際の字配りはかなりまちまちで、残りが悪いこともあって厳密な字配りの復原は困難であるため、釈文は便宜干支ごとに二文字ずつ揃えて整列して示した。なお、第五面では、字配りからみて「己酉」「庚戌」「辛亥」「壬子」のいずれかを欠き、第六面でも一〇番目にあるべき「癸亥」の書かれる余地が残されていない。第一面から第三面には干支間に穿孔(貫通しない丸い凹み)があり、第一面では、一〇番目の干支の下にも穿孔がある。

④3は、上端折れ、左右両辺割れ。従来「尾治部□山主」と釈読されてきたが、残画からみて「尾治部」とは釈読できない。④4は、上端折れ。「大生」は「大壬生」に同じ。④5は、下端折れ。左辺は割れか。④6は、檜扇の骨の一本に墨書がある。④7は、下端折れ。左右両辺はいずれも上部が割れ。④8は、木簡を二次的に整形し、ヘラ状木製品に転用したもの。現状の上部三分の二ほどを細く削り出す。

「壬生マ」は「壬生マ」に同じ。④9は、木簡を二次的に整形し、齋串に転用したもの。上端折れ。下端は尖らせる。表面三文字目は従来「佑」と釈読し、官司の構成を考える根拠としてきたものだが、釈読困難。

⑤0は、上下両端二次的切断、左辺割れ、右辺削り。⑤1は左辺削り、右辺割れ。従来これらは左右に接続すると考えられていたが、同材でその可能性は高いものの、直接は接続せず、間に別断片があったと考えられるため、別番号を与えることとした。

⑤2の表面の「伊万志□□」は、従来「伊河志波万」と読んできた部分である。二文字目は「河」と釈読するには残画が少なく、むしろ「万」に近い。逆に五文字目の「万」は「河」でもよい。四文字目の「波」は不詳。裏面の「伊□□奴」は従来「伊和万始」と読んでいたが、このうち「始」は「奴」。二文字目の旁は「口」ではない。また従来の「止利河波志」のうち「河」はどちらかといえ「阿」に近い。



(52)



(2)表(部分)
(赤外線画像)



(10)
(赤外線画像)

53、57は削屑。53は、上端が原形をとどめる。「田川郡」は出羽国田川郡。文字の大半が残り墨痕も比較的明瞭であるが、釈読できない。54は、上端が原形をとどめる。「置賜郡」は出羽国置賜郡。55は、右辺が原形をとどめるか。「奉神」は36にも見える。56の「米」は、従来「少丁」と釈読していた部分。57は習書であろう。「府」は符と通用する。

(小松正夫)

文化財写真に携わる人の必携マニュアル
「埋文写真研究」一八号

埋蔵文化財写真技術研究会編

巻頭言

CTP工程の最新技術と校正方法

ネガタイプ入稿による白黒高品質印刷

赤外線撮影による遺構検出の試み

關鷄山古墳撮影

そこそこカメラマンをめざして

年輪年代学におけるデジタル画像技術の活用

背景紙の蛍光反応

黒崎 直
宮内康弘
中村一郎
寿福 滋
井上直夫
富樫孝志
大河内隆之
井上直夫
他

在庫状況のお知らせ

頒価 一号～五号 品切れ、六号～八号 三五〇〇円

九号 三〇〇〇円 一〇号～一八号 三五〇〇円

送料 一冊～四冊 五〇〇円

五冊～一〇冊 一〇〇〇円 一冊以上 無料

ご注文は、埋蔵文化財写真技術研究会まで直接お申し込みください。ご注文は郵便振替でお願いします。

宛先 〒六三〇一八五七七 奈良市二条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所気付 埋蔵文化財写真技術研究会

電話 〇七四二一三〇一六八三八

郵便振替 口座番号 〇一〇五〇一九一九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会

ホームページ <http://www.maishaken.jp/>

木簡学会会則

第一条 本会は木簡学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。

- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
- 2 研究会の開催

3 会誌『木簡研究』その他の刊行

4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力

5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。

二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、その他前条の事業に参加することができる。

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

1 会長一名

2 副会長二名

3 委員若干名

4 監事二名

5 評議員若干名

第七条 委員・監事および評議員は総会において選出され、任期は二年とする。ただし再任はさまたげない。

二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。

三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

五 評議員は会務運営についての助言を行なう。

第八条 本会は毎年一回総会を開く。

第九条 本会の経費は会費および寄付金等をもってあて、総会において会計報告を行なうものとする。

第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定、一九九五年十二月二日改正、二〇〇四年十二月四日改正)

彙報

第二八回総会及び研究集会

木簡学会第二八回総会及び研究集会は、二〇〇六年二月二・三日、奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂・小講堂において、一六二名の個人会員、一団体の団体会員、及び二名の海外会員の参加を得て開催された。会場には藤原京跡左京七条一坊出土木簡・西大寺食堂院跡出土木簡（以上、奈良文化財研究所）、滋賀県西河原宮ノ内遺跡出土木簡（財滋賀県文化財保護協会）、徳島県観音寺遺跡出土木簡（財徳島県埋蔵文化財センター）、難波宮跡出土木簡レプリカ（財大阪市文化財協会）などが展示されたほか、奈良文化財研究所開発の木簡解読ソフト Mokkan Shop の実演も行なわれた。

◇二〇〇六年二月二日（土）（一三時～一八時）

第二八回総会（議長 清田善樹氏）

栄原永遠男会長の開会挨拶の後、議長を選出し、以下の報告が行なわれた。

会務報告（渡辺晃宏委員）

会員の状況（個人会員三四三名、団体会員三団体、二〇〇七年度の新入会員五名）、会員サービス、会誌販売について報告があった。また、

九州特別研究会実行委員長の坂上康俊委員より、二〇〇六年九月一五・一六日に開催した同研究会の実績報告があった。

編集報告（榎木謙周委員）

『木簡研究』第二八号の編集について報告があり、頒価を五〇〇〇円とする提案が行なわれた。また、『木簡研究』への原稿募集について説明がなされた。

会計・監査報告（吉川聡委員・西山良平監事）

吉川聡委員より二〇〇五年度会計（一般会計及び特別会計）の決算が報告され、これについて西山監事より会計処理が適正に行なわれている旨の監査報告がなされた。前年度以前と比較して良好な状況にあり、会誌収入も持ち直したと評価された。ただ、予算よりも決算額が少なく、会議費・編集費の未執行について改善されたいとの意見が付された。

引き続き、吉川聡委員より二〇〇六年度予算案が提示された。

以上の案件は、すべて原案通り承認された。その後、渡辺晃宏委員より大和北道路の現状についての説明があり、寺崎保広委員より「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える声明」の案文が読み上げられ、承認された（二五〇・二五一頁の会告を参照）。引き続き、役員改選が行なわれ、立候補者がいなかったため、古尾谷知浩委員より全員留任の提案があり、拍手により承認された。

研究集会

報告(司会 鷲森浩幸委員)

大宝令施行直後の衛門府木簡群―藤原京跡左京七条一坊西南坪出土木簡をめぐって―
市 大樹氏

二〇〇六年全国出土の木簡

浅野啓介氏

市氏の報告は、藤原京跡左京七条一坊出土の木簡群について、従来は中務省に関する木簡群であるとしていた見解を修正し、門勝木簡を含んだ衛門府に関わる木簡群とした報告である。従来知られていた門勝木簡のほかに、門勝申請木簡に中務省が決裁文言を追記することにより門勝木簡として機能するタイプのものであることを指摘した。また出土地点を衛門府に比定し、それ以後の平城京・平安京においても衛門府は一貫して宫外官司であったことを考証した。報告に引き続き、門勝木簡や門号、衛門府をめぐって活発な議論が行なわれた。

浅野氏の報告は、二〇〇六年出土木簡を紹介するもので、七三件の木簡を取り上げた。

右記の報告のうち、市氏の報告は論文として本誌に掲載することができた。浅野氏の報告で取り上げた木簡の多くも報文として掲載することができた。ご協力頂いた方々に厚くお礼申し上げます。

◇二月三日(日)(九時―一五時)

研究集会

報告(司会 吉江 崇委員)

観音寺遺跡(二〇〇五年度)の調査について
大橋育順氏
観音寺遺跡(二〇〇五年度調査)出土木簡
和田 萃氏

滋賀県野洲市西河原宮ノ内遺跡(七次)の調査

畑中英二氏

野洲市西河原宮ノ内遺跡出土の木簡について

大橋信弥氏

難波宮跡の調査と万葉仮名木簡

藤田幸夫氏

西大寺食堂院跡の井戸と出土木簡

渡辺晃宏氏

大橋・和田氏の報告は、徳島県国府町所在の観音寺遺跡の調査概要と勘籍木簡を含む二〇〇五年度出土の木簡について紹介したもの、畑中・大橋氏の報告は、滋賀県野洲市所在の西河原宮ノ内遺跡(七次)の調査概要と七世紀末から八世紀初頭前後の貸稲に関する木簡群について紹介したもの、藤田氏の報告は、難波宮跡から出土した七世紀中頃の万葉仮名木簡の紹介、渡辺氏の報告は西大寺食堂院跡から出土した寺院運営に関わる木簡群の紹介である。報告終了後、前日総会で了承された平城宮・京跡木簡の保存声明案につき、字句を修正したものが配布され、渡辺晃宏委員による説明の上、参会者の承認を得た。また昼の休憩時間には、インターネットによる韓国城山山城木簡の写真閲覧システムの紹介が行なわれた。

全体討論(司会 山中 章委員)

二日目の報告内容について、さまざまな観点から積極的な質疑・討論が行なわれた。最後に館野和己副会長の挨拶により閉会した。

委員会・役員会報告

◇二〇〇六年二月二日(土) 一〇時半～一二時

於奈良文化財研究所小講堂

総会・研究会に先立ち委員会を開催した。榊木謙周委員から会誌第二八号の編集経過について報告があり、頒価を検討した。また、事務局から諸会務についての報告があった。

引き続き一一時より、二〇〇六年度役員会を開催した。総会・研究会、会誌第二八号の編集、会務、会計について報告があり、評議員の方々からご意見をたまわった。

◇二〇〇七年六月六日(水) 一四時～一七時

於奈良文化財研究所小講堂

以下の案件について、報告・協議が行なわれた。

1 会務について。常任委員の委嘱、会員の異動、常任委員会などの開催、韓国木簡学会との資料交換について報告があった。2 入会審査。入会申込者八名についての報告があった。3 九州特別研究会実績報告。実績報告書の提出を受けて会計などの報告があった。4 二〇〇六年度会計報告・監査報告。会計、監査の報告および会誌販売促進策などについての議論が行なわれた。5 『木簡研究』第二九号の編集について。編集体制・編集状況について報告があった。6 第二八回総会・研究会について。日程および内容の確認、韓国木簡学会との交流について報告が行なわれた。7 三〇周年記念事業

と次期特別研究会。研究会を三〇周年記念と銘打ち一般向けシンポジウムを付加して実施する方向で検討することを確認し、特別研究会は予定通りに二〇一〇年に実施することを確認した。8 大和北道路問題と平城京遷都一三〇〇年祭問題。現状について情報交換を行なった。

◇二〇〇七年一〇月二日(月) 一四時～一七時

於奈良文化財研究所管理部会議室

以下の案件について、報告・協議が行なわれた。

1 会務について。会員の異動、常任委員会などの開催、韓国木簡学会との交流、名簿の作成について報告があった。2 入会審査。新入会申込者八名について、第二回委員会に引き続き審査を行ない、八名全員について入会を承認した。3 会計報告。二〇〇七年度会計中間報告があった。また、二〇〇八年度予算案を検討した。4 編集報告。『木簡研究』第二九号の編集状況について報告があった。5 第二九回総会・研究会について。一二月に開催する本年度の総会・研究会の内容について検討し、実施要項を決定した。また、韓国木簡学会会長ご一行の招聘について、役割分担などを決定した。6 三〇周年記念事業。第二回委員会で検討した記念事業を、二〇〇九年度研究会において実施することを決定した。7 次期特別研究会。候補地の選定を行ない、仙台を最有力候補地とすることにな

(鶴見泰寿)

会告 「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える声明」について

木簡学会では、京奈和自動車道大和北道路の平城宮跡近辺における地下トンネル計画に対し、再三にわたって疑義を呈し、その白紙撤回を強く要望してきた。現在最有力の「西九条佐保線地下十高架案」でも、平城宮・京跡の遺跡・遺物の保存という観点からみると、なお不十分であり、二〇〇六年度第一回委員会において、「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える要望書」を決議し、関係各位・機関に書面で申し入れた。

これを受けて私たちは、第二九回総会を開催するにあたり、改めて会員の総意による総会決議を行ない、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、文化庁長官、国土交通省近畿地方整備局長、同奈良国道事務所長、奈良県知事、奈良市長、大和郡山市長、奈良県議会議長、奈良市議会議長、大和郡山市議会議長宛に書面で申し入れを行なった。また、関係機関・団体・学会などにも送付し、理解と協力を求めた。左はその全文である。

平城宮・京跡の木簡の保存を訴える声明

木簡という貴重な資料の研究と保存をめざす木簡学会では、京

奈和自動車道大和北道路のルートとして、国指定の特別史跡で世界遺産にも登録された平城宮跡の地下を通す案が平然と語られたことに対し、再三にわたって重大な危惧を表明し、二〇〇三年二月には、平城宮・京跡の木簡の保存を訴える緊急アピールを学会の総意として呈したところです。

その後、本年二月、近畿地区幹線道路協議会課題別会議「大和北道路に関する会議」において、国土交通省有識者委員会が提示した複数ある推奨ルート案から「西九条佐保線地下十高架案」が選定されるに至りました。平城宮跡直下案が完全に否定された点では、一定の評価をしますが、「西九条佐保線地下十高架案」でもなお、平城宮・京跡の地下に眠る木簡の命の源である地下水に悪影響を与える懸念は拭い去れません。また、本年九月に出された京奈和自動車道（大和北道路）の環境影響評価準備書では、トンネル工事による水位の変動は季節変動よりも小さく、地下水位への影響は極めて小さいとしています。しかし、季節変動と違って、トンネル工事によって生じた地下水の変動は、たとえ小さくとも元に戻らず、木簡の保存に致命的な影響を与えかねないのです。

かかる危惧が充分には解消されなのまま計画決定がなされようとしている情勢に鑑み、本年六月に開催した木簡学会委員会において「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える要望書」を決議しまし

たが、遺跡とともに埋蔵されている木簡というかけがえのない歴史資料を後世に伝えていく責務があると考え、私たちは、ここに木簡学会第二八回総会を開催するにあたり、特別史跡平城宮跡や平城京跡に包蔵されている木簡を確実に保存する方策がとられるよう、会員の総意としてあらためて次の三点を要望いたします。関係各位・機関のご理解・ご協力と、誠意ある対応を切に要望するものです。

- 一 大和北道路のルート^の最終決定にあたっては、なお慎重な検討を行い、特別史跡平城宮跡や平城京跡に包蔵されている木簡を確実に保存する方策をとること。
- 二 かりに地下トンネル設置が不可避となり、シールド工法がとられる場合においても、トンネル出入口付近や地上の路面部分などでは、遺構や木簡などの遺物の破壊が懸念される。したがって、事前に十分な発掘調査を実施すること。また、地下水位の調査を継続的に実施し、その結果を公表すること。
- 三 事前発掘調査の結果、木簡をはじめとする重要な遺物・遺構の発見があった場合や、木簡の保存への影響が危惧される地下水位の変動が生じた場合には、ルートの変更も含めて再度検討を行い、遺跡・遺物について万全の保存措置を講じること。

二〇〇六年二月二日

木簡学会

告白 韓国木簡学会との交流

二〇〇七年一月、韓国木簡学会が設立され（会長朱甫敬慶北大学教授）、一月一〇・一一日の二日間にわたり、「国際シンポジウム 韓国古代木簡と古代東アジア世界の文化交流」が開催された。私たちは、韓国木簡学会の時宜を得た設立を心からお慶び申し上げますとともに、さらなるご発展をお祈りしたいと思います。

日本の木簡学会としては、交流の第一歩にまず会誌『木簡研究』のバックナンバーセットを寄贈させていただいた。韓国木簡学会でも韓国国内の出土文字資料を整理、報告する学術誌『出土文字資料研究』（年二回刊行）を刊行する予定と聞く。会誌の交換を手始めに、今後人的な交流、そして研究交流を実現していきたいと思う。幸いにも、本年の第二九回研究集会において、朱甫敬会長長の招聘が実現し、尹善泰総務理事とともに参加される見通しとなっている。

木簡学会では、今後韓国木簡学会と積極的に交流を進め、東アジア木簡学を築き上げていきたいと考えてるので、会員のみならずのご理解とご協力、そして暖かいご支援をお願い申し上げます。ご挨拶

PROCEEDINGS OF THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 29 2007

Contents

Foreword: Wooden Documents as Archaeological Materials..... YAMANAKA Akira.....	i
Contents	iii
Legend	vii
Wooden Writing Tablets Recovered in 2006	1
Outline..... WATANABE Akihiro.....	1
Explanatory Notes	7
Nara Prefecture: Nara Capital Site (1); Nara Capital Site (2); Nara Capital Site (3); Nara Capital Site/Nara-machi Site; Refectory Site, Saidaiji Temple; Higasa Fushinda Site; Fujiwara Palace Site; Fujiwara Capital Site; Ishigami Site; Sumida Sector, Shindō Site; Hachijō Site; Kamiya Site	
Osaka Prefecture: Osaka Castle Town Site; Hanayashiki Site; Ibaraki Site	
Hyogo Prefecture: Takahatachō Site	
Mie Prefecture: Chonaga Site	
Aichi Prefecture: Yoshida Castle Site	
Shizuoka Prefecture: Higashimae Site	
Shiga Prefecture: Nishigawara Miyanouchi Site; Nagahama Castle Site	
Nagano Prefecture: Koikemachi, Matsumoto Castle Town Site; Isemachi, Matsumoto Castle Town Site; Honmachi, Matsumoto Castle Town Site; Higashijō Site	
Miyagi Prefecture: Sendai Castle Site; Hachiman Sector, Sannō Site; Dannokoshi Site	
Iwate Prefecture: Shirayama Site; Nishikawame Site	
Yamagata Prefecture: Yamagata Castle Site	

Akita Prefecture: Neko Arata I Site	
Aomori Prefecture: Nitta (1) Site; Shinjō Hiraoka (4) Site	
Fukui Prefecture: Kizaki Site	
Ishikawa Prefecture: Toyoho Site; Kinoshinbo Site; Ōmachi Gonjogari Site; Yawata Ōminakuchi Site	
Toyama Prefecture: Yasuyoshi Site; Gankaiji Castle Site; Toyama Castle Town Site	
Niigata Prefecture: Niibori Murashimo Site; Komakubigata Site	
Shimane Prefecture: Ōbuke Site	
Yamaguchi Prefecture: Suō Provincial Headquarters Site; Hagi Castle Site (Outer Moat Precinct)	
Tokushima Prefecture: Shō/Kuramoto Site; Shōzui Mansion Site	
Kagawa Prefecture: Kotobukichō Nichōme Sector, Takamatsu Castle Site	
Fukuoka Prefecture: Kōrokan Site; Dazaifu Site (Street Grid Remains); Tsubakiichi Abandoned Temple	
Saga Prefecture: Sendō Site	
Wooden Documents Recovered before 1977 (29)	151
Nara Prefecture: Block 1, West Second Ward on First Street, Nara Capital Site; Moto Yakushiji Temple Site	
Revisions and Additions (10)	154
Akita Prefecture: Akita Castle Site (Nos. 1, 8, 12)	
Ishikawa Prefecture: Nakaya Sawa Site (No. 25)	
Articles	
Wooden Document Cache Immediately Postdating the Taihō Code, from the Palace Gate Guard Headquarters: Basic Observations on <i>Mokkan</i> Recovered from East First Ward on Seventh Street, Fujiwara Capital Site	ICHI Hiroki.....167
Record of the Kyushu Symposium	198
Ancient Documentary Materials Recovered from Saikaidō	SHIBATA Hiroko.....199
Wooden Documents Recovered from the Dazaifu Historic Site	SAKAI Yoshiji.....211
The Kōrokan Site: Recovered Wooden Documents, Chronology, Toilets ŌBA Kōji, MATSUKAWA Hirokazu.....221
An Outline of the Motooka / Kuwabara Site and Its Wooden Documents SUGANAMI Masato.....233
The Recovered Wooden Documents and Immediate Vicinity of the Nakabaru Site TANAKA Fumio.....237
Bulletins	247
Editor's Notes	252
Columns	
A Buddhist Drawing Recovered from the Higashi Bōjō Site in Kashihara City YONEDA Hajime, KAKEHI Kazuya.....47
Rediscovery of Lacquer-permeated Document No. 96 from the Taga Castle Site YOSHINO Takeshi.....82

On the Designation as Important Cultural Property of the “Nara Palace Site, Imperial Domicile Outer Precinct Government Office <i>Mokkan</i> ”	WATANABE Akihiro	12
Markings on Ink-inscribed Pottery	BABA Hajime	28
On the Designation as Important Cultural Property of the Yamadadera <i>Mokkan</i>	WATANABE Akihiro	44
In What Sequence of Cuts Were Notches Made?	BABA Hajime	144
Reports of the Society		
On the “Petition for the Preservation of Wooden Documents from the Nara Palace and Capital Sites”		250
Interaction with the Korean Society for the Study of Wooden Documents		251
Illustrations		
PL 1	Wooden Documents Recovered from the Refectory Site, Saidaiji Temple	
PL 2	Wooden Documents Recovered from the Dazaifu Site (Street Grid Remains), Nara-machi Site, Nara Capital Site	
PL 3	Wooden Documents Recovered from the Ishigami Site	
PL 4	Wooden Documents Recovered from the Shinjō Hiraoka (4) Site	
PL 5	Wooden Documents Recovered from the Yawata Ōminakuchi Site	

Published by
THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第二九号

二〇〇七年一月二〇日 印刷
二〇〇七年一月二五日 発行

〒630-8577 奈良市二条町二丁目九番一号
奈良文化財研究所

編集発行

木

簡

学

会

史料研究室 氣付

会長 榮原 永遠男

TEL (074) 330-6837

E-mail mokkan@nabunken.go.jp

振替口座 01000-161-5117

〒600-8475 京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

真

陽

社

TEL (075) 351-6034

